

令和6年度
子ども・子育て支援等推進調査研究事業
離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究
事業報告書

令和7年3月
PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業目的】

本調査研究では、下記3点のリサーチクエスチョンに対する答えを出すことを目的とし、自治体へのアンケート調査及びヒアリング調査を通じて、親子交流支援事業・離婚前後親支援事業・養育費等支援事業(以下、3事業をまとめて「離婚前後の家族支援事業」という)の取組の実態を把握した。また、特色ある取組を収集し、事例集に取りまとめた。

1. 離婚前後の家族支援事業の現状の把握
2. 離婚前後の家族支援事業の課題整理
3. 離婚前後の家族支援事業のより良い支援のあり方の検討

【調査方法】

目的の達成のため、下記2つの調査を実施した。

1. 自治体向けアンケート調査
離婚前後の家族支援事業における取組状況、実施内容、実施効果・課題等について概要を把握
2. 自治体向けヒアリング調査
離婚前後の家族支援事業に取り組まれている自治体に対し、事業推進の背景、支援体制、実施内容、実施効果・課題等について深堀し、事例集を策定

【本調査研究の成果・考察】

アンケート調査及びヒアリング調査から、離婚前後の家族支援事業の利用状況や事業推進における課題等が明らかとなった。

離婚前後の家族への支援においては、養育費等支援事業等を活用した相談を起点とし、親子交流支援事業や離婚前後親支援事業等の実行支援に繋げていくことが期待されるが、親子交流支援事業は実施している自治体が少なく、離婚前後親支援事業の実施内容は費用補助が多いことが分かった。背景として、推進体制の構築やニーズ把握の難しさが、事業開始におけるハードルの一つとなっていることが分かった。

また、離婚前後の家族支援事業を実施している自治体においては、相談件数や利用件数の伸び悩みに課題を抱えていることが明らかになった。課題への対応策として、支援を必要としている方に情報を届ける手段の検討や、父母に対して親子交流や養育費の必要性を啓蒙していくことの必要性が明らかになった。

アンケート調査及びヒアリング調査で明らかになった課題を解決するため、下記施策が有効だと考える。

- ① 事業を推進する自治体が交流できる場の開催により、支援員のリレーションを構築する。
- ② 自治体の親支援講座等の活用により、離婚前・取り決め前等の早い段階で、対象者が養育費及び親子交流について考えるきっかけを創出し、養育費及び親子交流支援の必要性の啓蒙に繋げる。また、親支援講座実施後のアンケート等により、対象者のニーズを把握する機会を設ける。

- ③ 親支援講座実施後、自治体が能動的かつ継続的に参加者のフォローを行い、繋がりを持つことで、必要なタイミングで親子交流や養育費確保等の支援への連携を行う。
- ④ 家庭裁判所や公証役場等との連携を強化し、自治体以外でも、親子交流や養育費確保の必要性を啓蒙する場を増やす。

また、これから支援を開始する自治体や、既に取組を進めているが課題に直面している自治体の参考に資する情報を提供するための事例集を作成した。当事例集の積極的な発信により、離婚前後の家族支援事業の取組の解像度を高め、より多くの自治体が事業を推進・強化するきっかけの創出に繋がることが期待できると考える。

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業の背景	1
(2) 事業の目的・全体像	2
(3) スケジュール	3
2. 調査概要	4
(1) 自治体向けアンケート調査	4
(2) 自治体ヒアリング調査	45
3. まとめ	73
(1) 本調査研究の成果・考察	73

1. 事業概要

本章では、本調査研究の背景と目的、スケジュールについて記載する。

(1) 事業の背景

2026 年施行予定の民法等改正法に対応する離婚前後の家族への支援の充実が急務となっている。

2026 年に施行予定の父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法においては、

- ・ 婚姻の有無に関わらず父母が子に対して負う責任が明確化
- ・ 父母の協議により父母双方を親権者として指定することが可能となった（共同親権）
- ・ 養育費について、支払いが滞った場合に他の債権よりも優先的に財産の差し押さえが可能になった（先取特権）
- ・ 養育費の取り決めが無い場合でも、養育費の請求が可能となった（法定養育費）
- ・ 調停前、婚姻中の別居中、父母以外の親族との交流の促進

等が盛り込まれ、今後、離婚前後の子どもの養育に関する環境の改善が期待されている。

この民法等改正法により、離婚前後の家族への支援の重要性は一層高まることが想定されるため、

- ・ 親子交流支援事業
- ・ 離婚前後親支援事業
- ・ 養育費等支援事業

上記 3 事業の支援の現状や課題の整理・分析を踏まえ、より良い支援のあり方を検討し、支援体制の強化や政策・制度の充実に繋げる必要がある。

(2) 事業の目的・全体像

目的

- ・ 親子交流支援事業、離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の実態把握
- ・ 今後の施策検討を通じ、支援体制の強化や政策・制度の充実に繋げる
- ・ 支援事業未実施の自治体に対し、支援の検討・実施を進めるきっかけを創出

図表1 リサーチクエスチョン

- | |
|------------------------------|
| 1. 離婚前後の家族支援事業の現状の把握 |
| 2. 離婚前後の家族支援事業の課題整理 |
| 3. 離婚前後の家族支援事業のより良い支援のあり方の検討 |

全体像

本調査研究の目的を達成するため、親子交流支援事業、離婚前後親支援事業、養育費等支援事業を実施している自治体に対し、実態把握を目的としたアンケート調査及び、事例集作成を目的としたヒアリング調査を実施した。

図表2 調査の種類

調査の種類	調査概要
自治体アンケート調査	都道府県、市、特別区、福祉事務所設置町村 909 自治体のうち、離婚前後の家族支援事業に取り組む自治体を対象とした調査により、取組内容や課題・効果等の事業推進の実態を把握
自治体ヒアリング調査	自治体の離婚前後の家族支援の事例収集

(3) スケジュール

本調査研究は令和6年9月2日に事業の内示を受け、令和7年3月31日まで、図表3に示すとおりの経過で事業を実施した。

図表3 スケジュール

事業実施状況	
令和6年 9月	
10月	自治体アンケート調査、 自治体ヒアリング調査、 事例集構成設計
11月	
12月	自治体アンケート 調査実施
令和6年 1月	自治体アンケート 調査結果集計・分析
2月	自治体ヒアリング調査 とりまとめ・分析
3月	報告書・ 事例集作成

2. 調査概要

本章では、自治体向けアンケート調査の結果について詳細を記載する。なお、アンケート調査にあたり、設問文及び選択肢で「子ども」の表記を用いたため、グラフや表においても同様に「子ども」と表記している。

(1) 自治体向けアンケート調査

全国の自治体へのアンケート調査により、離婚前後の家族への支援事業の取組状況を把握し、課題抽出及びヒアリング先の選定にあたっての基礎資料とした。

調査概要

調査の概要は図表4のとおり。

図表4 自治体アンケート調査の概要

調査対象	全国の都道府県、市区、福祉事務所設置町村 909 自治体（悉皆） ※親子交流支援事業、離婚前後親支援事業、養育費等支援事業のいずれかの事業を実施している自治体に回答いただいた
調査方法	Microsoft Forms による Web 調査
調査期間	令和6年12月5日～令和7年1月10日
主な調査項目	1. 基本情報 ① 自治体の名称 ② ご担当部署 ③ 担当者様のご連絡先 ④ 人口規模 ⑤ ひとり親世帯数 ⑥ 離婚成立件数 2. 支援体制 ① ひとり親支援を所管している担当者数 ② 自治体内外の連携体制 3. 親子交流支援事業 ① 実施有無 ② 年間相談件数 ③ 予算額 ④ 住民のニーズ把握有無 ⑤ 支援のきっかけ ⑥ 事業内容 ⑦ 支援要件 ⑧ 周知方法 ⑨ 支援後の効果 ⑩ 事業実施前後の課題

	<p>4. 離婚前後親支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施有無 ② 年間利用人数 ③ 予算額 ④ ニーズ把握有無 ⑤ 支援のきっかけ ⑥ 事業内容 ⑦ 親支援講座の支援形式・時間・講師 ⑧ 周知方法 ⑨ 支援後の効果 ⑩ 事業実施前後の課題 <p>5. 養育費等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施有無 ② 年間相談件数 ③ 予算額 ④ 住民のニーズ把握有無 ⑤ 支援のきっかけ ⑥ 事業内容 ⑦ 手続き相談・個別相談等の支援形式・時間 ⑧ 支援要件 ⑨ 周知方法 ⑩ 支援後の効果 ⑪ 事業実施前後の課題
--	--

集計結果

有効回答数は 452 件であった。以降、集計結果の概要を述べる。

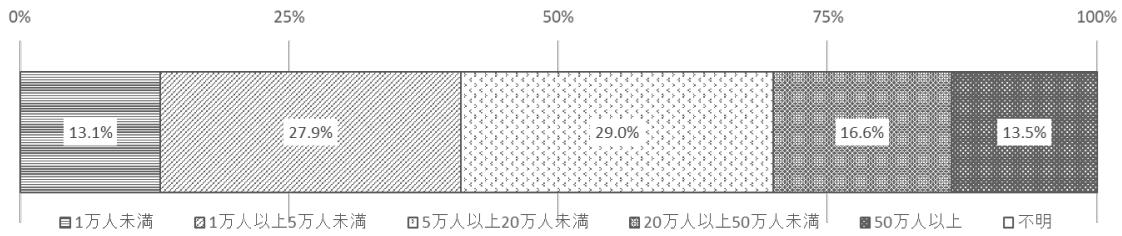
A) 単純集計

1. 基本情報

(1) 自治体の人口規模

- ・ 452 件の回答のうち、自治体規模は「1万人未満」13.1%、「1万人以上5万人未満」27.9%、「5万人以上20万人未満」29%、「20万人以上50万人未満」16.6%、「50万人以上」13.5 %であった。

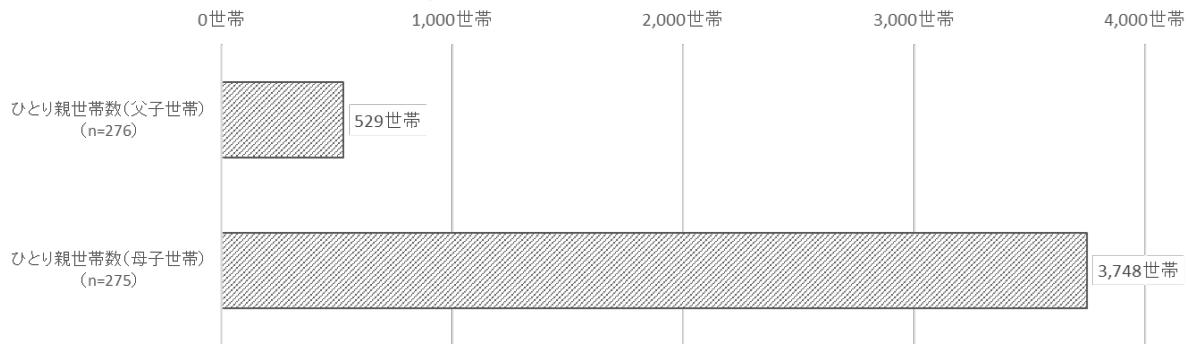
図表5 自治体の人口規模(n=452)



(2) 父子家庭数と母子家庭数

- ひとり親世帯数を把握している自治体の回答は、母子世帯については 275 件、父子世帯については276件あり、父子家庭は529世帯、母子家庭は3,748世帯であった。

図表6 父子家庭数と母子家庭数

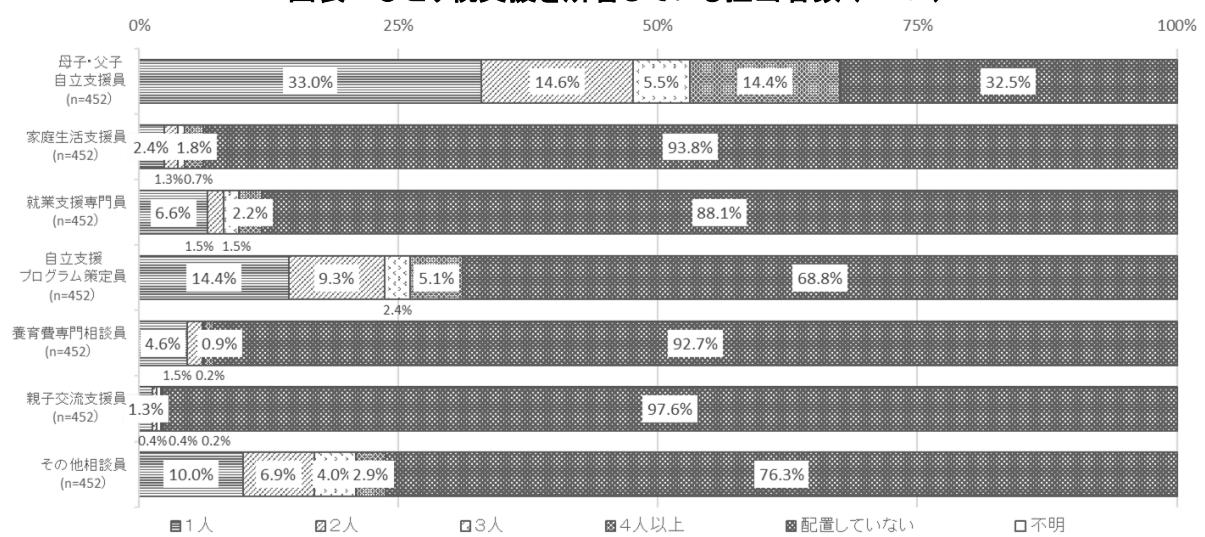


2. 支援体制

(1) 自治体担当者数

- ひとり親支援を所管している担当者数について、「母子・父子自立支援員」を1人以上配置している自治体は 67.5%と最も多く、次いで、「自立支援プログラム策定員」を1人以上配置している自治体は31.2%と続いた。

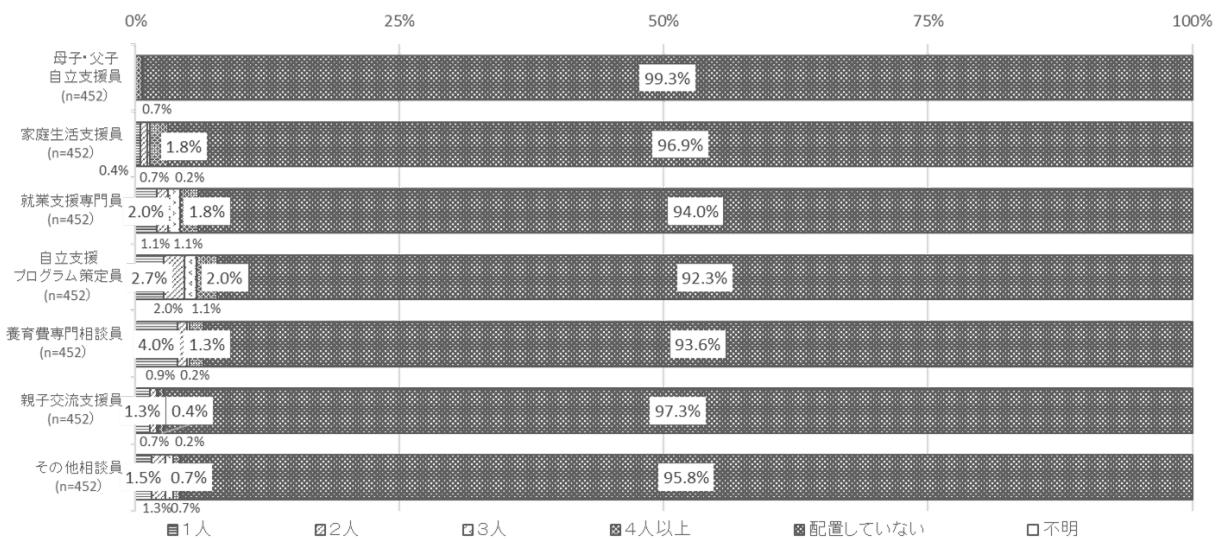
図表7 ひとり親支援を所管している担当者数 (n=452)



(2) 委託担当者数

- いずれの担当者においても、9割以上が外部委託の人員を「配置していない」という回答であった。

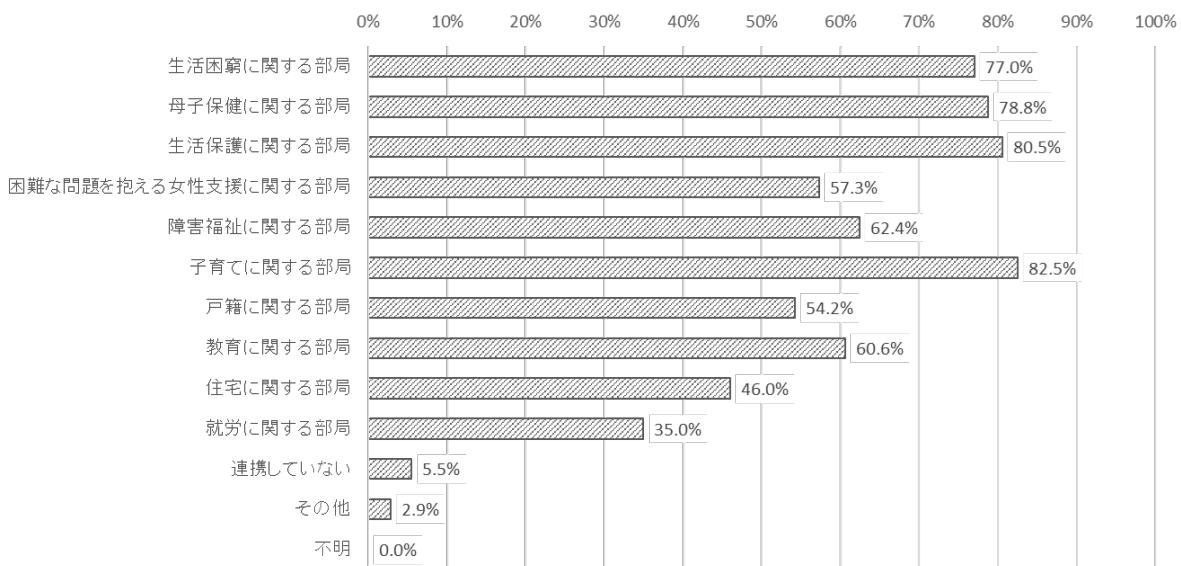
図表8 外部委託している方の人数(n=452)



(3) 自治体内で連携している部局

- 自治体内で連携している部局で最も多かったのは「子育てに関する部局」82.5%、次いで「生活保護に関する部局」80.5%、「母子保健に関する部局」78.8%と続いた。

図表9 ひとり親支援にあたり、自治体内で連携している部局(n=452)

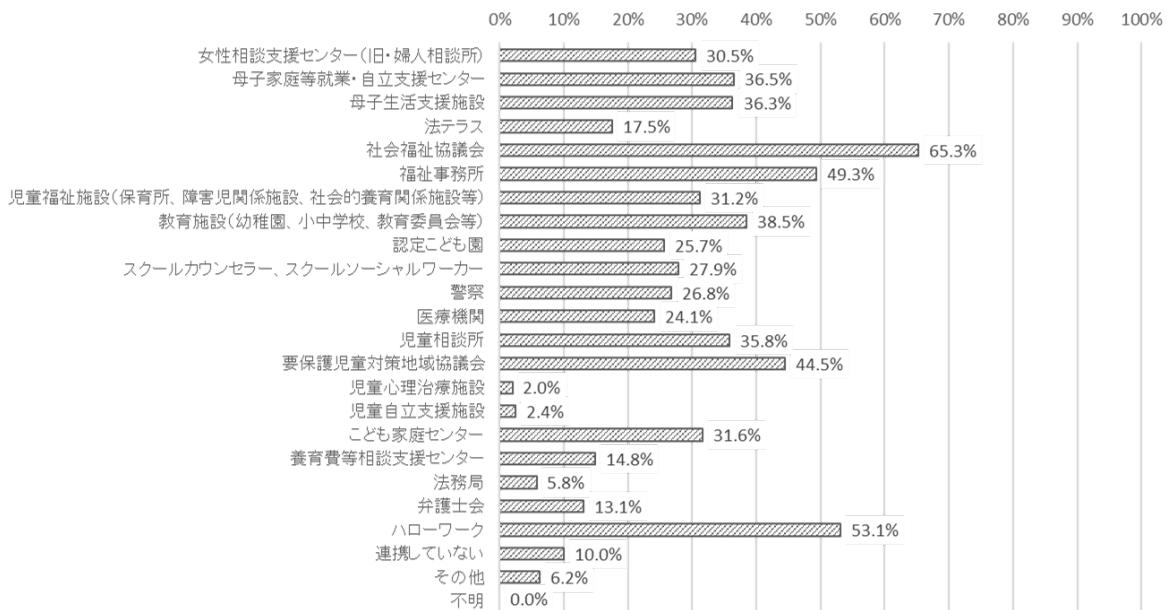


(4) 自治体が連携している外部機関

- 自治体が連携している外部機関で最も多かったのは「社会福祉協議会」65.3%、次

いで「ハローワーク」53.1%、「福祉事務所」49.3%と続いた。

図表 10 ひとり親支援にあたり、連携している外部機関(n=452)

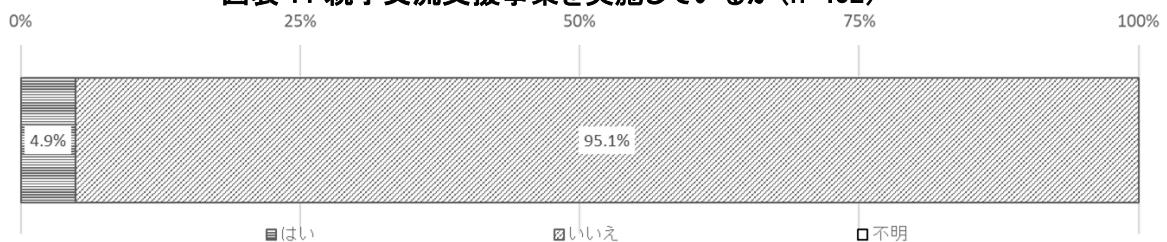


3. 親子交流支援事業

(1) 親子交流支援の実施状況

- 親子交流支援事業を実施している自治体は4.9%（22自治体）であった。

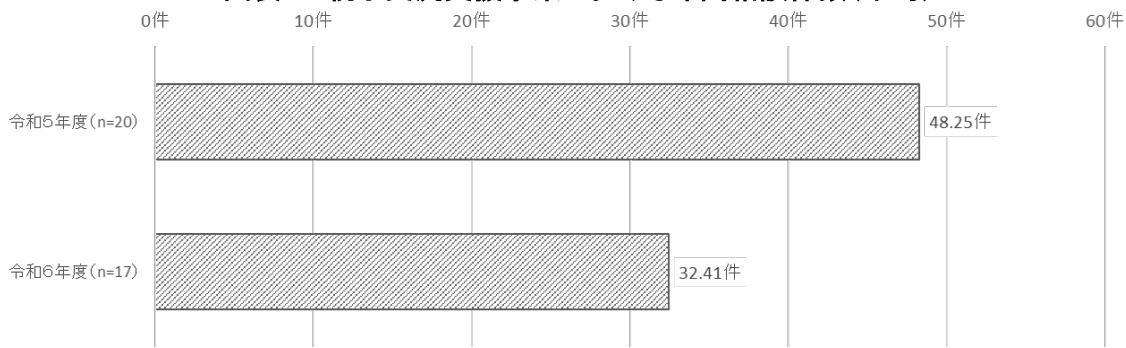
図表 11 親子交流支援事業を実施しているか(n=452)



(2) 親子交流支援の相談件数

- 親子交流支援事業を実施している自治体への相談件数について、令和5年度は20自治体平均で48件、令和6年度は17自治体平均で32件であった。

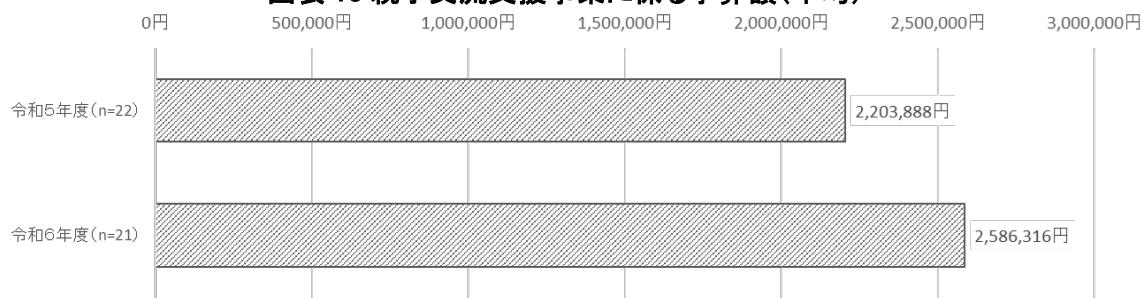
図表 12 親子交流支援事業における年間相談件数(平均)



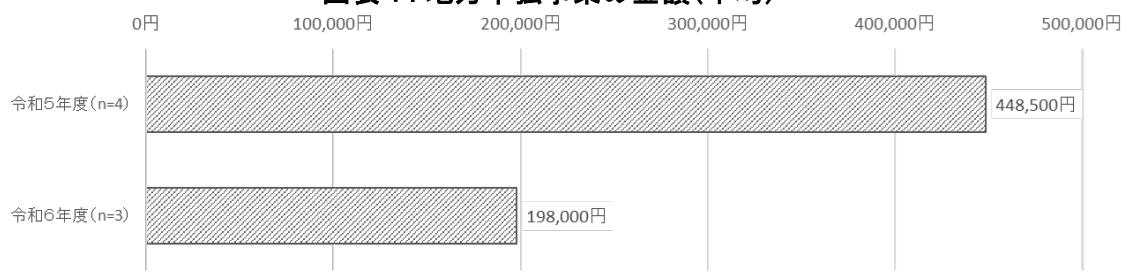
(3) 親子交流支援事業に係る予算額

- ・ 親子交流支援事業を実施している自治体の予算額について、令和5年度は22自治体で平均2,203,888円(うち4自治体で地方単独事業の平均金額448,500円)、令和6年度は21自治体で平均2,586,316円であった。(うち3自治体で地方単独事業の平均金額198,000円)

図表 13 親子交流支援事業に係る予算額(平均)



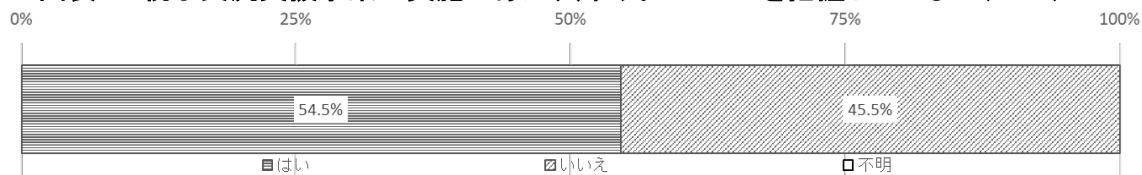
図表 14 地方単独事業の金額(平均)



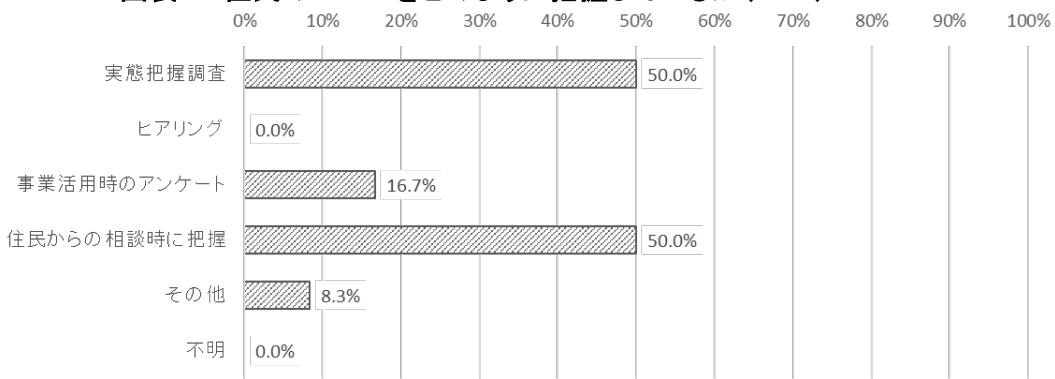
(4) 親子交流支援事業のニーズ把握

- ・ 親子交流支援事業を実施している22自治体のうち、ニーズを把握している自治体は54.5%(12自治体)。ニーズの把握方法で最も多かったのは「実態把握調査」と「住民からの相談時に把握」がともに50%、次いで「事業活用時のアンケート」16.7%であった。

図表 15 親子交流支援事業の実施にあたり、住民のニーズを把握しているか(n=22)



図表 16 住民のニーズをどのように把握しているか(n=12)

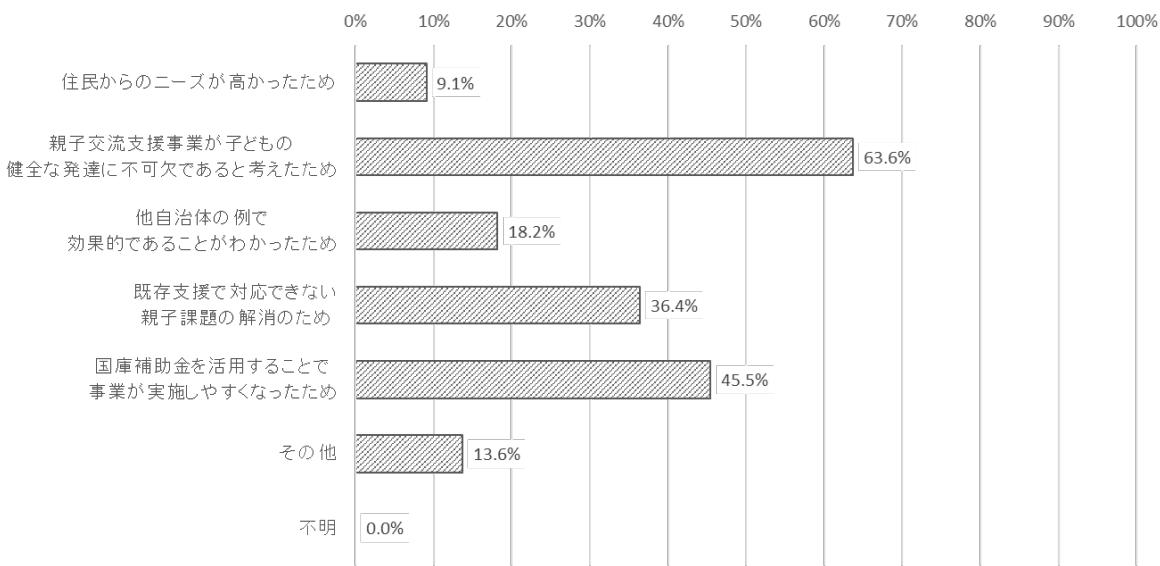


(5) 親子交流支援事業開始のきっかけ①

- 事業開始のきっかけで最も多かったのは「親子交流支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」63.6%、次いで「国庫補助金を活用することで事業が実施しやすくなったため」45.5%、「既存支援で対応できない親子課題の解消のため」36.4%と続いた。
- その他には、「市長の意向による」、「県の勧め」等の意見があった。

※質問項目「親子交流支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」は、アンケート送付時に「離婚前後親支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」となっており、本資料にて正しい項目に修正。

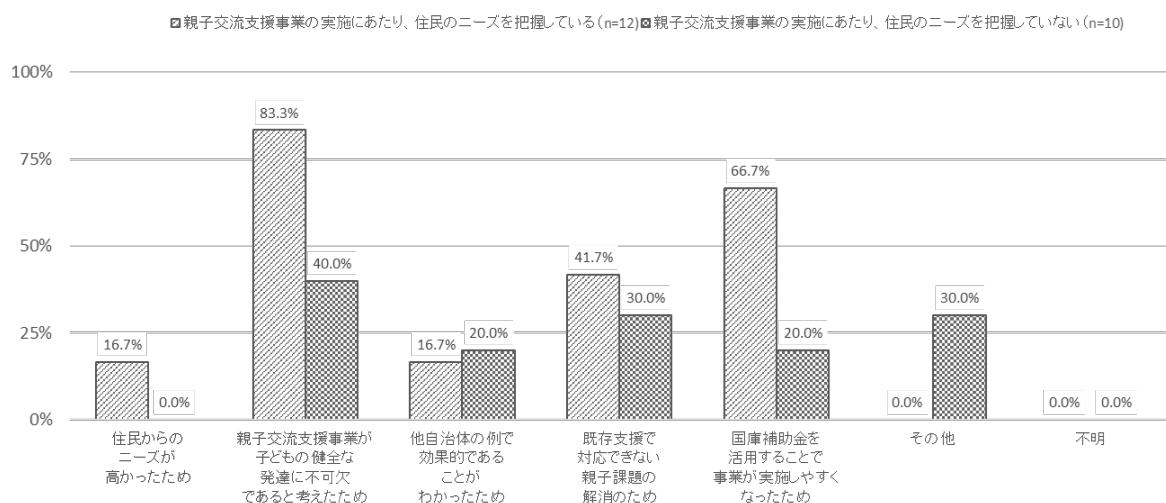
図表 17 事業を始めたきっかけ(n=22)



(6) 親子交流支援事業開始のきっかけ②

- 事業開始のきっかけについて、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「親子交流支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」83.3%であった。
- ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「親子交流支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」40%であった。
- その他には、「市長の意向による」、「県の勧め」等の意見があった。

図表 18 事業を始めたきっかけ

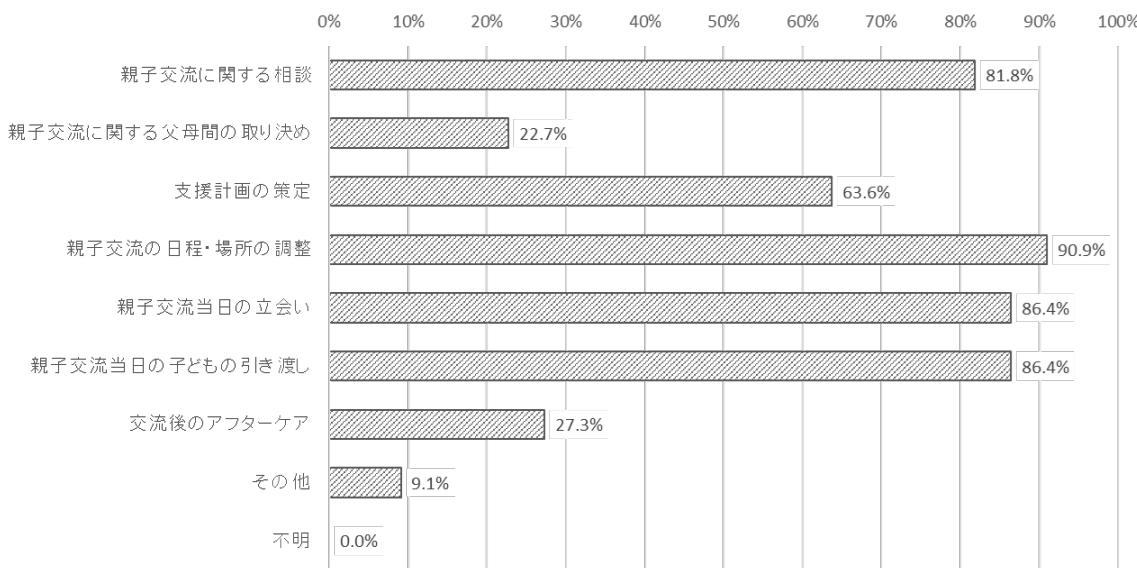


(7) 親子交流 実施している事業内容①

- 実施している事業内容で最も多かったのは「親子交流の日程・場所の調整」90.9%、次いで「親子交流当日の立会い」「親子交流当日の子どもの引き渡し」がともに86.4%であった。

- ・その他には、「親子研修」、「親子交流に向けて行う事前相談、父母間の連絡調整等の支援における手数料や親子交流の付添い、親子交流を行う児童の受け渡し等の支援に係る手数料等の費用に対して補助を実施(いずれも第三者機関に支払うものに限る)」という意見があった。

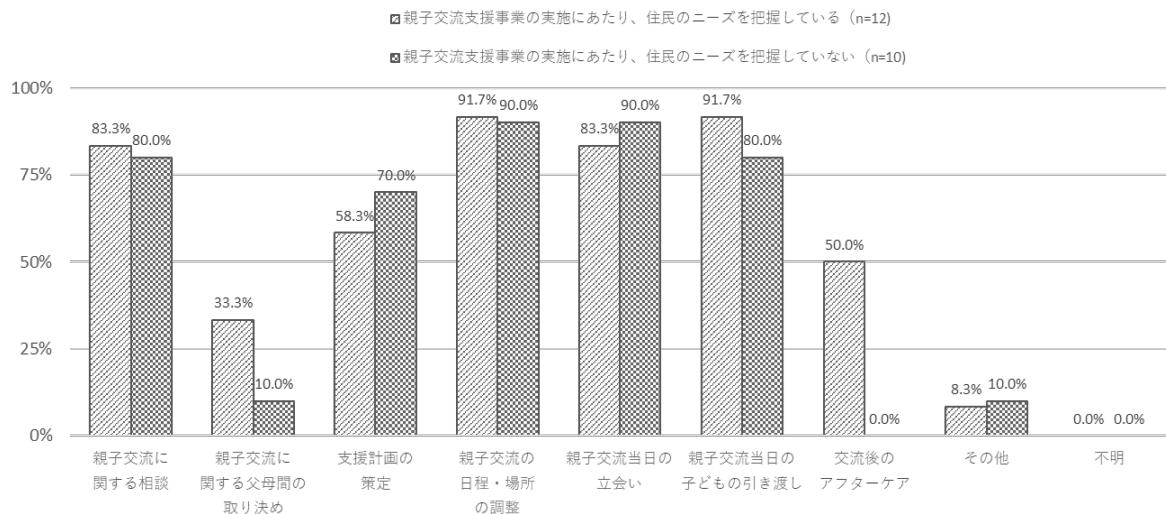
図表 19 実施している事業内容(n=22)



(8) 親子交流 実施している事業内容②

- ・実施している事業内容について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「親子交流の日程・場所の調整」「親子交流当日の子どもの引き渡し」91.7%であった。
- ・ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「親子交流の日程・場所の調整」「親子交流当日の立会い」90%であった。
- ・その他には、「親子研修」、「親子交流に向けて行う事前相談、父母間の連絡調整等の支援における手数料や親子交流の付添い、親子交流を行う児童の受け渡し等の支援に係る手数料等の費用に対して補助を実施(いずれも第三者機関に支払うものに限る)」という意見があった。

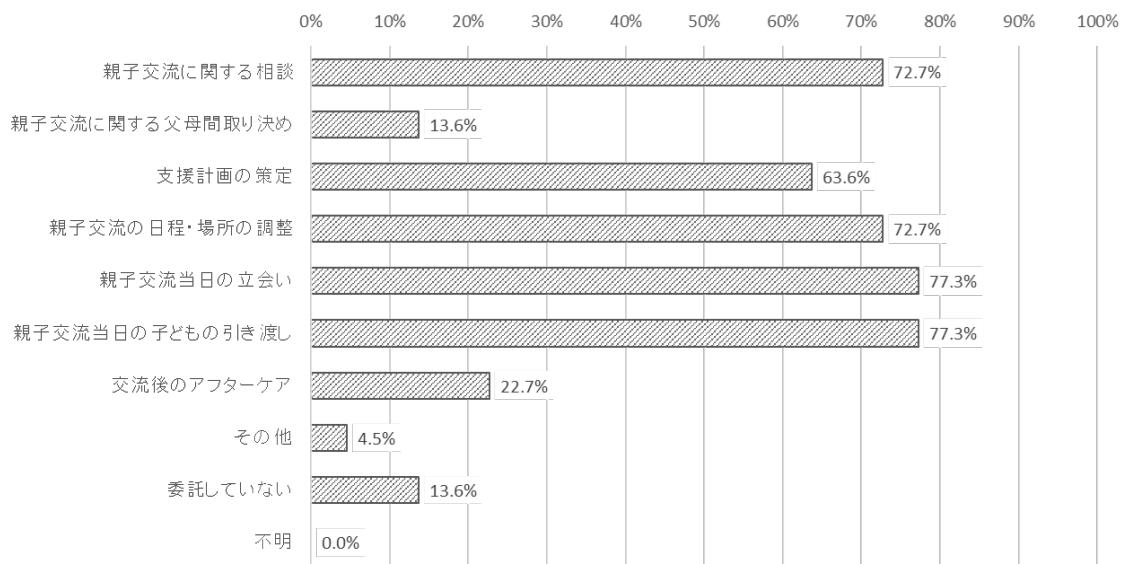
図表 20 実施している事業内容



(9) 親子交流支援事業の委託内容

- 実施している事業内容のうち、委託している事業で最も多かったのは「親子交流当日の立会い」、「親子交流当日の子どもの引き渡し」が 77.3%、次いで「親子交流に関する相談」「親子交流の日程・場所の調整」がともに 72.7%であった。「委託していない」は 13.6%であった。
- その他には、「親子研修」という意見があった。

図表 21 外部機関に委託を行っている事業内容(n=22)

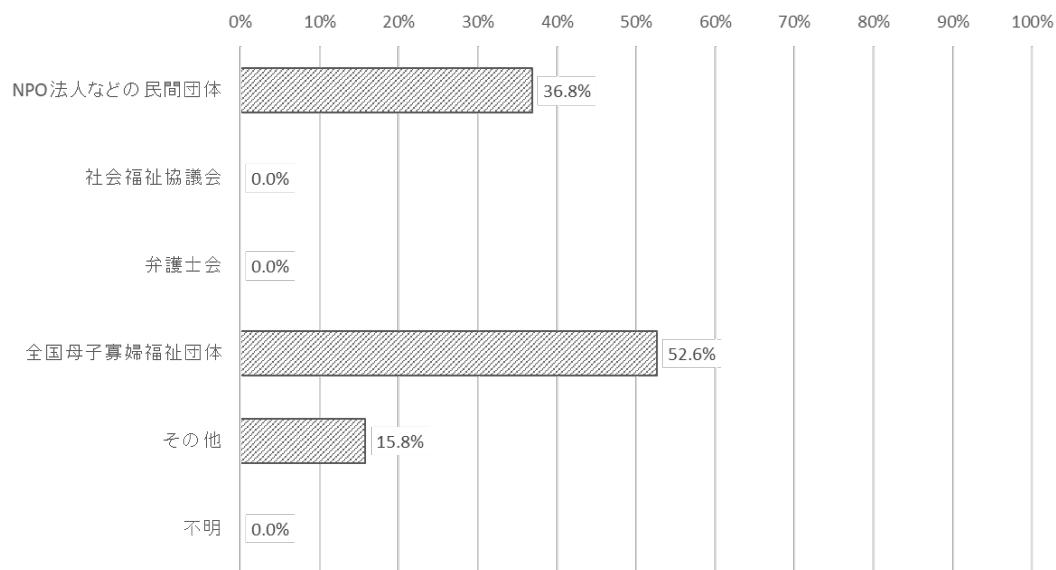


(10) 親子交流支援事業の委託先

- 親子交流支援事業の委託先で最も多かったのは「全国母子寡婦福祉団体」が 52.6%、次いで「NPO 法人などの民間団体」36.8%、「その他」15.8%と続いた。

- その他には、「母子寡婦福祉団体からNPOへ再委託」、「母子会」等の意見があつた。

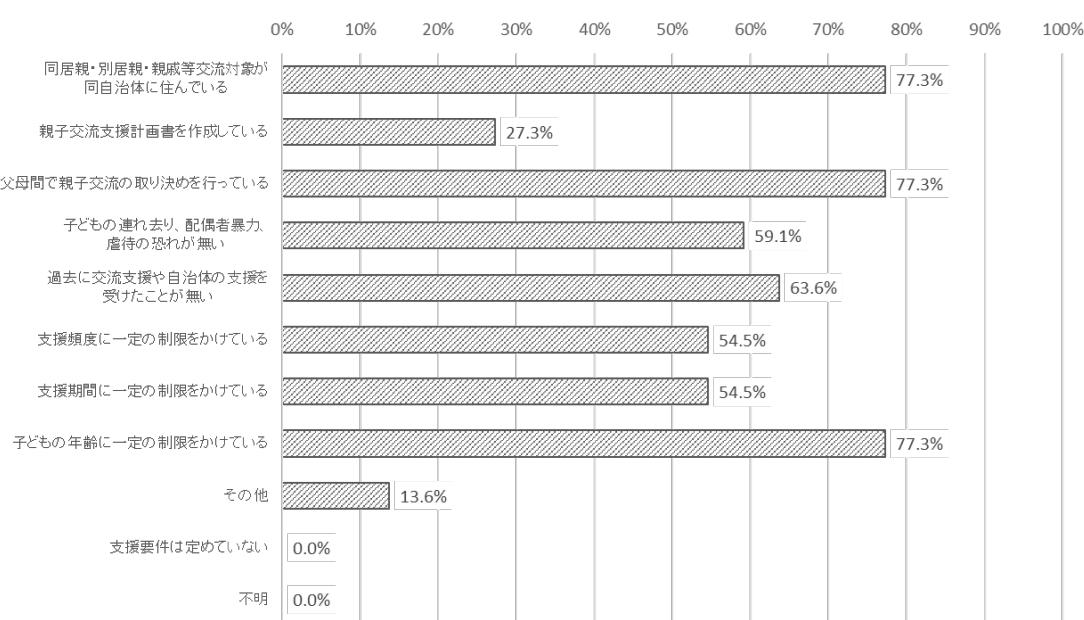
図表22 委託先(n=19)



(11) 親子交流支援事業の支援要件

- 親子交流支援事業の支援要件で最も多かったのは「同居親・別居親・親戚等交流対象が同自治体に住んでいる」「父母間で親子交流の取り決めを行っている」「子どもの年齢に一定の制限をかけている」が77.3%であった。
- その他には、「NPO法人等の面会交流援助を利用し費用を支払った者」、「補助金額の上限を設けている」という意見があつた。

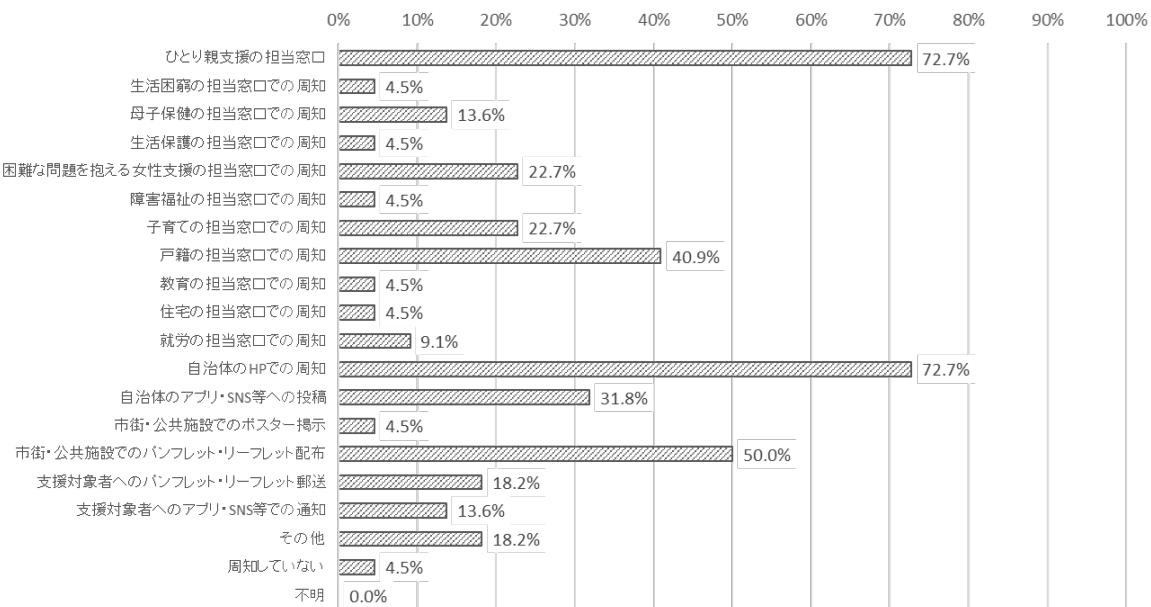
図表23 設定している支援要件(n=22)



(12) 親子交流支援事業 周知方法

- ・ 親子交流支援事業の周知方法で最も多かったのは「ひとり親支援の担当窓口」「自治体のHPでの周知」が72.7%、次いで「市街・公共施設でのパンフレット・リーフレット配布」が50%であった。
- ・ その他には、「裁判所、法テラス、市報」、「チラシ類を委託先窓口で配布している」等の意見があった。

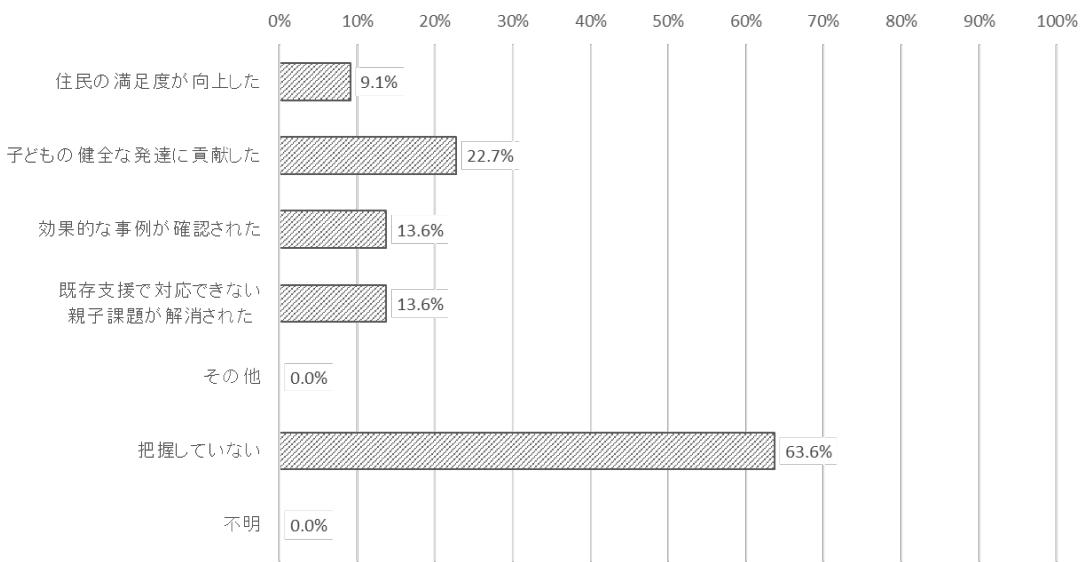
図表 24 支援対象者に対する本支援事業の周知方法(n=22)



(13) 親子交流支援後の効果①

- ・ 親子交流支援後の効果は「把握していない」が最も多く63.6%であった。
- ・ 把握している回答では「子どもの健全な発達に貢献した」が最も多く22.7%、次いで「効果的な事例が確認された」「既存支援で対応できない親子課題が解消された」が13.6%であった。

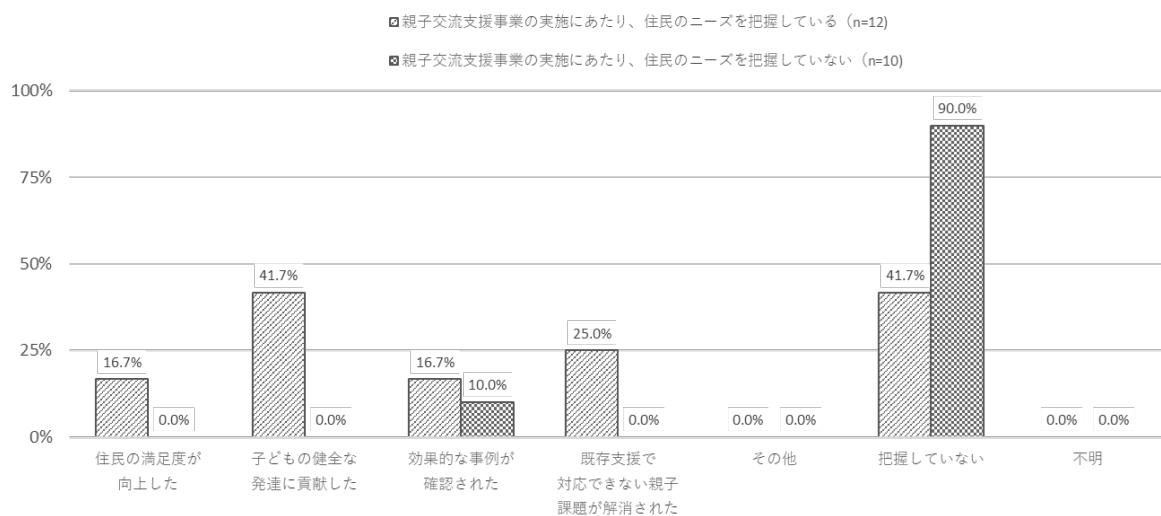
図表 25 支援後の効果 (n=22)



(14) 親子交流支援後の効果②

- 親子交流支援後の効果について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「子どもの健全な発達に貢献した」41.7%であった。また、「把握していない」は41.7%であった。
- ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「把握していない」90%、把握している回答では、「効果的な事例が確認された」10%であった。

図表 26 支援後の効果

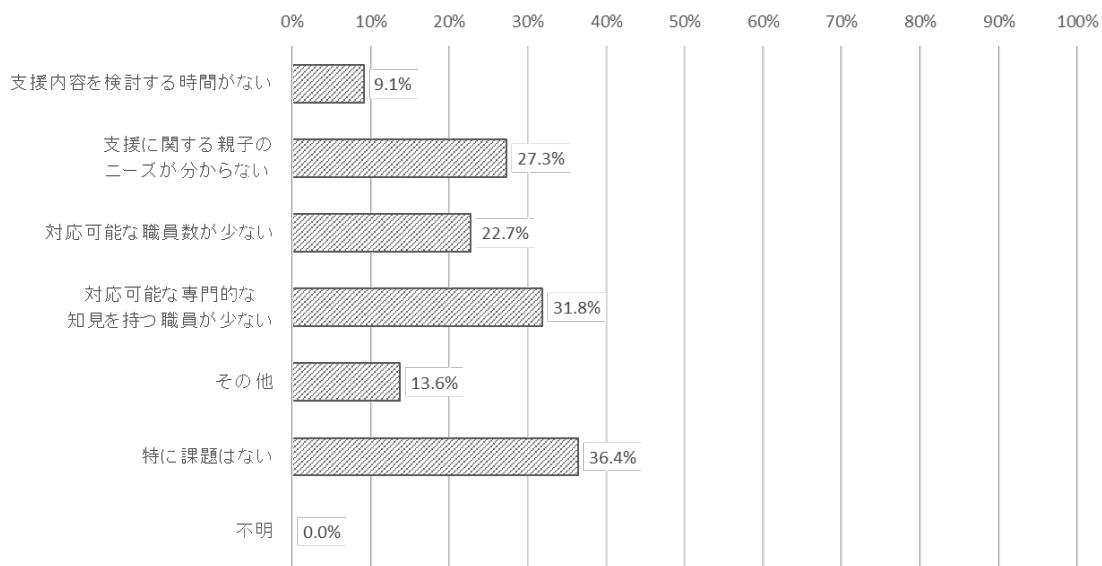


(15) 親子交流支援事業実施前の課題①

- 親子交流実施前の課題は「特に課題はない」が最も多く36.4%であった。
- 課題としては「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」が最も多く31.8%、次いで「支援に関する親子のニーズが分からない」が27.3%、「対応可能な職員数が

- 「少ない」が22.7%であった。
- その他には、「効果的な周知方法がわからない」という意見があった。

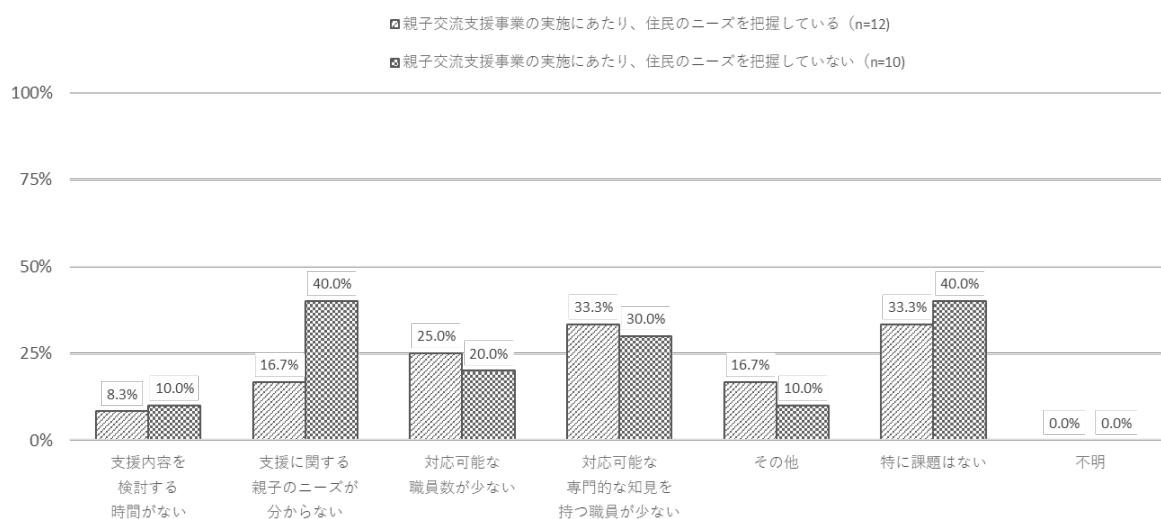
図表27 事業実施前の自治体の課題(n=22)



(16) 親子交流支援事業実施前の課題②

- 親子交流支援事業実施前の課題について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」33.3%、「特に課題はない」は33.3%であった。ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「支援に関する親子のニーズが分からぬ」40%、「特に課題はない」は40%であった。
- その他には、「効果的な周知方法がわからない」という意見があった。

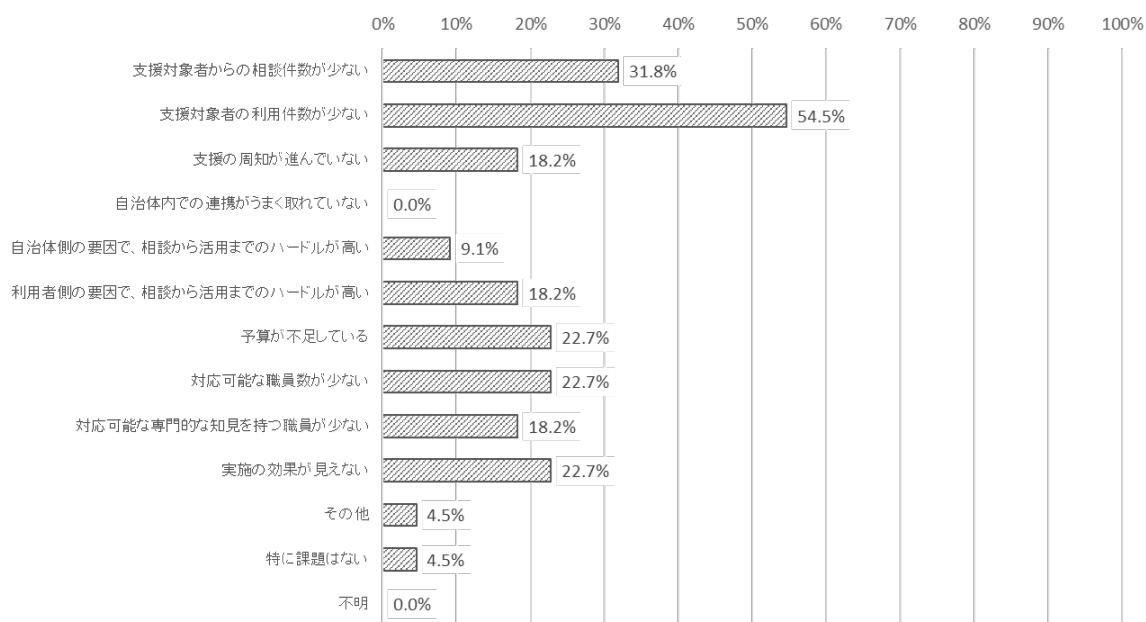
図表28 事業実施前の自治体の課題



(17) 親子交流支援事業実施後の課題①

- ・ 親子交流支援事業実施後の課題で最も多かったのは「支援対象者の利用件数が少ない」54.5%、次いで「支援対象者からの相談件数が少ない」31.8%、「予算が不足している」「対応可能な職員数が少ない」「実施の効果が見えない」が22.7%であった。
- ・ その他には、「相談対応はあるが、対象者の要件等の課題から、実際の支援に繋がることが少ない」という意見があった。

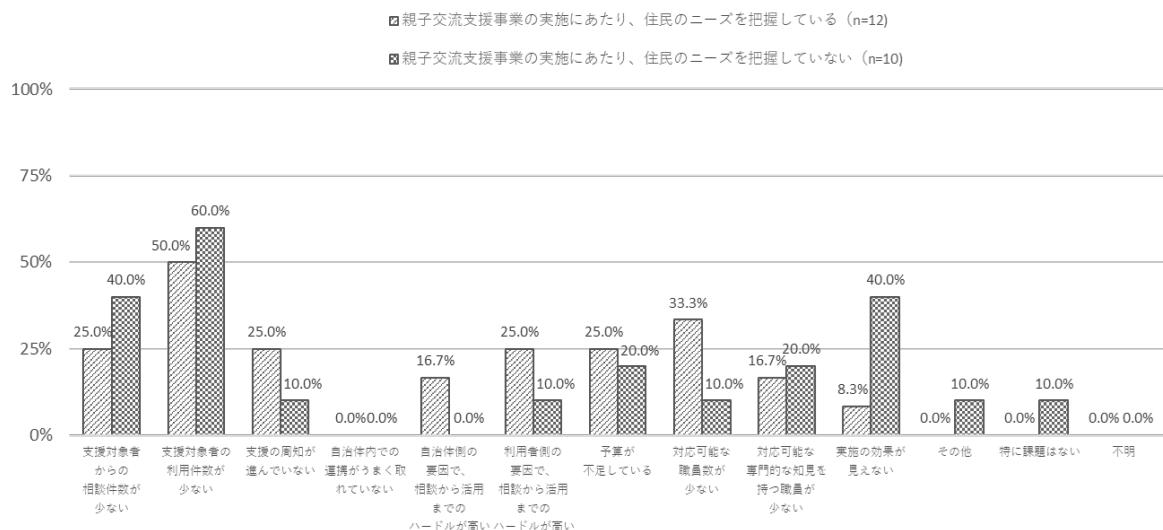
図表 29 事業実施後の自治体の課題(n=22)



(18) 親子交流支援事業実施後の課題②

- ・ 親子交流支援事業実施後の課題について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「支援対象者の利用件数が少ない」50%であった。
- ・ ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「支援対象者の利用件数が少ない」60%であった。
- ・ その他には、「相談対応はあるが、対象者の要件等の課題から、実際の支援に繋がることが少ない」という意見があった。

図表 30 事業実施後の自治体の課題

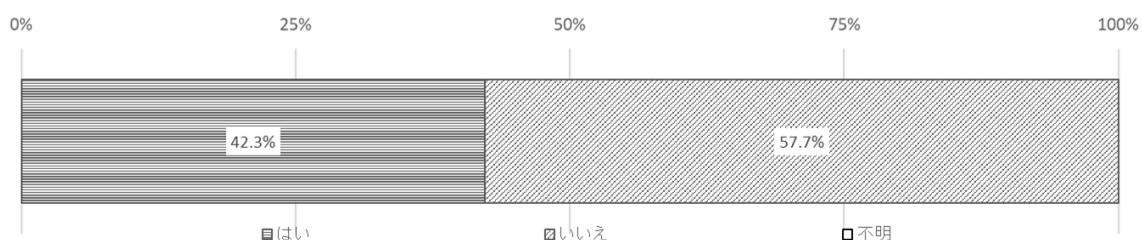


4. 離婚前後親支援事業

(1) 離婚前後親支援事業の実施状況

- 離婚前後親支援事業を実施している自治体は 42.3% (191 自治体) であった。

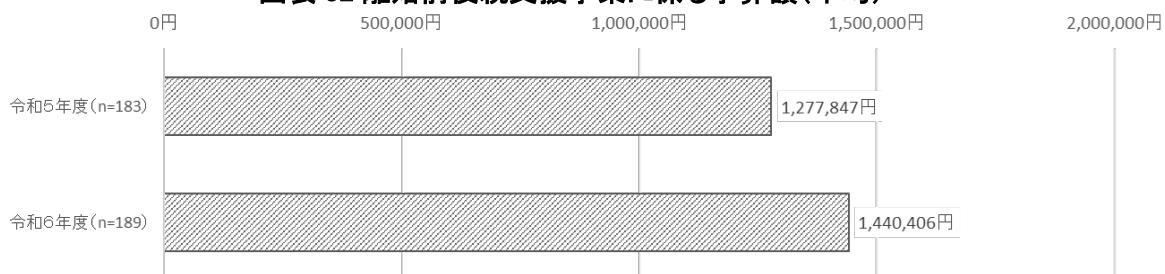
図表 31 離婚前後親支援事業を行っているか(n=452)



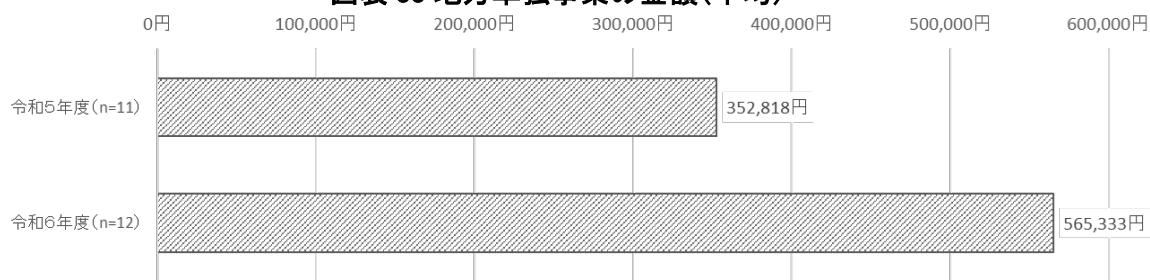
(2) 離婚前後親支援事業に係る予算額

- 離婚前後親支援事業を実施している自治体の予算額について、令和5年度は 183 自治体で平均 1,277,847 円（うち 11 自治体で地方単独事業の平均金額 352,818 円）、令和6年度は 189 自治体で平均 1,440,406 円であった。（うち 12 自治体で地方単独事業の平均金額 565,333 円）

図表 32 離婚前後親支援事業に係る予算額(平均)



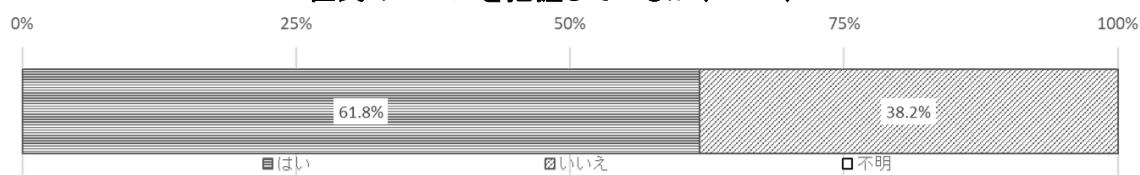
図表 33 地方単独事業の金額(平均)



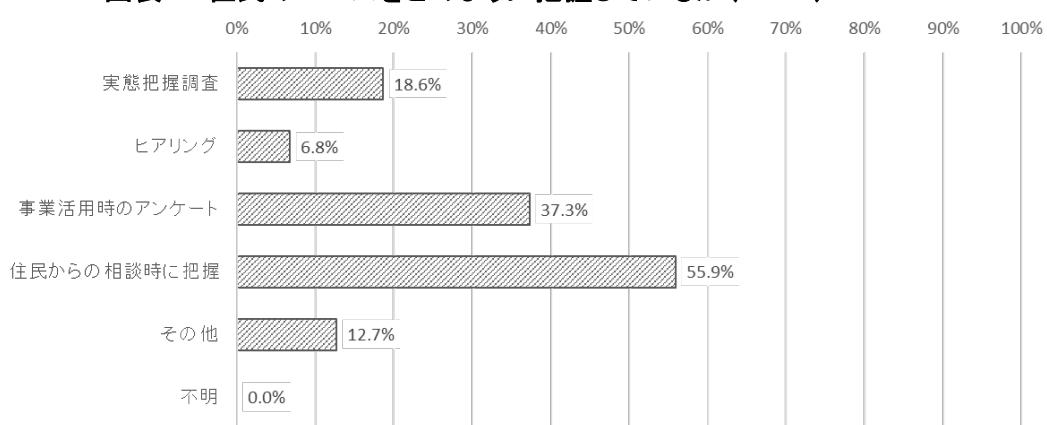
(3) 離婚前後親支援事業のニーズ把握

- 離婚前後親支援事業を実施している 191 自治体のうち、ニーズを把握している自治体は 61.8% (118 自治体) であった。ニーズの把握方法で最も多かったのは「住民からの相談時に把握」 55.9%、次いで「事業活用時のアンケート」 37.3%、「実態把握調査」 18.6%であった。

図表 34 離婚前後親支援事業の実施にあたり、住民のニーズを把握しているか(n=191)



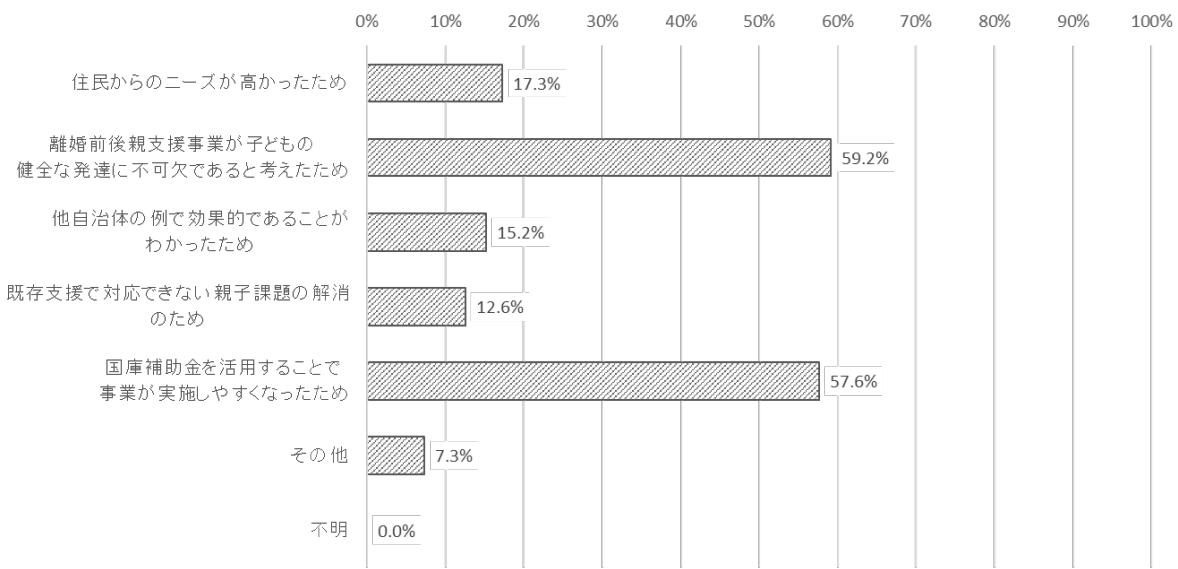
図表 35 住民のニーズをどのように把握しているか(n=118)



(4) 離婚前後親支援事業開始のきっかけ①

- 事業開始のきっかけで最も多かったのは「離婚前後親支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」 59.2%、次いで「国庫補助金を活用することで事業が実施しやすくなったため」 57.6%、「住民からのニーズが高かったため」 17.3%と続いた。
- その他には「市長の公約」、「県の勧め」等の意見があった。

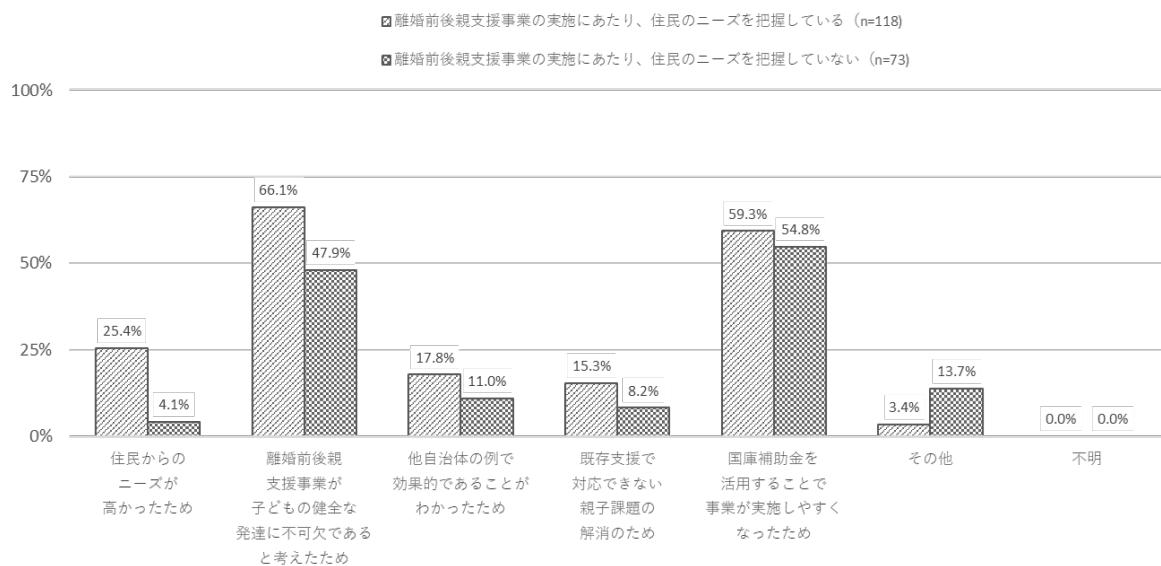
図表 36 事業を始めたきっかけ(n=191)



(5) 離婚前後親支援事業開始のきっかけ②

- 事業開始のきっかけについて、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「離婚前後親支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」66.1%であった。
- ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「国庫補助金を活用することで事業が実施しやすくなったため」54.8%であった。
- その他には「市長の公約」、「県の勧め」等の意見があった。

図表 37 事業を始めたきっかけ



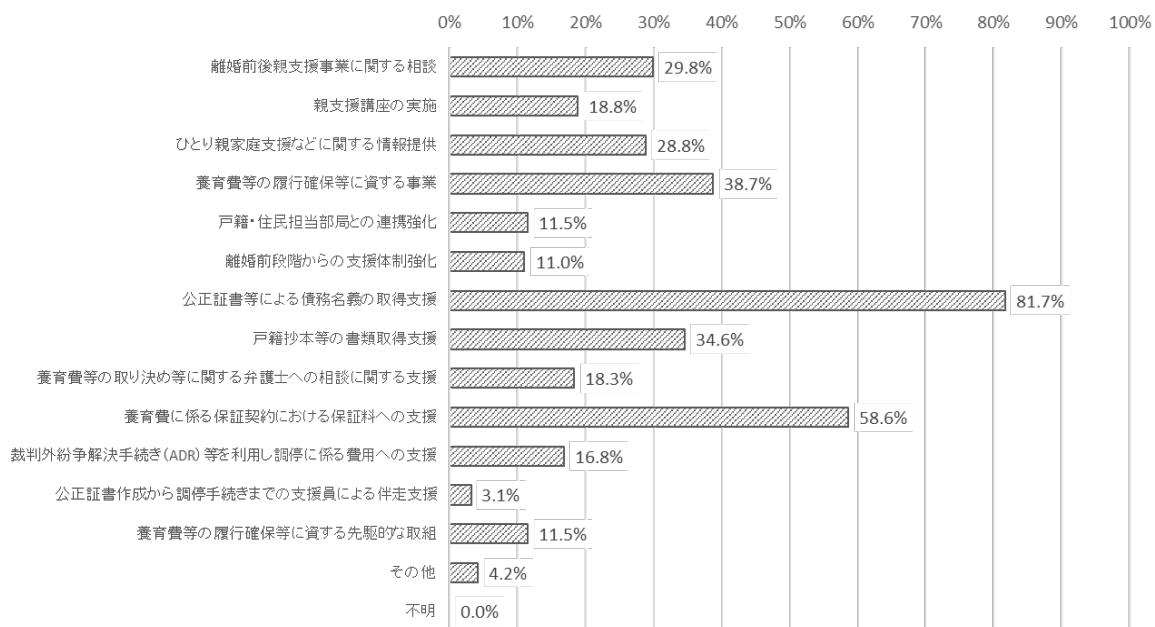
(6) 離婚前後親支援事業 事業内容①

- 実施している事業内容で最も多かったのは「公正証書等による債務名義の取得支援」81.7%、次いで「養育費に係る保証契約における保証料への支援」58.6%、「養育費

等の履行確保等に資する事業」38.7%であった。

- ・ その他には、「無料法律相談」、「養育費の立替支援」等の意見があった。

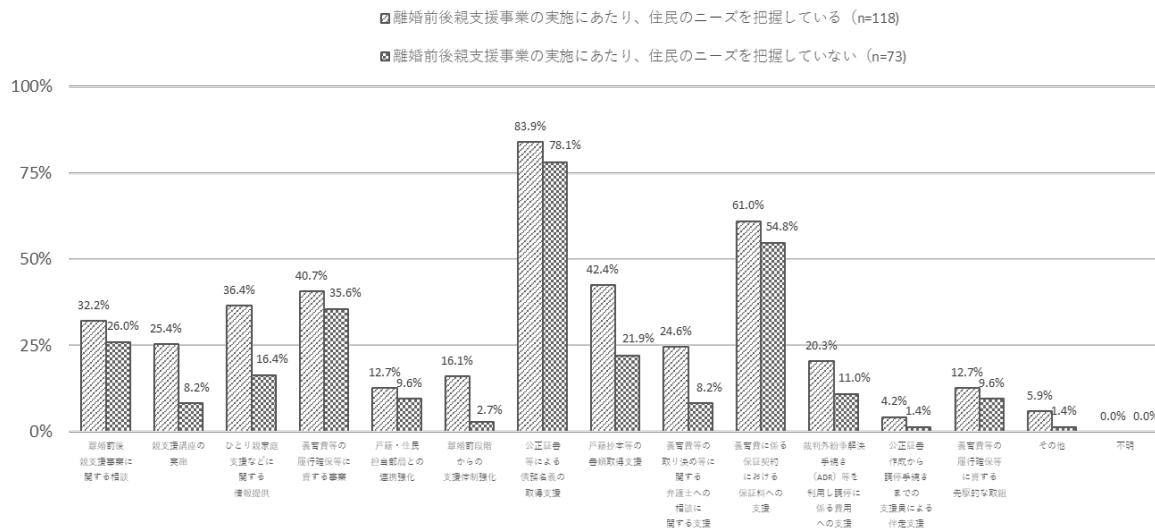
図表 38 実施している事業内容(n=191)



(7) 離婚前後親支援事業 実施している事業内容②

- ・ 実施している事業内容について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「公正証書等による債務名義の取得支援」83.9%であった。ニーズを把握していない自治体も同様、最も多かったのは「公正証書等による債務名義の取得支援」78.1%であった。
- ・ その他には、「無料法律相談」、「養育費の立替支援」等の意見があった。

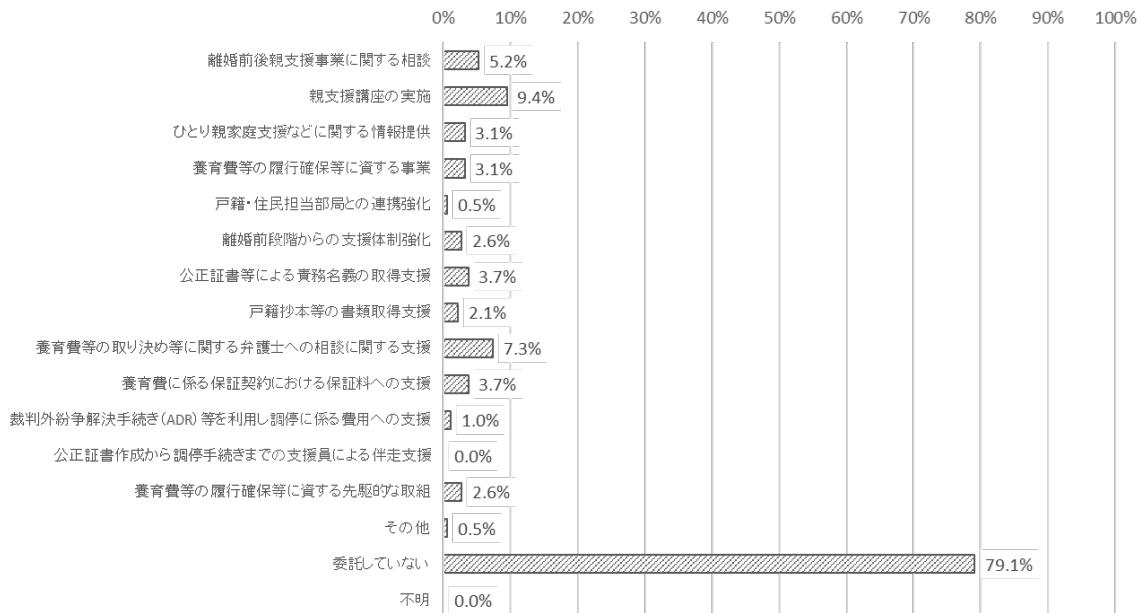
図表 39 実施している事業内容



(8) 離婚前後親支援事業の委託内容

- 実施している事業内容のうち、「委託していない」が 79.1%で最も多かった。
- 委託している事業は「親支援講座の実施」9.4%、次いで「養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援」7.3%、「離婚前後親支援事業に関する相談」5.2%と続いた。
- その他には、「無料法律相談」という意見があった。

図表 40 外部機関に委託を行っている事業内容(n=191)



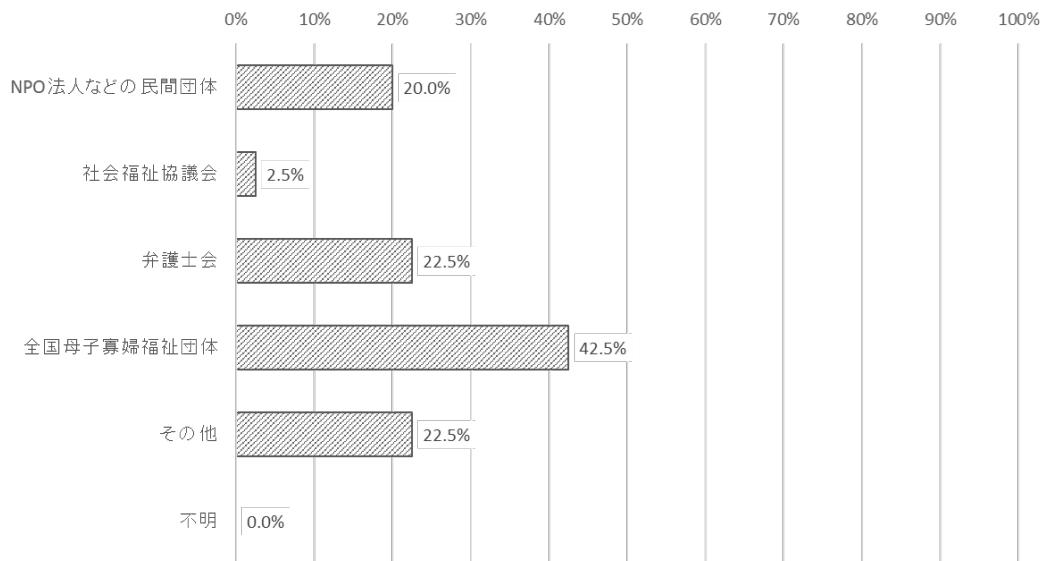
(9) 離婚前後親支援事業の委託先

- 離婚前後親支援事業の委託先で最も多かったのは「全国母子寡婦福祉団体」42.5%、

次いで「弁護士会」22.5%、「NPO 法人などの民間団体」20%と続いた。

- その他には、「無料法律相談」という意見があった。

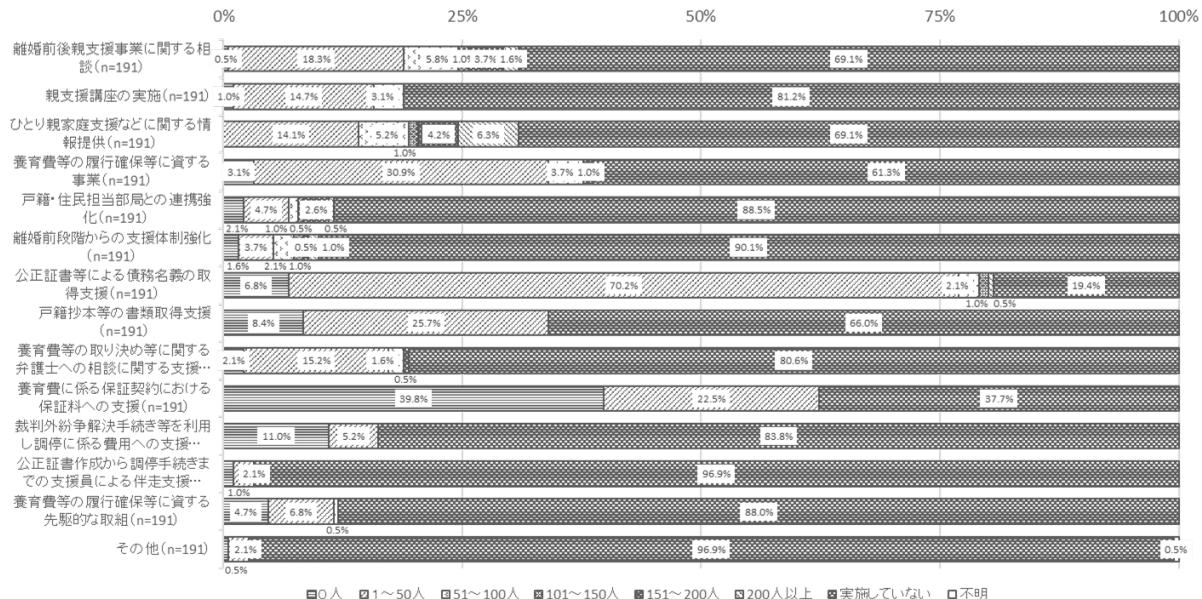
図表 41 委託先(n=40)



(10)離婚前後親支援事業の利用人数

- 離婚前後親支援事業の利用人数が最も多かったのは「公正証書等による債務名義の取得支援」、次いで「養育費に係る保証契約における保証料への支援」であった。
- その他には、「無料法律相談」という意見があった。

図表 42 事業の利用人数

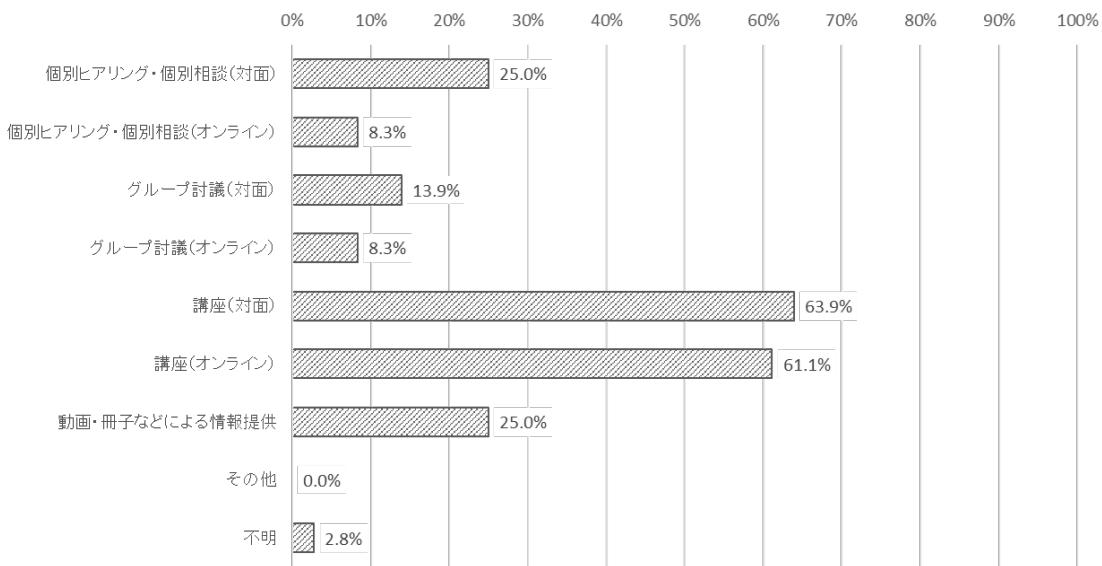


(11)離婚前後親支援事業の支援形式①

- 離婚前後親支援事業の支援形式で最も多かったのは「講座（対面）」63.9%、次い

で「講座（オンライン）」61.1%、「個別ヒアリング・個別相談（対面）」「動画・冊子などによる情報提供」25.0%であった。

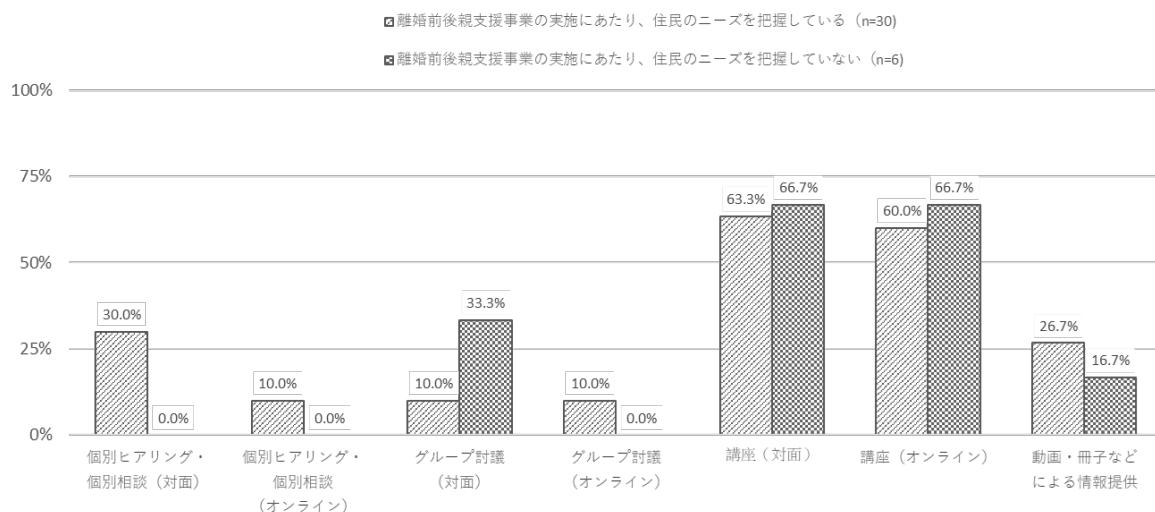
図表 43 支援形式(n=36)



(12)離婚前後親支援事業の支援形式②

- 離婚前後親支援事業の支援形式について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「講座（対面）」63.3%、次いで「講座（オンライン）」60%であった。
- ニーズを把握していない自治体も同様、最も多かったのは「講座（対面）」、「講座（オンライン）」66.7%であった。

図表 44 支援形式

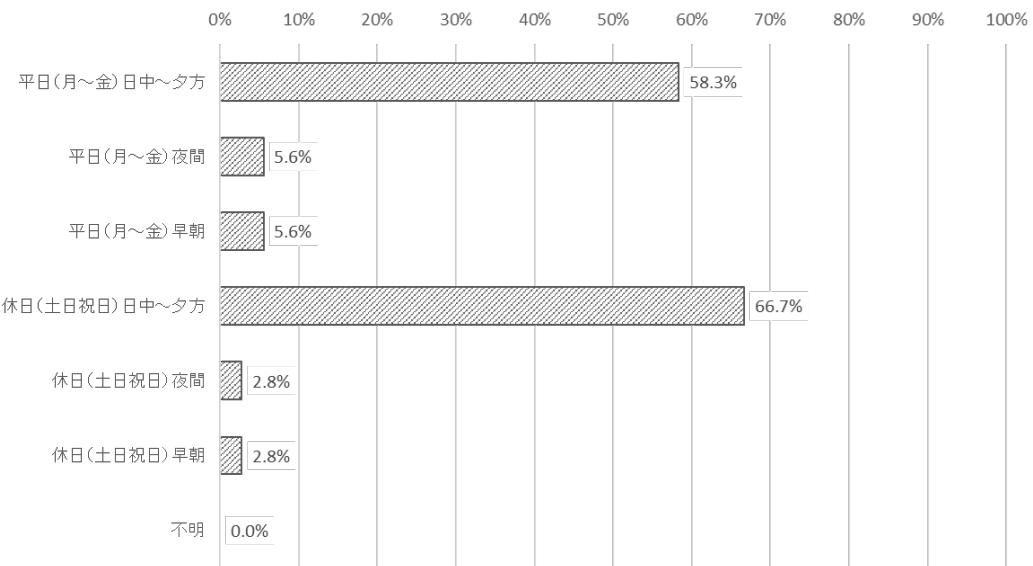


(13)離婚前後親支援事業 支援の時間帯①

- 支援の時間帯で最も多かったのは、「休日（土日祝日）日中～夕方」66.7%、次い

で「平日（月～金）日中～夕方」が58.3%、「平日（月～金）夜間」「平日（月～金）早朝」が5.6%であった。

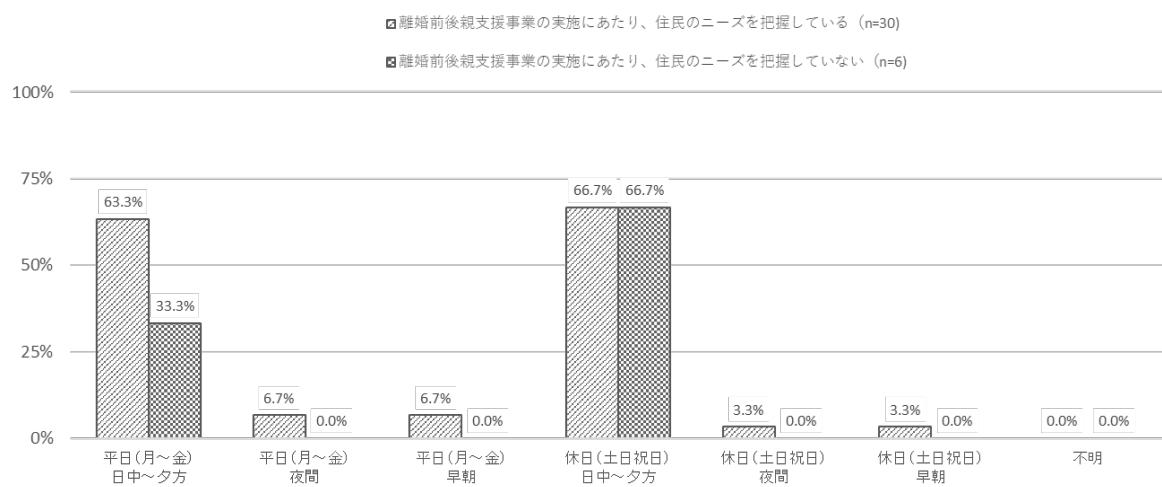
図表45 支援の時間帯(n=36)



(14)離婚前後親支援事業 支援の時間帯②

- 支援の時間帯について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「休日（土日祝日）日中～夕方」66.7%、次いで「平日（月～金）日中～夕方」63.3%であった。
- ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「休日（土日祝日）日中～夕方」66.7%、次いで「平日（月～金）日中～夕方」33.3%であった。

図表46 支援の時間帯



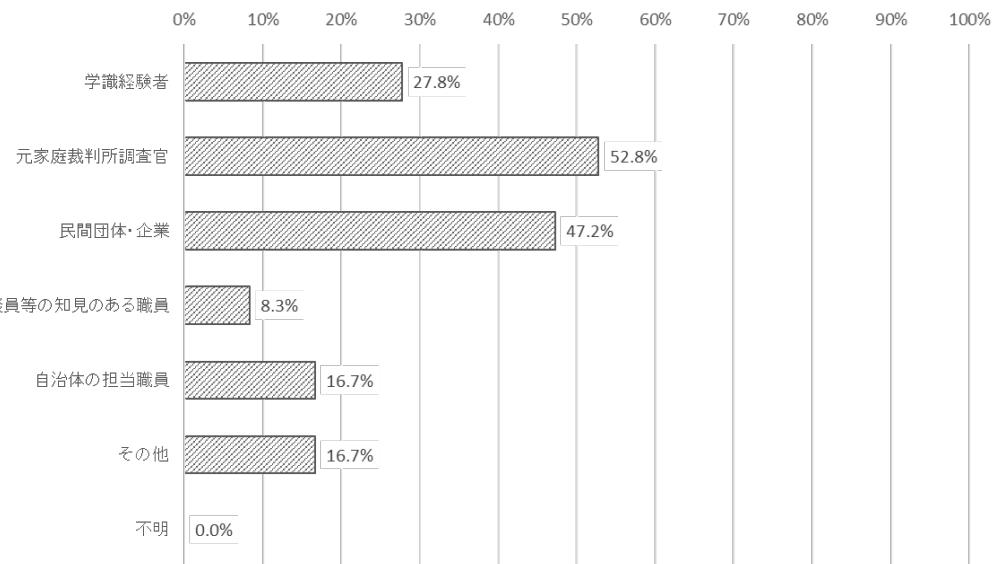
(15)離婚前後親支援事業 講師・担当者①

- 講師・担当者で最も多かったのは「元家庭裁判所調査官」が52.8%、次いで「民間

「団体・企業」が47.2%、「学識経験者」が27.8%であった。

- その他には、「弁護士」、「区内当事者団体の会長」という意見があった。

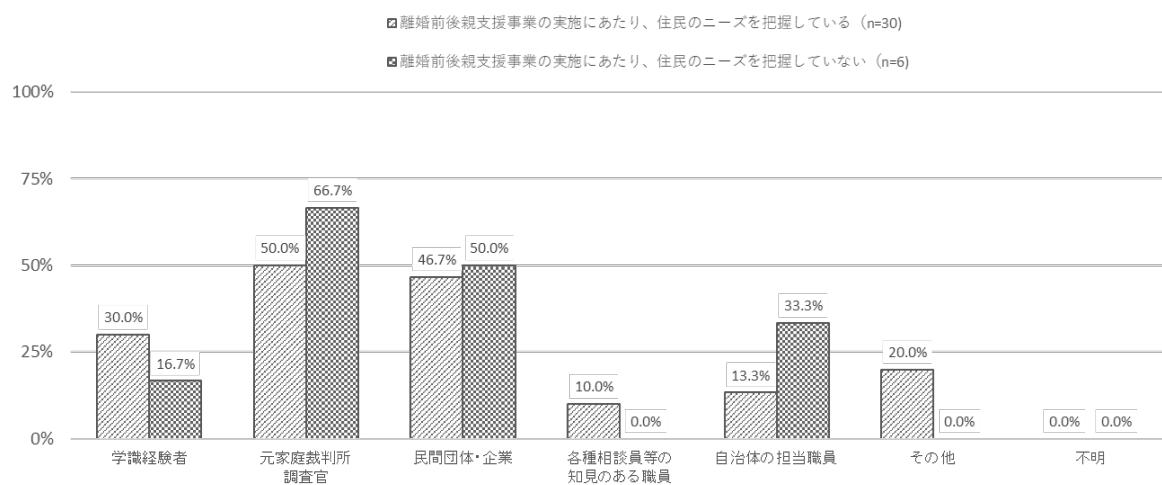
図表47 講師・担当者(n=36)



(16)離婚前後親支援事業 講師・担当者②

- 講師・担当者について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「元家庭裁判所調査官」50%、次いで「民間団体・企業」46.7%であった。
- ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「元家庭裁判所調査官」66.7%、次いで「民間団体・企業」50%であった。
- その他には、「弁護士」、「区内当事者団体の会長」という意見があった。

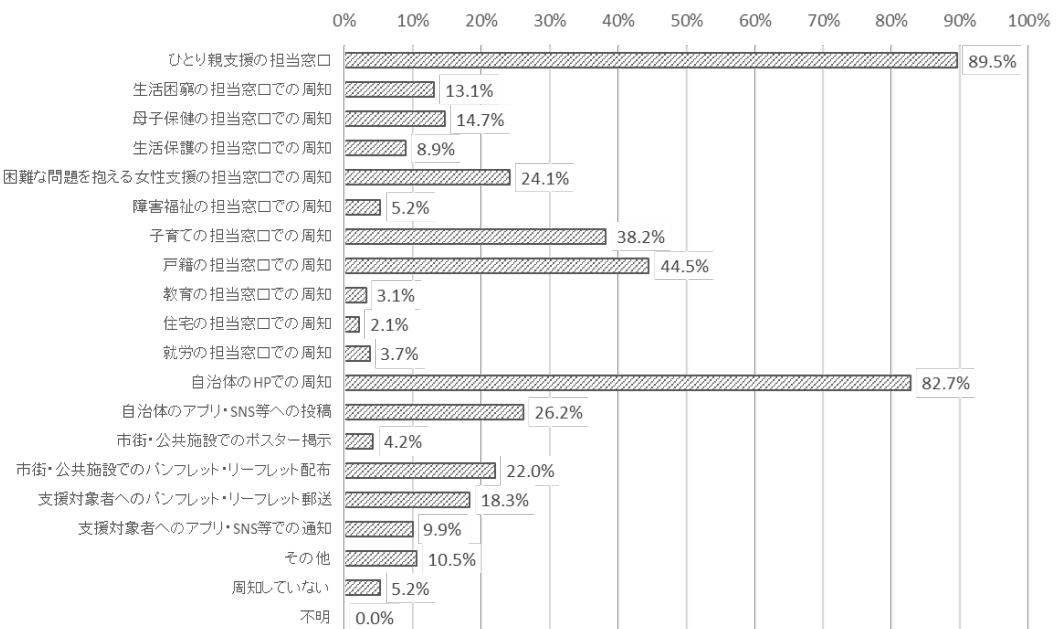
図表48 講師・担当者



(17)離婚前後親支援事業 周知方法

- 離婚前後親支援事業の周知方法で最も多かったのは「ひとり親支援の担当窓口」89.5%、次いで「自治体の HP での周知」82.7%、「戸籍担当窓口での周知」が44.5%であった。
- その他には、「県、市、町の広報誌での周知」、「ウェブ広告、ラジオ」等の意見があった。

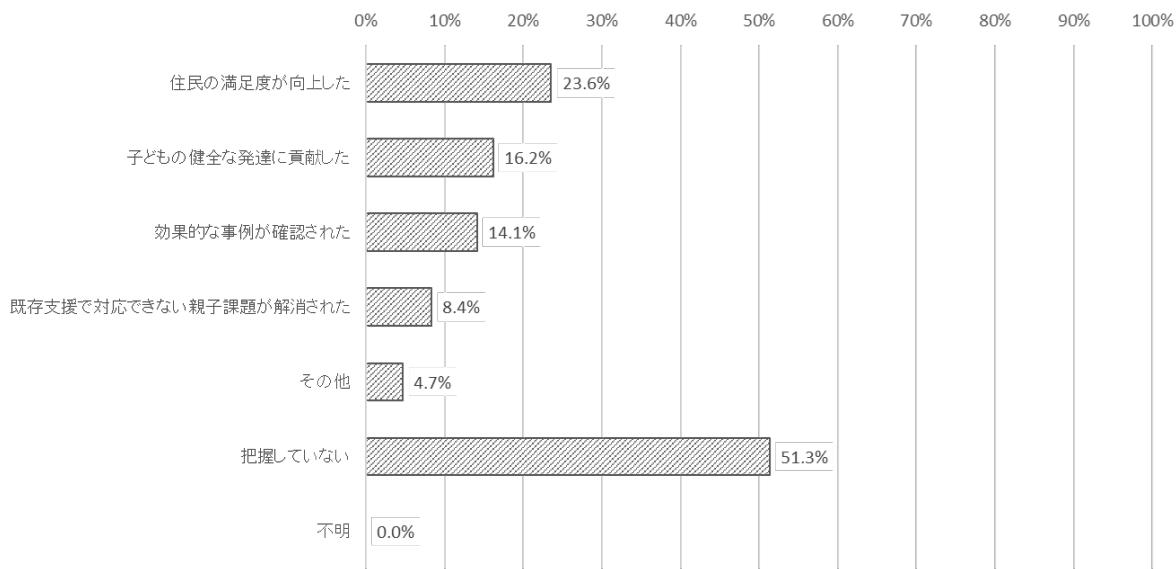
図表 49 支援対象者に対する本支援事業の周知方法(n=191)



(18)離婚前後親支援後の効果①

- 離婚前後親支援後の効果は「把握していない」が最も多く51.3%であった。
- 把握している回答では「住民の満足度が向上した」が最も多く23.6%、次いで「子どもの健全な発達に貢献した」16.2%、「効果的な事例が確認された」が14.1%であった。
- その他には、「養育費の確保を促進できた」、「利用件数の増加」等の意見があった。

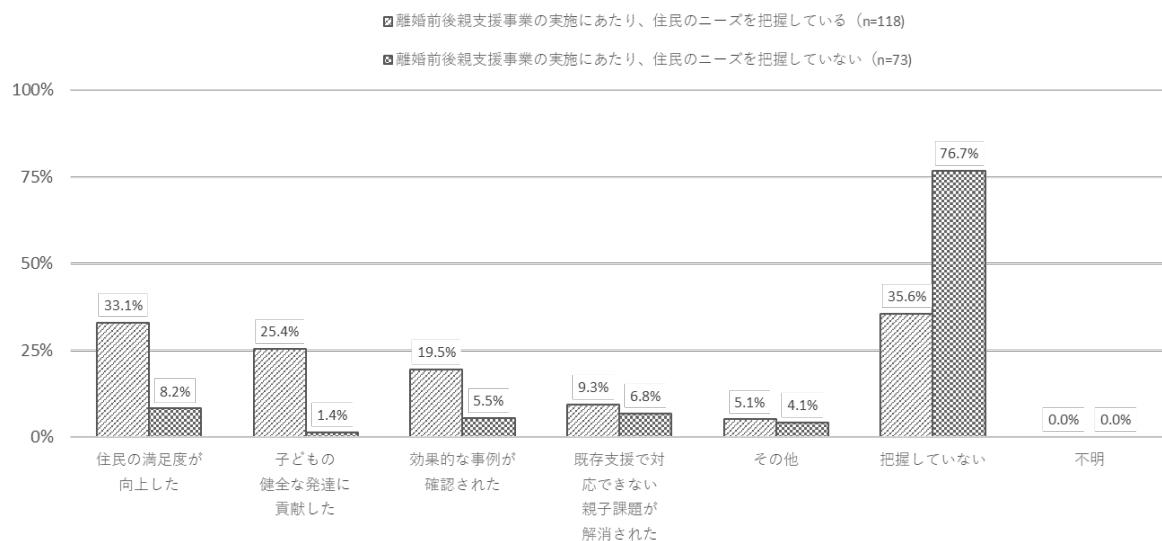
図表 50 支援後の効果(n=191)



(19)離婚前後親支援後の効果②

- 離婚前後親支援後の効果について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「住民の満足度が向上した」33.1%、「把握していない」は35.6%であった。
- ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「住民の満足度が向上した」8.2%、「把握していない」は76.7%であった。
- その他には、「養育費の確保を促進できた」、「利用件数の増加」等の意見があった。

図表 51 支援後の効果



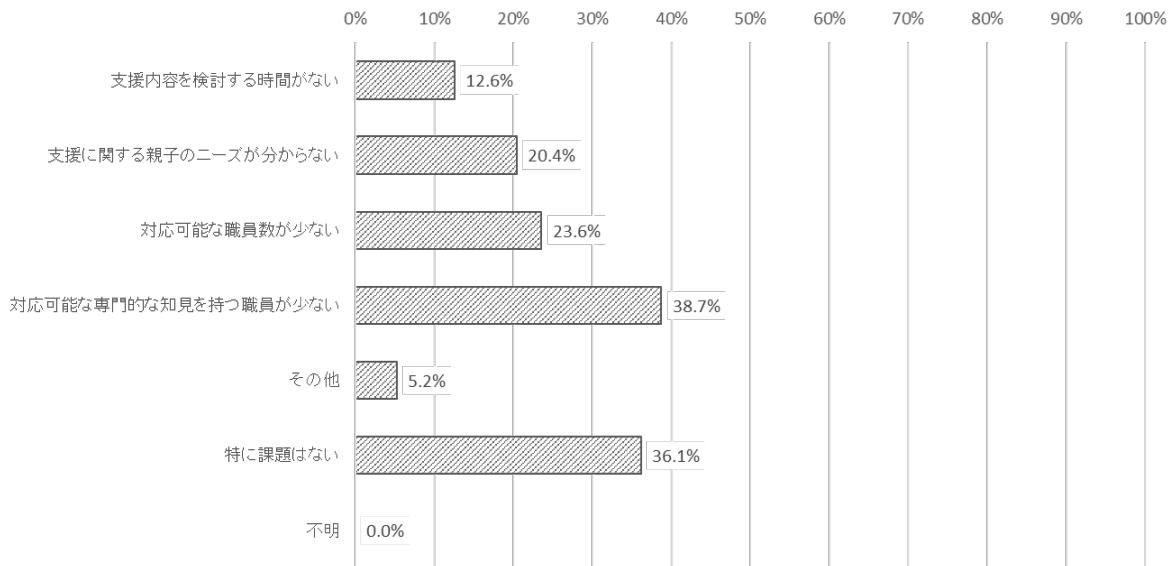
(20)離婚前後親支援事業実施前の課題①

- 離婚前後親支援事業実施前の課題で最も多かったのは「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」38.7%、次いで「対応可能な職員数が少ない」23.6%、「支援に

関する親子のニーズが分からない」20.4%と続いた。

- ・その他には、「自治体負担分予算の確保が困難」、「今から離婚する人には相談ニーズがあるが、既に離婚済みで養育費がもらえていない人は諦めている人が多い」等の意見があった。

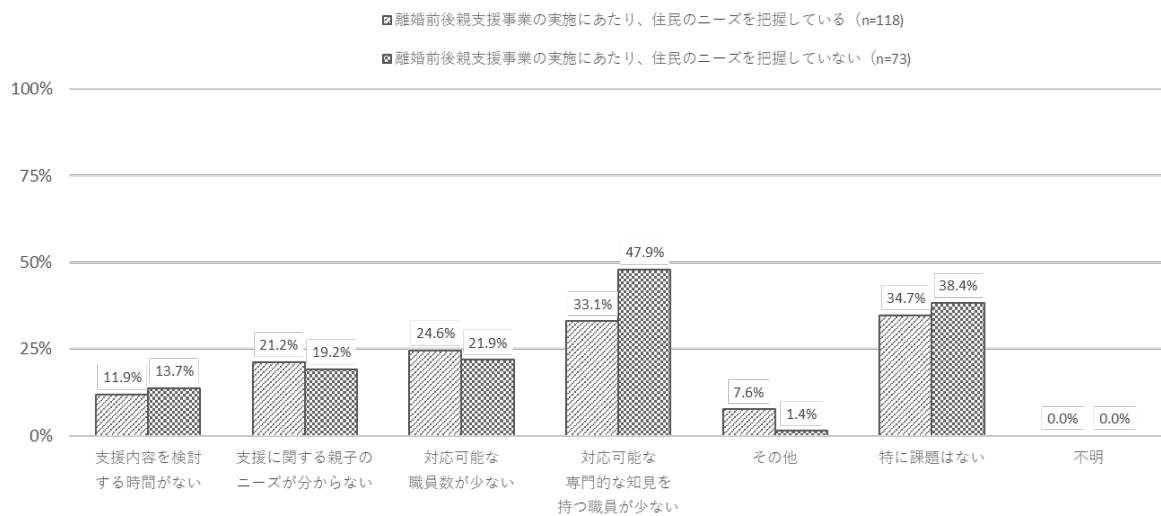
図表 52 事業実施前の自治体の課題(n=191)



(21)離婚前後親支援事業実施前の課題②

- ・離婚前後親支援事業実施前の課題について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」33.1%、「特に課題はない」は34.7%であった。
- ・ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」47.9%、「特に課題はない」は38.4%であった。
- ・その他には、「自治体負担分予算の確保が困難」、「今から離婚する人には相談ニーズがあるが、既に離婚済みで養育費がもらえていない人は諦めている人が多い」等の意見があった。

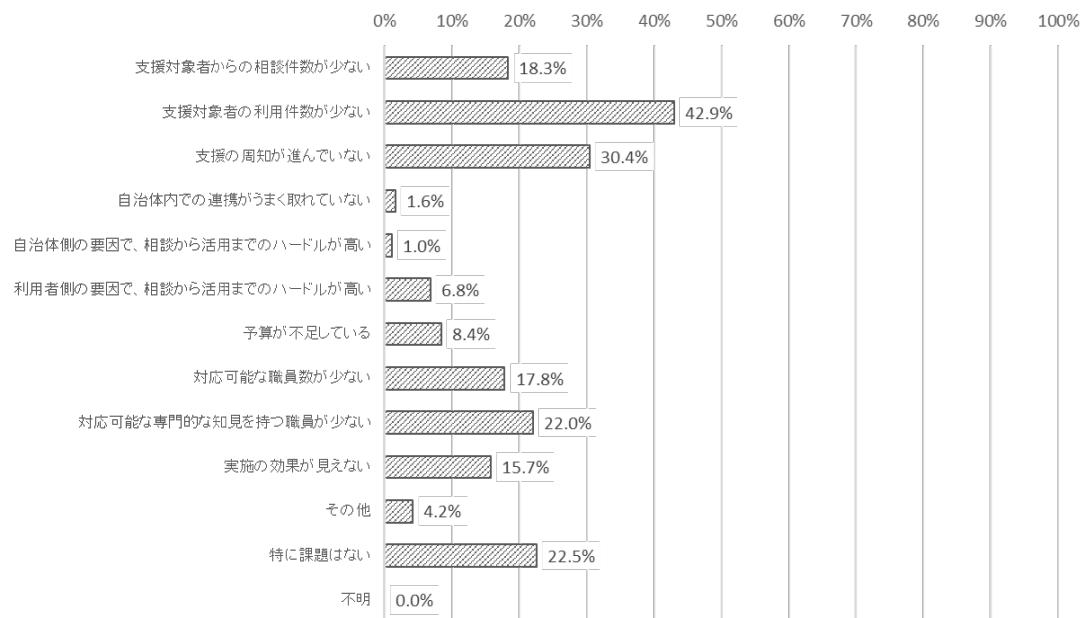
図表 53 事業実施前の自治体の課題



(22)離婚前後親支援事業実施後の課題①

- 離婚前後親支援事業実施後の課題で最も多かったのは「支援対象者の利用件数が少ない」42.9%、次いで「支援の周知が進んでいない」30.4%、「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」22.0%と続いた。
- その他には、「相談件数が少ないためニーズの把握が課題」、「自治体負担分予算の確保が困難」等の意見があった。

図表 54 事業実施後の自治体の課題(n=191)



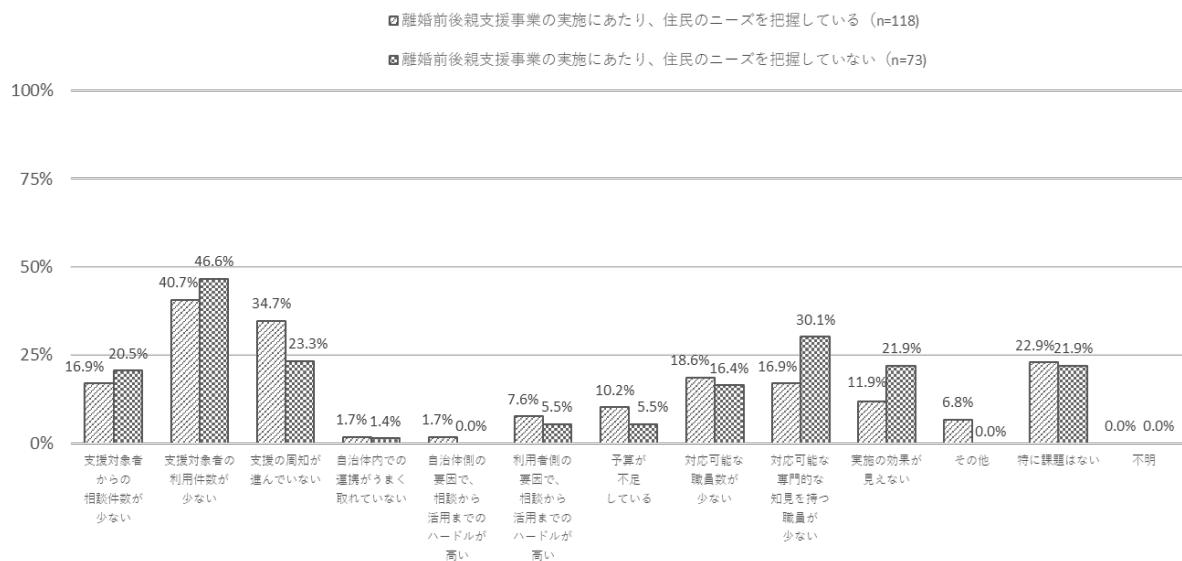
(23)離婚前後親支援事業の後の課題②

- 離婚前後親支援事業の後の課題について、ニーズを把握している自治体で最も多か

ったのは「支援対象者の利用件数が少ない」40.7%であった。

- ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「支援対象者の利用件数が少ない」46.6%であった。
- その他には、「相談件数が少ないためニーズの把握が課題」、「自治体負担分予算の確保が困難」等の意見があった。

図表 55 事業実施後の自治体の課題

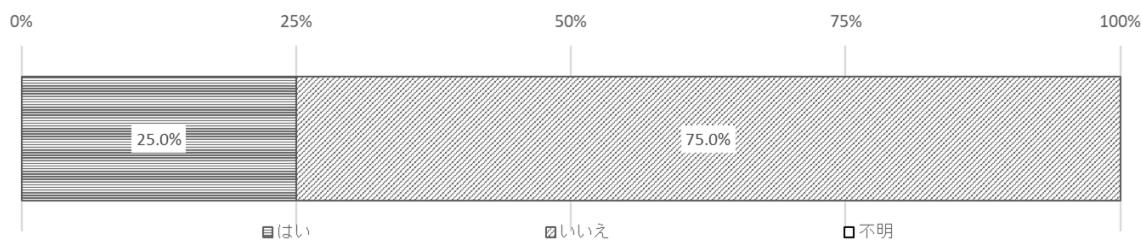


5. 養育費等支援事業

(1) 養育費等支援事業の実施状況

- 養育費等支援事業を実施している自治体は25%（113自治体）であった。

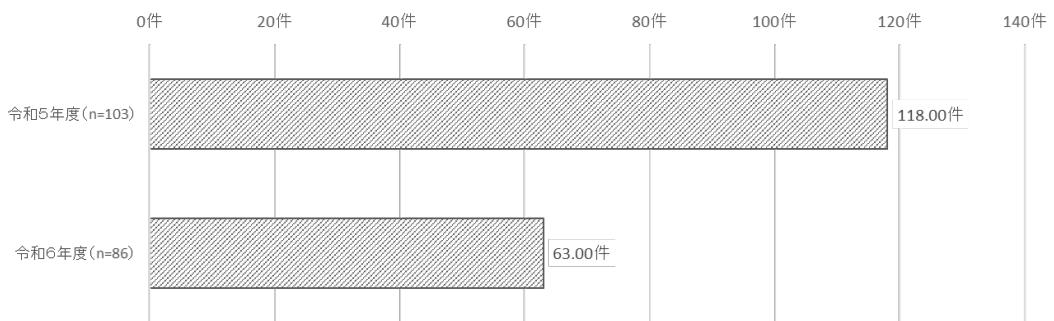
図表 56 養育費等支援事業を行っているか(n=452)



(2) 養育費等支援事業の相談件数

- 養育費等支援事業を実施している自治体への相談件数について、令和5年度は103自治体で平均118件、令和6年度は86自治体で平均63件であった。

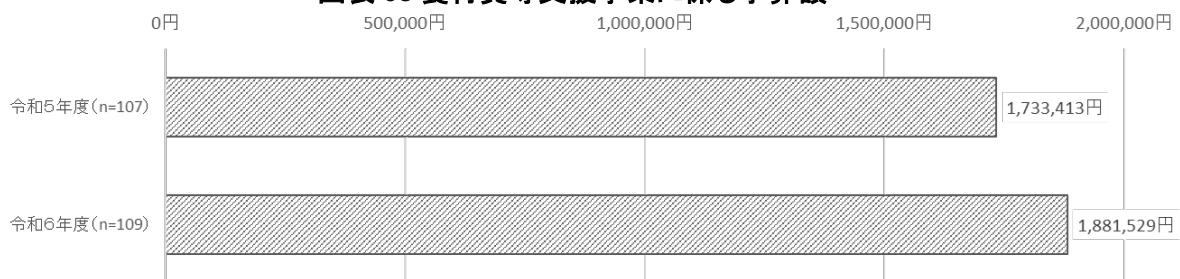
図表 57 養育費等支援事業における年間相談件数



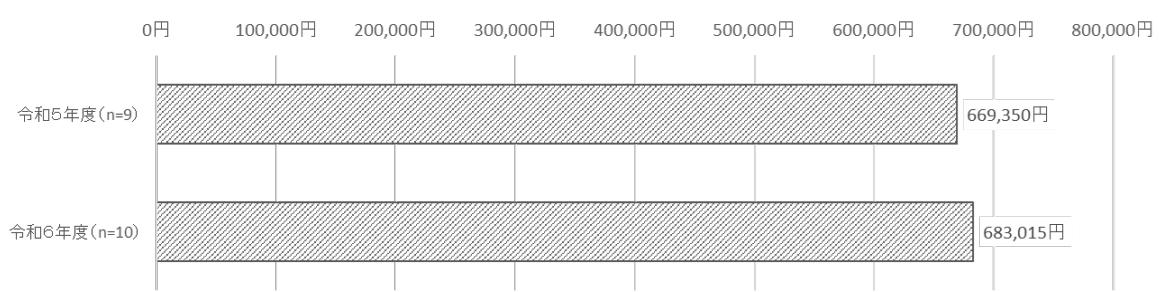
(3) 養育費等支援事業に係る予算額

- 養育費等支援事業を実施している自治体の予算額について、令和5年度は107自治体で平均1,733,413円（うち9自治体で地方単独事業の平均金額669,350円）、令和6年度は109自治体で平均1,881,529円であった。（うち10自治体で地方単独事業の平均金額683,015円）

図表 58 養育費等支援事業に係る予算額



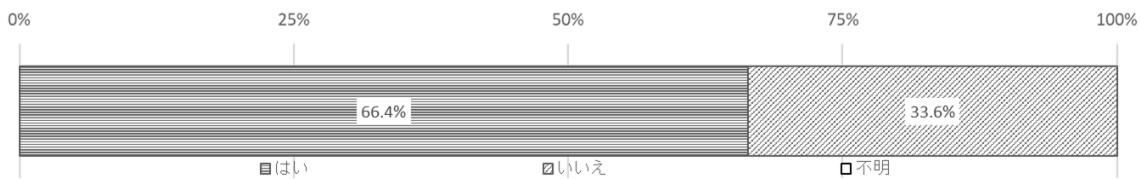
図表 59 地方単独事業の金額



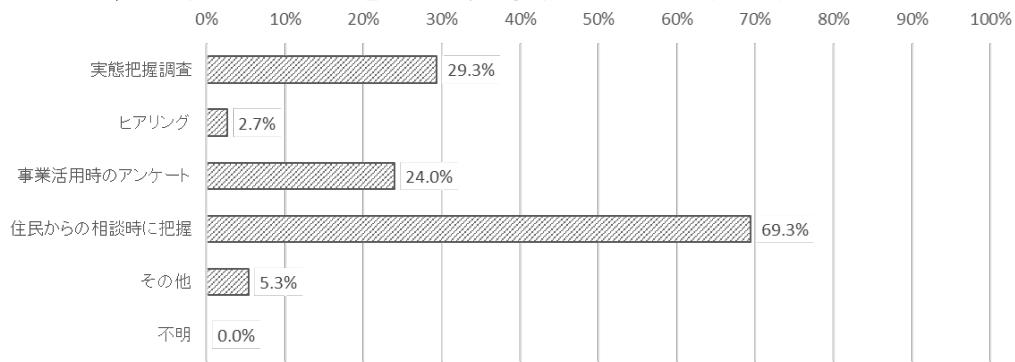
(4) 養育費等支援事業のニーズ把握

- 養育費等支援事業を実施している113自治体のうち、ニーズを把握している自治体は66.4%（75自治体）であった。ニーズの把握方法で最も多かったのは「住民からの相談時に把握」69.3%、次いで「実態把握調査」29.3%、「事業活用時のアンケート」24%であった。
- その他には、「子育て中の困窮世帯へのメルマガでのアンケート」、「関係団体からの意見聴取」等の意見があった。

図表 60 養育費等支援事業の実施にあたり、住民のニーズを把握しているか(n=113)



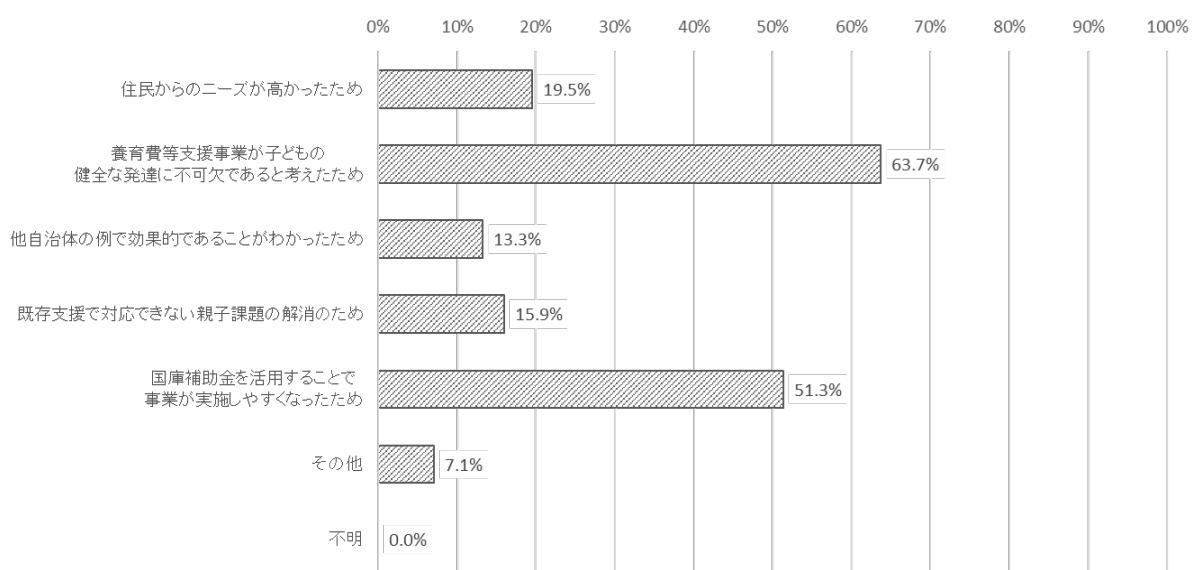
図表 61 住民のニーズをどのように把握しているか(n=75)



(5) 養育費等支援事業開始のきっかけ①

- 事業開始のきっかけで最も多かったのは「養育費等支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」63.7%、次いで「国庫補助金を活用することで事業が実施しやすくなったため」51.3%、「住民からのニーズが高かったため」19.5%と続いた。
- その他には、「国の施策が給付から就労・自立支援に見直され、養育費の確保が重点項目の一つとして示されたこと」、「モデル事業に選定されたこと」等の意見があった。

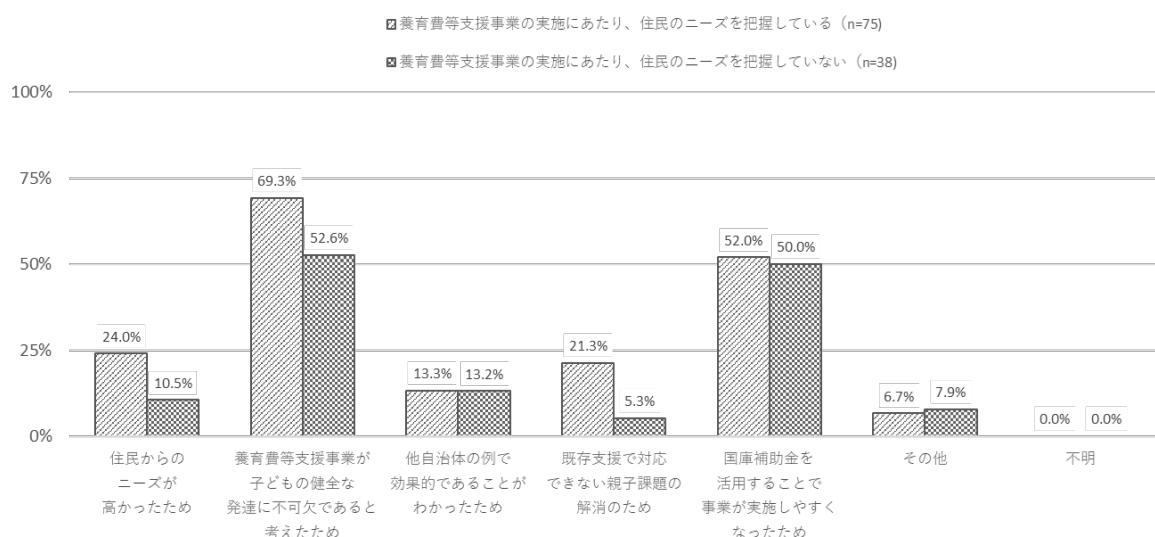
図表 62 事業を始めたきっかけ(n=113)



(6) 養育費等支援事業開始のきっかけ②

- 事業開始のきっかけについて、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「養育費等支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」69.3%であった。
- ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「養育費等支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」52.6%であった。
- その他には、「国の施策が給付から就労・自立支援に見直され、養育費の確保が重点項目の一つとして示されたこと」、「モデル事業に選定されたこと」等の意見があった。

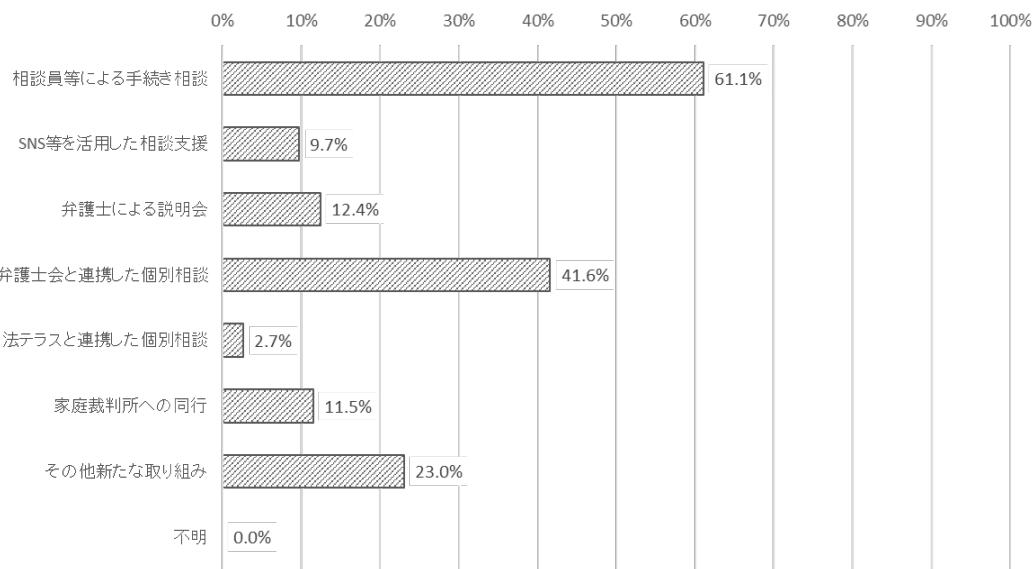
図表 63 事業を始めたきっかけ



(7) 養育費等支援事業 実施している事業内容①

- 実施している事業内容で最も多かったのは「相談員等による手続き相談」61.1%、次いで「弁護士会と連携した個別相談」41.6%、「その他新たな取り組み」23.0%と続いた。
- その他には、「養育費保証契約締結支援」、「ハローワークでの巡回相談時に養育費についても相談があれば対応、ひとり親向けの交流会・セミナー等での就業・養育費などに係る相談窓口設置」等の意見があった。

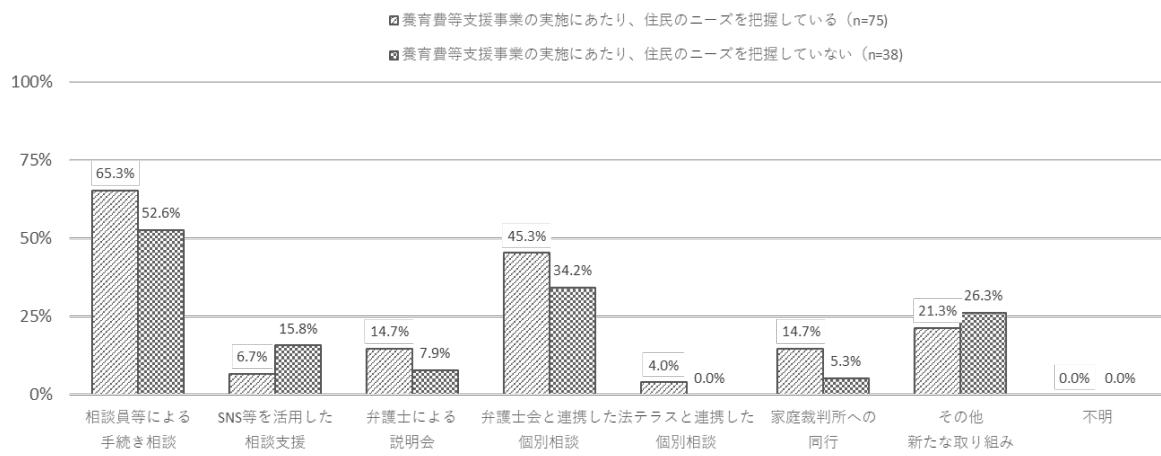
図表 64 実施している事業内容(n=113)



(8) 養育費等支援事業 実施している事業内容②

- 実施している事業内容について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「相談員等による手続き相談」65.3%であった。
- ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「相談員等による手続き相談」52.6%であった。
- その他には、「養育費保証契約締結支援」、「ハローワークでの巡回相談時に養育費についても相談があれば対応、ひとり親向けの交流会・セミナー等での就業・養育費などに係る相談窓口設置」等の意見があった。

図表 65 実施している事業内容

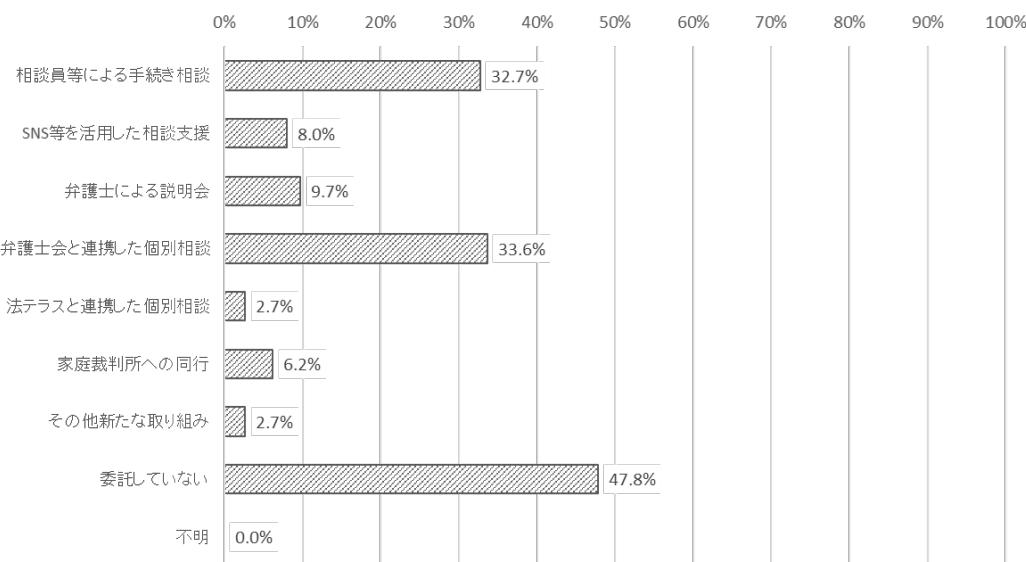


(9) 養育費等支援事業の委託内容

- 実施している事業内容のうち、最も多かったのは「委託していない」47.8%であった。

- 委託している事業で最も多かったのは「弁護士会と連携した個別相談」33.6%、次いで「相談員等による手続き相談」32.7%、「弁護士による説明会」9.7%と続いた。
- その他には、「養育費等に係る業務に従事する職員対象の研修」、「養育費等相談の事例検討」等の意見があった。

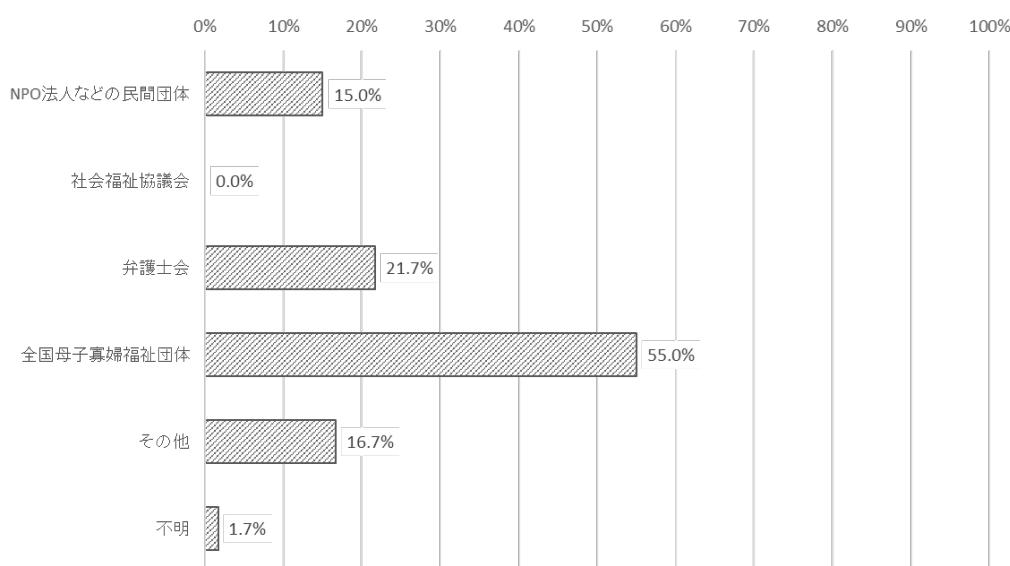
図表 66 外部機関に委託を行っている事業内容(n=113)



(10) 養育費等支援事業の委託先

- 養育費等支援事業の委託先で最も多かったのは「全国母子寡婦福祉団体」55.0%、次いで「弁護士会」21.7%、「その他」16.7%と続いた。
- その他は、「記載なし」であった。

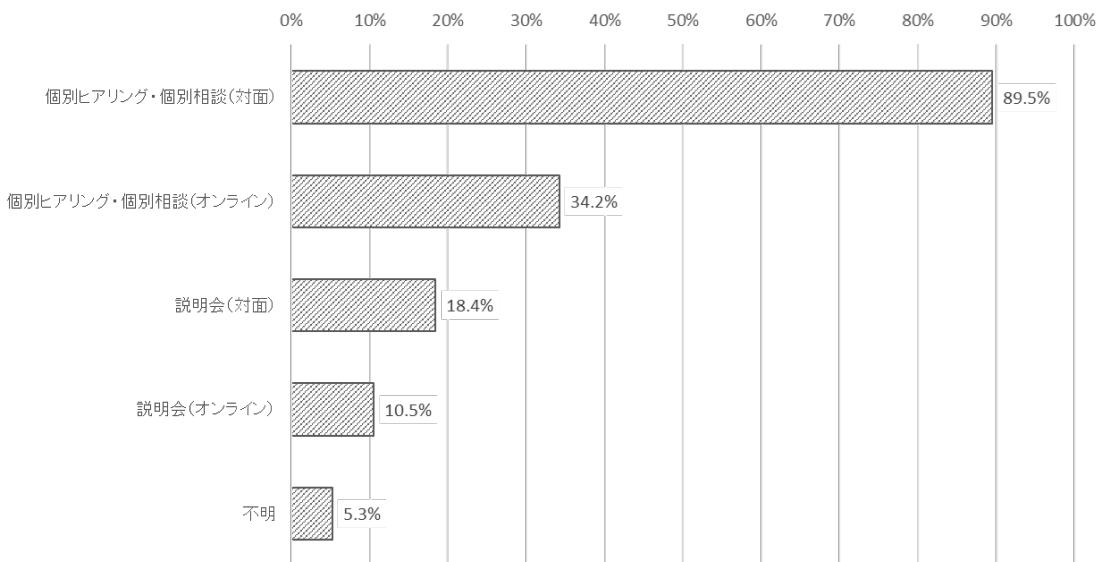
図表 67 委託先(n=60)



(11) 養育費等支援事業の支援形式①

- ・ 養育費等支援事業の支援形式で最も多かったのは「個別ヒアリング・個別相談（対面）」が89.5%、次いで「個別ヒアリング・個別相談（オンライン）」が34.2%、「説明会（対面）」が18.4%と続いた。

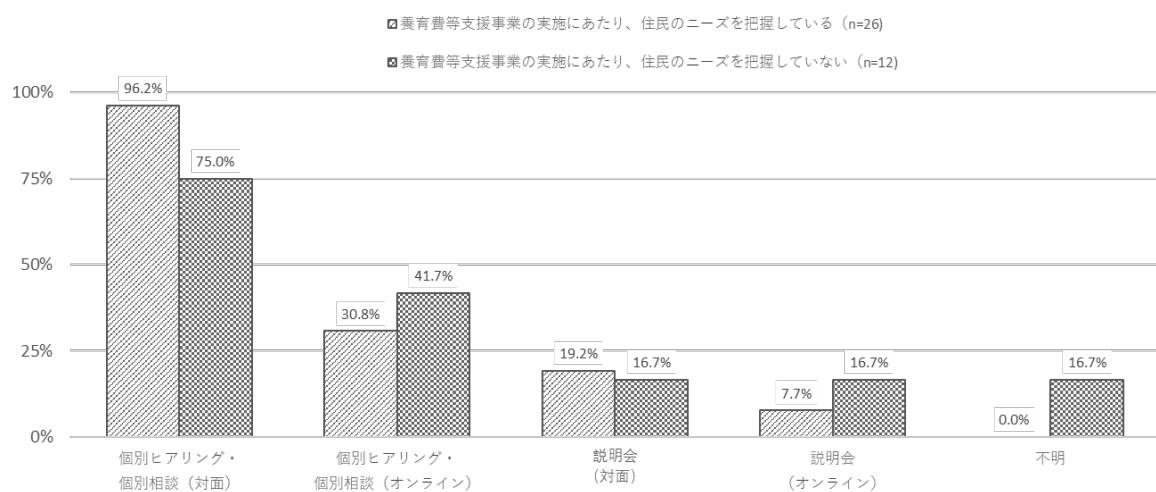
図表 68 支援形式(n=38)



(12) 養育費等支援事業の支援形式②

- ・ 養育費等支援事業の支援形式について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「個別ヒアリング・個別相談（対面）」96.2%、次いで「個別ヒアリング・個別相談（オンライン）」30.8%であった。ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「個別ヒアリング・個別相談（対面）」75.0%、次いで「個別ヒアリング・個別相談（オンライン）」41.7%であった。

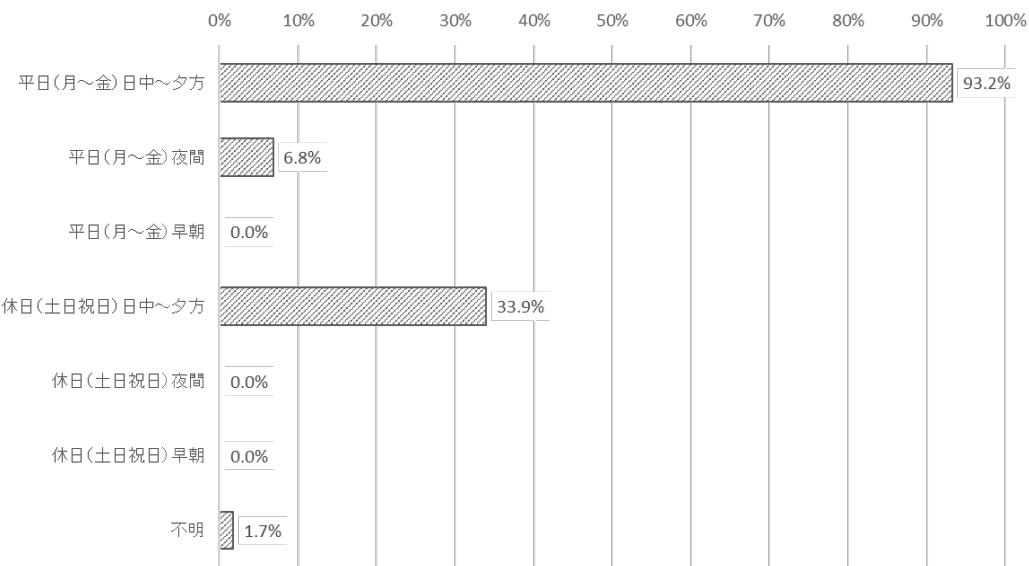
図表 69 支援形式



(13) 養育費等支援事業 支援の時間帯①

- 支援の時間帯で最も多かったのは、「平日（月～金）日中～夕方」93.2%、次いで「休日（土日祝日）日中～夕方」が33.9%、「平日（月～金）夜間」が6.8%と続いた。

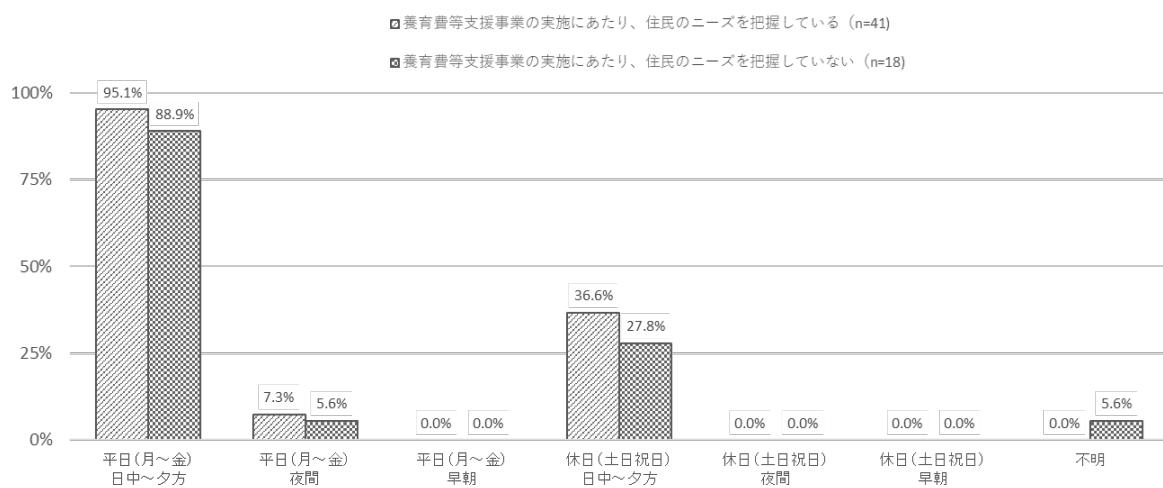
図表 70 支援の時間帯(n=59)



(14) 養育費等支援事業 支援の時間帯②

- 支援の時間帯について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「平日（月～金）日中～夕方」95.1%、次いで「休日（土日祝日）日中～夕方」36.6%であった。
- ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「平日（月～金）日中～夕方」88.9%、次いで「休日（土日祝日）日中～夕方」27.8%であった。

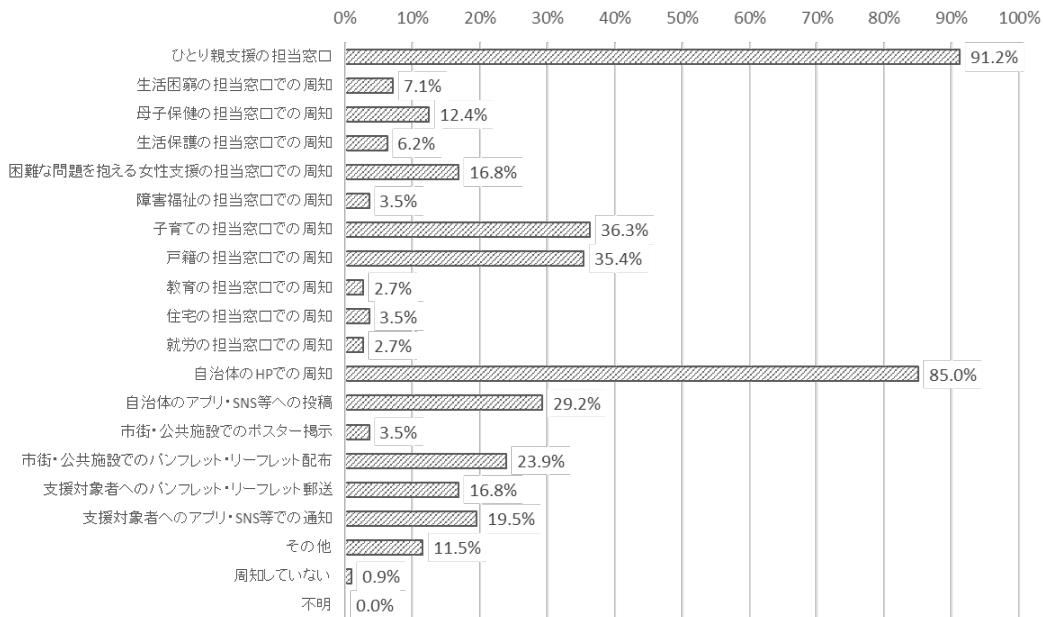
図表 71 支援の時間帯



(15) 養育費等支援事業 周知方法

- ・ 養育費等支援事業の周知方法で最も多かったのは「ひとり親支援の担当窓口」91.2%、次いで「自治体のHPでの周知」85.0%、「子育ての担当窓口での周知」36.3%と続いた。
- ・ その他には、「市の広報誌」、「委託先のHP」等の意見があった。

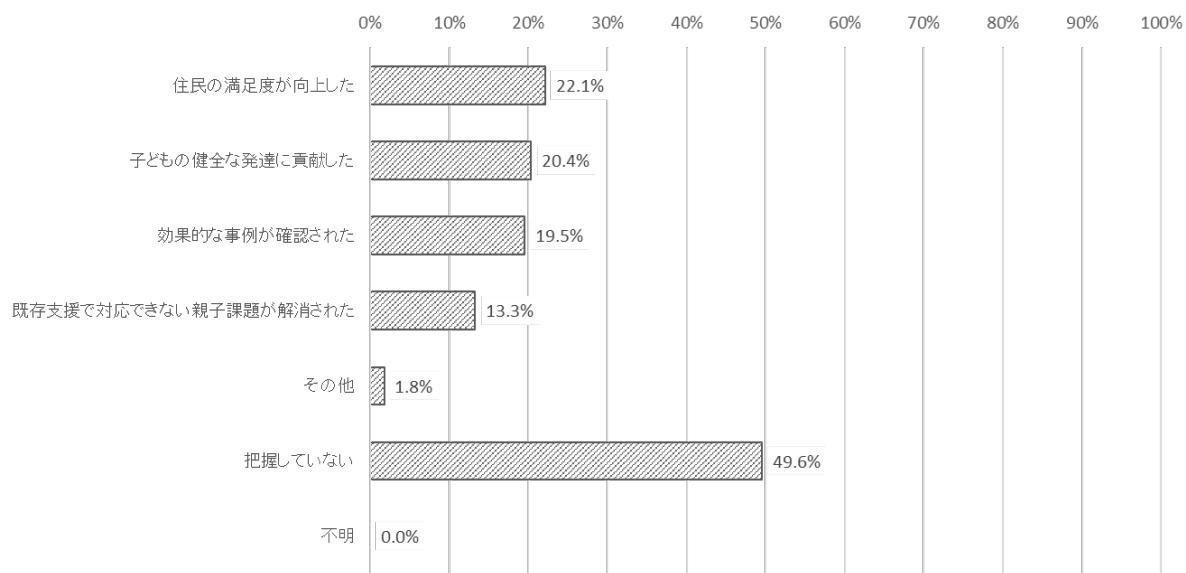
図表 72 支援対象者に対する本支援事業の周知方法(n=113)



(16) 養育費等支援事業 支援後の効果①

- ・ 養育費等支援後の効果は「把握していない」が最も多く49.6%であった。
- ・ 把握している回答では「住民の満足度が向上した」が最も多く22.1%、次いで「子どもの健全な発達に貢献した」が20.4%、「効果的な事例が確認された」が19.5%であった。
- ・ その他には、「養育費だけでなく離婚前の親が抱える不安や問題の軽減・解消に繋がる」、「養育費そのものについて知らないひとり親も多く、ニーズの掘り起こしや周知に繋がる」等の意見があった。

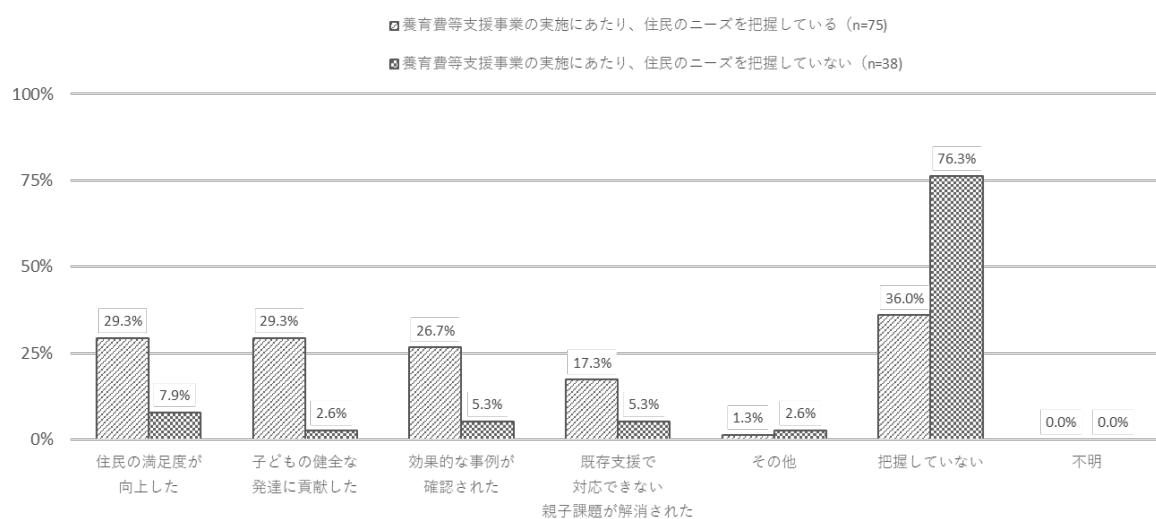
図表 73 支援後の効果(n=113)



(17) 養育費等支援事業 支援後の効果②

- ・ 養育費等支援後の効果について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「住民の満足度が向上した」「子どもの健全な発達に貢献した」29.3%、「把握していない」は36.0%であった。
- ・ ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「住民の満足度が向上した」7.9%、「把握していない」は76.3%であった。
- ・ その他には、「養育費だけでなく離婚前の親が抱える不安や問題の軽減・解消に繋がる」、「養育費そのものについて知らないひとり親も多く、ニーズの掘り起こしや周知に繋がる」等の意見があった。

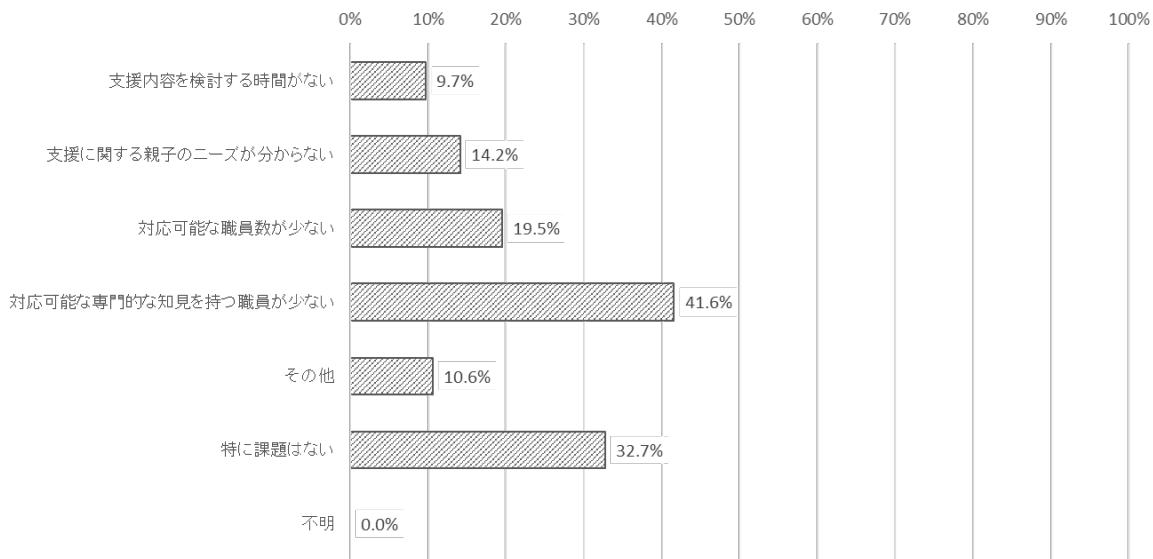
図表 74 支援後の効果



(18) 養育費等支援事業実施前の課題①

- ・ 養育費等支援事業実施前の課題で最も多かったのは「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」41.6%、次いで「対応可能な職員数が少ない」19.5%であった。
「特に課題はない」は32.7%であった。
- ・ その他には、「予算の確保」、「制度設計」等の意見があった。

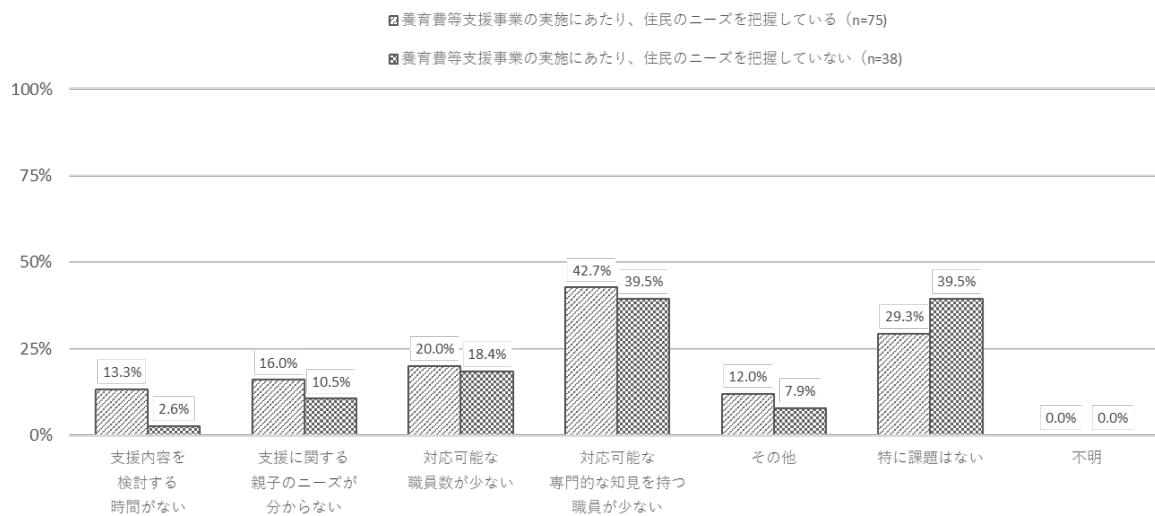
図表 75 事業実施前の自治体の課題(n=113)



(19) 養育費等支援事業実施前の課題②

- ・ 養育費等支援事業実施前の課題について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」42.7%、「特に課題はない」は29.3%であった。
- ・ ニーズを把握していない自治体でも同様、最も多かったのは「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」39.5%、「特に課題はない」は39.5%であった。
- ・ その他には、「予算の確保」、「制度設計」等の意見があった。

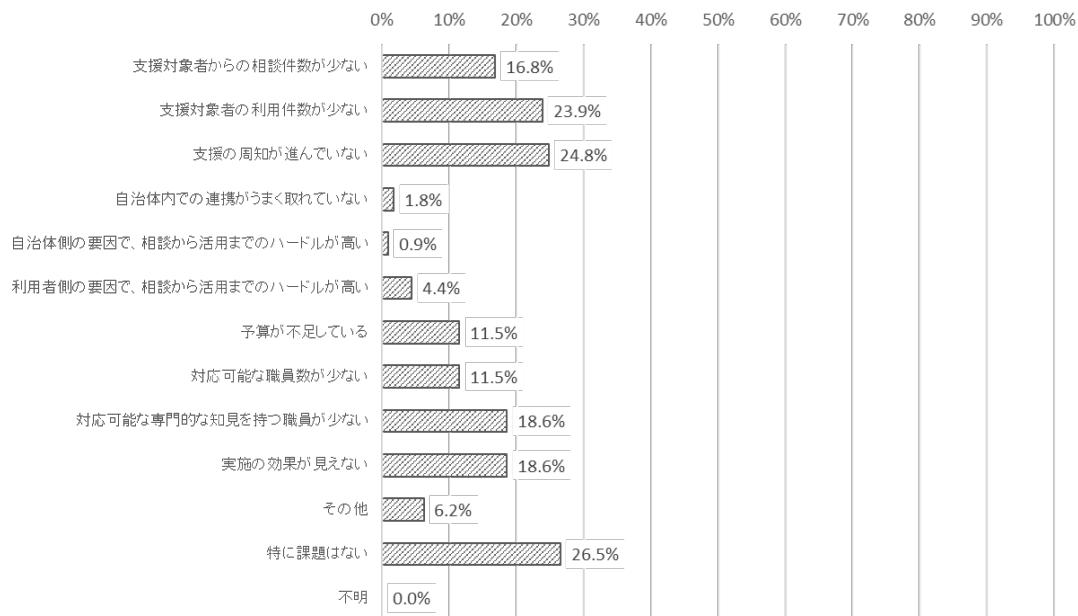
図表 76 事業実施前の自治体の課題



(20) 養育費等支援事業実施後の課題①

- ・ 養育費等支援事業実施後の課題で最も多かったのは「特に課題はない」 26.5%であった。
- ・ 課題としては「支援の周知が進んでいない」 24.8%、次いで「支援対象者の利用件数が少ない」 23.9%であった。
- ・ その他には、「県でニーズを掘り起こし、身近な市町村単位で実情に合った支援の実施を促しているが、実施に至らない」、「詳細な効果検証に課題」等の意見があった。

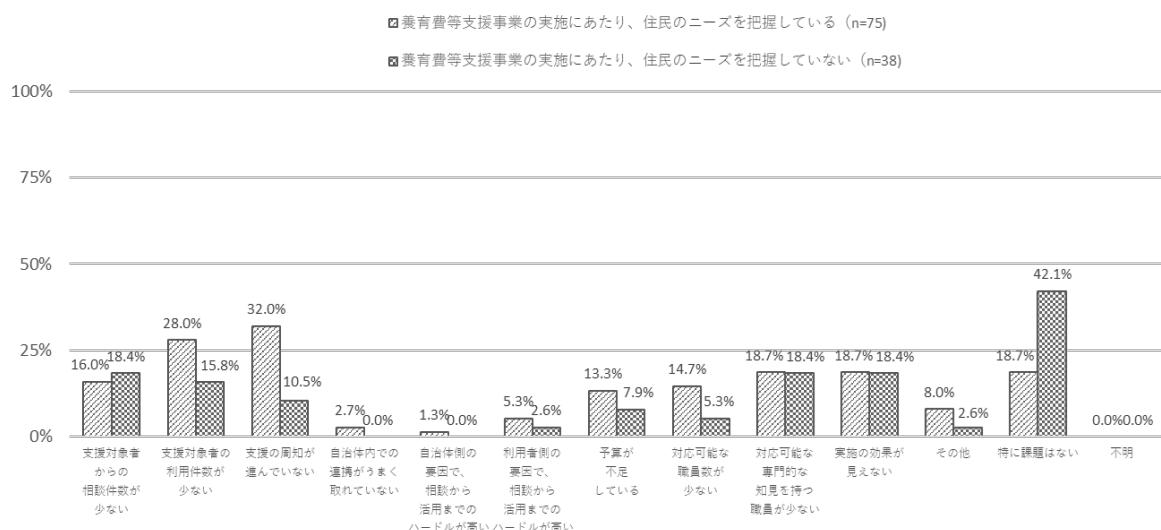
図表 77 事業実施後の自治体の課題(n=113)



(21) 養育費等支援事業実施後の課題②

- ・ 養育費等支援事業実施後の課題について、ニーズを把握している自治体で最も多かったのは「支援の周知が進んでいない」32.0%であった。
- ・ ニーズを把握していない自治体で最も多かったのは「支援対象者からの相談件数が少ない」18.4%であった。
- ・ その他には、「県でニーズを掘り起こし、身近な市町村単位で実情に合った支援の実施を促しているが、実施に至らない」、「詳細な効果検証に課題」等の意見があった。

図表 78 事業実施後の自治体の課題



(2) 自治体ヒアリング調査

事業未実施の自治体における取組のきっかけを創出するため、離婚前後の家族支援事業の事例集の作成にあたり、特色ある取組を実施している自治体にヒアリングを行った。

調査概要

調査の概要は図表 79 のとおり。

図表 79 自治体ヒアリング調査の概要

調査対象選定方法	事例集に掲載する自治体を選定する際の指標について、議論を踏まえ以下通り、決定した。 <ul style="list-style-type: none">支援の検討・実施を進めるきっかけを創出するための事例集であり、また既存の他事例集との差別化の観点から、自治体があまり取り組めていない親子交流支援事業、離婚前後親支援事業における費用補助以外の支援(親支援講座等)の事例を中心に収集。特に、離婚前後の親子への包括的な支援に向け、各支援事業でシームレスな連携を取れている事例や、こどもを中心とした事業設計を行っている事例に注目し、ヒアリング先を選定。
調査方法	オンラインによるヒアリング
調査期間	令和6年11月～令和7年3月
主な調査項目	<ol style="list-style-type: none">支援体制<ul style="list-style-type: none">自治体内の他部局との連携外部機関との連携支援事業の詳細<ul style="list-style-type: none">支援開始の背景・目的支援実施に向けた検討・準備事項支援対象者への周知方法支援内容の詳細支援における工夫支援事業の効果・課題・展望<ul style="list-style-type: none">支援の効果事業推進における課題今後の展望

調査対象詳細

対象施設の概要は図表 80 のとおり。

図表 80 ヒアリング対象自治体

自治体	事業	事業の取組
A 市	養育費確保サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費を、ひとり親が自立してこどもと安定した生活を送るための一つの要素として捉え、ひとり親家庭等相談窓口を入口としたワンストップの支援体制を構築し、初回相談から養育費確保に向けた調停・強制執行まで、母子・父子自立支援員が伴走で支援を実施。 ・弁護士による法律相談、家庭裁判所による調停・審判手続案内、公正証書費用の補助、調停・審判申立て費用の補助、強制執行等申立て費用の補助を行い、決着がつくか利用者の納得がいくまで支援を行う。
B 市	親子交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親同士の細かな意向の違いで、こどもが板挟みになることを避けるため、こどもを中心とした支援設計を行う。 ・「こどもが主人公であるための親子交流のルール」を設定し、ルールに同意・署名しないと親子交流支援ができない仕組みとしているほか、交流時にこどもの様子を確認し、トラブルが生じる懸念のある部分は柔軟なサポートを行い、事前にリスクを低減している。
C 市	養育費等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚前後に係るセミナーの開催、弁護士による法律相談の提供、母子・父子自立支援員による公証役場や家庭裁判所への同行支援、公正証書作成・調停調書作成・ADR 手数料・養育費保証料・親子交流支援利用料の各費用補助制度と、取組内容は多岐にわたり、多様なニーズに備えている。
D 市	養育費に関する補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・適材適所で外部機関への委託を行い、様々な相談に対応できる体制を構築している。 ・離婚に伴う子どもの養育や、こどもを養育する家庭の生活等について考えられるよう、多角的にセミナーの内容を設計している。 ・弁護士や司法書士への相談、養育費調停に係る書類作成支援、家庭裁判所・公証役場への同行支援、こどものいる親のための離婚セミナー、公正証書作成補助、調停申立て・裁判費用補助、ADR 手数料補助、養育費保証料補助と、取組内容は多岐にわたり、多様なニーズに備えている。

E県	親子交流支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 付添い型、受渡し型、連絡調整型に加え、オンライン相談や親子交流アプリの活用等、多様な支援形態を用意し、様々な家族のケースに対応。 支援形態の柔軟な変更により、徐々に支援員の介入を減らしていく、最終的には第三者の介入なしで親子交流を実施できるように、ステップアップ形式で支援を推進している。
F県	親子交流支援事業	<ul style="list-style-type: none"> こどもの心身への影響を第一に支援方法を検討し、別居親とこどものかかわり方をサポート。
G市	養育費確保支援事業 親子交流支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員への相談を起点として、市民向けの養育費の説明会、弁護士や家庭裁判所元調査官・元調停委員への相談、養育費確保に向けた各種費用補助、親子交流支援と、多岐にわたるメニューを用意することで、各事業間の連携を促進し、離婚前後の親子にとって必要な支援を届けている。
H市	親子交流(面会交流)支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 「父母の協力により、自力で親子交流が実施できる状態」を目指し、段階的にサポートする範囲を少なくしている。 付添い型、受渡し型、連絡調整型による支援を行っており、付添い型における交流場所は市内のこどもの国を指定。 自力実施に不安がある当事者には、支援終了後も、グループLINEに支援員が残り、無償で調整の様子を見守る等、手厚いサポートを実施。
I市	子どもの養育費等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 養育費・親子交流についての弁護士相談、養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金、離婚前後の親の裁判外紛争解決手続利用料補助金を実施。
J区	ひとり親家庭養育費確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 離婚前後の親を対象とし、離婚に関する様々な情報を共有するセミナーを実施し、離婚によるこどものメンタルケアや離婚にまつわる法律知識への理解を促進。子育て世帯が訪れる児童手当給付窓口の隣に相談室を設置し、離婚前後の親が相談しやすい環境を整備している。 支援内容は、離婚前後の親支援セミナー、法律講座、一般相談、離婚前後の法律相談、FPによる家計相談、公正証書の作成、裁判外紛争解決手続、養育費立替保証契約の締結と、相談のハードルを下げ、離婚を考える父母、ひとり

		親が気軽に最初のステップを踏み出せる体制をとっている。
K市	養育費確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 各区と母子家庭等就業・自立支援センターに相談窓口を設置し、区、市、各機関が機能的に連携している。 支援内容は、弁護士による法律相談、ひとり親家庭相談、養育費に関する公正証書等作成料補助金、養育費の保証補助金、養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用給付金、離婚前後の方向けオンラインセミナー。ひとり親それぞれの環境に合わせたメニューを細かく設定し、数多くの支援を提供している。

調査結果

ヒアリング結果概要は図表 81～図表 91 のとおり。

図表 81 A 市のヒアリング概要

カテゴリ	A 市のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口数：約 16 万人 ひとり親世帯数：6,862 世帯 令和 5 年度離婚届出件数：380 件
支援体制 (ヒアリング実施日時点)	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員 1 名 <p>【自治体内の他部局との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> こども支援課 母子生活支援施設・子育て短期支援事業等 教育委員会 教育総務課 就学援助制度・奨学金等 保育幼稚園課 保育所・学童保育等 <p>【外部機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター DV 相談、法律相談等 女性サポートネットワーク 乳幼児一時預かり事業 ハローワーク 職業相談等 社会福祉協議会 経済支援等 病児・病後児保育 ファミリー・サポート・センター 外国人総合相談センター
支援事業の詳細	【支援開始の背景・目的】

	<ul style="list-style-type: none"> 全国ひとり親世帯等調査と比較し、離婚時の養育費の取り決めをしている割合が低かったため、ひとり親世帯における、養育費の受け取りをしている割合の向上を目指し、本事業を開始した。 調停期間が長引き、相談者が精神的に疲弊してしまうようなケースが見受けられる中、相談者の理解者として存在することが、伴走支援を行う意義だと考えている。 <p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ひとり親家庭のための応援ガイドブック」や市の広報等に、ひとり親家庭等相談窓口の情報を掲載。 こどものいる世帯が離婚届を提出する際に、窓口の課がチラシを渡し、ひとり親家庭等相談窓口を全員に案内。 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初回相談 ひとり親家庭等相談窓口を担当する母子・父子自立支援員が、聞き取りを実施。 相談者が養育費の取り決めを希望し、かつ母子・父子自立支援員が養育費確保サポート事業との利用が必要と判断した場合は、聞き取りの中で父母双方の生活状況や関係性等を把握し、手続の煩雑さや回収の難しさ等を説明し、希望に添った、適切な支援を行う。 弁護士による法律相談 弁護士会から推薦された弁護士と対面もしくはオンラインでつなぎ、法律相談を行う。オンラインの場合で相談者の希望があれば、母子・父子自立支援員も同席する。 調停・審判手続き案内 家庭裁判所と市の窓口をオンラインでつなぎ、家庭裁判所の担当者から、調停の流れや申立て書類の書き方等の手續について説明をいただく。相談者が希望する場合は、母子・父子自立支援員も同席する。 公正証書費用補助、調停・審判申立て費用補助、弁護士等費用補助(強制執行等申立て) 事前に母子・父子自立支援員が相談を受け、相談者に必要書類を作成・申請してもらい、実費を費用補助。 弁護士会から推薦された弁護士及び司法書士会から推薦された司法書士に依頼し、強制執行・情報開示・財産開示にかかる着手金の費用を補助。 <p>【支援における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 信頼関係を築くため、初回相談に時間をかけ、相手を否定しない等のソーシャルワーカーの基本を念頭において対応している。また、相談者の背景を理解したうえで、俯瞰して課題を設定している。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省(当時)の「ひとり親家庭支援担当課職員向けひとり親家庭支援の手引き」等で、母子・父子自立支援員が自主的に相談援助の基礎を学ぶとともに、実践経験を積みながら常に最適解を考えないようにしている。 相談者に対し、養育費の正しい理解を持っていただくため、養育費の案内に関わる職員に、外部講師を招き研修を実施するなど、現場の意識を揃えるようにしている。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度における強制執行による養育費の回収件数は11件中6件の実績が挙がっている。 相談者へのアンケートで、「金銭面の話は知人には相談しづらいため、窓口があつてよかった。」「養育費を受けることができて良かった。」といった声が挙がっている。また、支援する中で、「一年を超える長い調停期間の中、伴走支援があったから諦めずに続けられた。」「最初は調停に難しいイメージを持っていたが、関わるハードルが下がった、万全の準備ができた。」といった、心理的不安の軽減につながった声も挙がっている。 自治体内における効果として、インテークやアセスメントが養育費確保サポート事業以外のひとり親支援にも繋がっており、養育費だけでは解決できない課題にアプローチできるようになった。 <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育費の取り決めを行っても回収まで至らない、もしくは別居親と連絡が取れないといったような、強制力の部分で課題を感じている。 補助金が想定より活用されておらず、既に必要な人に支援が行きわたっているのか、もしくは周知が不十分なのか、検証の必要があると考えている。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者の自立に繋げるために、養育費だけでなく、就労等も含めて自立支援を行っていく必要があると考えている。あくまでも、養育費は問題の一部であり、ひとり親が抱える全体の課題にもっと関わっていけると良いという思いがある。 一人一人に対するプランニングを、よりたくさんのがひとり親家庭に行うことができればと考えている。

図表 82 B市のヒアリング概要

カテゴリ	B市のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口：約74万人 ひとり親世帯数：5,572世帯

	<ul style="list-style-type: none"> 離婚件数：1,141 件
支援体制 (ヒアリング実施日 時点)	<ul style="list-style-type: none"> 委託先(母子家庭等就業・自立支援センター)：母子・父子自立支援員、カウンセラー、親子交流支援員 2名
支援事業の詳細	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚した親の課題感のひとつに、別居したことでも中々会えないことがあったことや、適切な親子交流が子どもの健全な成長に繋がると考えたこと、また、自治体の方針として、ひとり親の支援への注力を検討していたことがきっかけである。 <p>【支援実施に向けた検討・準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を開始した当初は、親子交流支援事業を実施している自治体が少なく、手探り状態だったため、まずはスマートスタートで開始。支援をしていく中で浮かび上がった課題に対し、都度対応していくことにより、まさに今支援の型をつくりっている最中である。子どもに対し、いかに安心できる場を提供できるか、いかに子どもが置いてきぼりにならない支援を設計できるかを重視しながら、試行錯誤している。 <p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体および就業・自立支援センターの HP に掲載 就業・自立支援センター内の母子会に入会した方へのチラシ配布 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込受付・審査 <p>HP から親子交流申込書を取得し、記載いただく。申込にあたっては、申込書に加え、所得証明書および調停調書等の親子交流を取り決めた公的な書類を提出いただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前面談・支援可否判断 <p>「子どもが主人公であるための親子交流のルール」を一読いただき、同意書に押印いただく。内容は、子どもを中心とした日程調整および子どもへの事前の情報提供の必要性や、子どもが安心して楽しめる時間づくりに向け、父母の協力が必要であること等が記載されている。中止するケースの具体例も記載しており、同意書として A4 サイズ 1 枚でまとめている。</p> <p>事前面談は、家庭裁判所の調停委員を行っている者が対応し、離婚事由や親同士の関係性等を確認するほか、親子交流に対する思いの聴取や、交流頻度や実施場所等の条件面のすり合わせを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援交流

	<p>日程調整を行った後、就業・自立支援センター内のキッズルームで親子交流を行う。</p> <p>親子交流に支援員が同伴する付添い支援と、親子交流をする場所にこどもを送り届ける受渡し支援の2種類を実施している。</p> <p>【支援における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こどもが主人公であるための親子交流のルール」という、親子交流におけるルールを設定し、ルールが記載された書面に同意の押印をしないと支援出来ない運用をしている。 親子面会交流の際に、子どもの様子を見ながら必要な支援を行うようにしている。例えば、身だしなみまで気が回らず、子どもの着ている洋服が汚れている等、清潔感が少し気になる場合、それが原因で親同士がもめてしまう懸念もあるため、他の利用者から市に寄付いただいた、服をプレゼントし、着替えてから面会するなど、こどもが自身の気持ちとは別のところでトラブルにならないように心がけている。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談から利用に繋がらない点が課題。ひとり親から自治体に様々な相談をする時期は、相手親と離婚調停中や条件のすり合わせを行っているケースが多く、相手の同意が必要な親子交流支援は利用のハードルが高いのではないかと考えている。 自治体として支援できる範囲の難しさがあり、法的に取り決めが担保されていないと、権限の観点から支援することが難しい。親子交流支援を行う前段階の、取り決めを行うところについても、就業・自立支援センター内の弁護士や、法テラスの紹介を行うようにしている。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもたちが置き去りにならないような支援を目指し、改正民法施行後も動向を見ながら柔軟に支援設計を変えてていきたい。 離婚前後に付随する支援を充実させながら、親子交流支援にもつなげていくことで、ひとり親を包括的に支援し、困りごとの取りこぼしがないようにしていきたい。

図表 83 C市のヒアリング概要

カテゴリ	C市のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口：約 65 万人 ひとり親世帯数：6,459 世帯 令和5年度離婚件数：1,270 件

<p>支援体制 (ヒアリング実施日 時点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員 6 名（うち母子・父子自立支援プログラム策定員との兼務 2 名） <p>【外部機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談室 ハローワーク スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 社会福祉協議会 弁護士会 医療機関
<p>支援事業の詳細</p>	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年より弁護士による法律相談は実施していたが、平成 30 年に実施した「子供のいる世帯の生活状況等に関する調査」で、養育費の取り決め率が 49% であったことから、取り決め率の向上を目的に支援事業を拡大。 子どもの貧困対策を考えるうえで、養育費の確保や親子交流は重要なポイントだという考えがあり、市の考えと、国の事業の広がりが一致したことで、様々な支援を取り入れることになった。 <p>【支援実施に向けた検討・準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育費・親子交流は、子どもの健やかな成長と安定した生活を確保するために重要であることから、同居親・別居親の双方のニーズを踏まえ、柔軟に支援設計を変更している。 セミナーの開催にあたっては、別居親と同居親が顔を合わせてしまうことを防ぐため、別日に対象を分けて開催している。また、同居親は離婚後の生活に対して似たような悩みを抱えている方が多く、同じ境遇の方と相談しあえる環境を提供するため、集団でのセミナーを開催。一方で、別居親は悩みが個別事情に依拠し、内容が多岐にわたるため、個別相談会を実施。 親子交流における事業の検討にあたっては、相談者と支援機関の相性が悪かったら、支援を活用しづらくなってしまうのではないかと考え、相談者が自身で利用先を選定できるように、利用料の補助という形式を採用。 支援要件の検討にあたっては、所得制限を定めてしまうと、所得水準が高い傾向にある別居親の活用が限定されてしまい、親子交流実施につながりにくくなると考えたため、別居親、同居親または子どもが市に居住していることのみを支援要件とした。 <p>【支援対象者への周知方法】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> • HP で情報提供をしており、ひとり親が相談に来るきっかけとして最も活用されている。 • 結婚届を取りに来た際や提出する際に、窓口の課から、相談先を記載したひとり親家庭向けのパンフレットを配布。 • 児童扶養手当の現況届を送付する際に、相談申込用の二次元コードがついたチラシを同封。 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 養育費等セミナー ひとり親や離婚を考えている親を対象に、養育費の取り決めや親子交流の講座を開催しており、弁護士を講師にした「離婚についての基本的な内容」や、NPO 法人を講師にした「離婚後の親子関係を考える(こどもから見た両親の離婚、離婚時の気持ち)」を開催。 また、こどもと別居する親を対象に、親子交流や養育費についての相談会を実施。 • 弁護士による法律相談 市在住のひとり親や離婚を考えている親に、養育費や離婚等により発生する法律問題の相談ができる場を設けている。 事前に相談内容、家族の状況、離婚理由等を確認し、アセスメントシートを作成したうえで、弁護士相談を実施する。 • 母子・父子自立支援員の公的機関への同行支援 公正証書作成のために公証役場に行く際や、調停申立てのために家庭裁判所に行くことに不安がある場合に同行する。 • 公正証書・調停調書作成・ADR 手数料の補助 市に居住する児童扶養手当相当所得の方を対象に、養育費の取り決めにかかる費用の一部を補助する。 ADR 手数料は、弁護士会もしくは法務大臣が認証した ADR 機関の利用を対象に、申立て手数料と期日手数料に相当する費用の補助を行う。 • 養育費保証料の補助 市に居住する児童扶養手当相当所得の方が養育費保証契約を締結した際の初回の保証料を補助。 • 親子交流支援機関利用料補助 市に居住する親、もしくは市に居住するこどもがいる場合、支援団体を利用して、事前相談及び親子交流した費用を補助。 <p>【支援における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 相談者が母子・父子自立支援員に対し、「話したい相手」と思える関係性を築くことを重視している。まずは相談いただいたことを労うことからはじめ、話し方や声をかける
--	---

	<p>タイミング、距離感等の細かな部分を意識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終的な決定権は相談者にあるため、指導にならないよう相談者の考えを尊重し、その中で一緒に対応策を考えるというスタンスを心がけている。 養育費や親子交流等に関する研修、キャリアコンサルタントを講師とした研修、改正民法を見据えた研修等、様々な研修を行い、母子・父子自立支援員の知見深化やスキルアップを図っている。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年の調査では、養育費の取り決め率が49%だったが、令和5年の調査では、53%だった。 具体的な支援事業があることで、相談者に対して効果的な提案ができるようになった。市として薦められる事業があることで、どこから始めればよいか、どのように進めていけばよいのかが具体的になり、相談者も理解しやすくなったのではないかと感じている。 <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際に支援を必要とされている方がどれぐらいなのかが分からず、予算額の設定に悩んだ。他自治体の事例をリサーチし、特に取組が進んでいる自治体に電話で相談。支援実態や予算状況を伺い、市に当てはめた場合の必要な予算額を積算し支援をスタートした。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育費支援については、ほぼフルメニューで実施できているため、今後は親子交流についてどのような支援ができるか検討していきたい。現在の親子交流支援の回数や金額の上限など、改正民法も踏まえ、検討していきたいと考えている。 改正民法の施行に向けて、今後、国からの情報共有等を参考にしながら、更に必要な支援を検討していくとともに、既存の事業をより良くすることを目指していきたいと考えている。

図表 84 D 市のヒアリング概要

カテゴリ	D 市のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口：約 233 万人 ひとり親世帯数：12,675 世帯 令和5年度離婚届出件数：3,698 件
支援体制 (ヒアリング実施日時点)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体(区の相談窓口)：母子・父子自立支援員 1 名、ひとり親家庭応援専門員 1 名 委託先(母子・父子福祉センター)：相談員、弁護士、司法書士、行政書士

	<p>【外部機関との連携(窓口の紹介)】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 家庭裁判所 • 女性のための法律相談機関 • 親子交流民間団体
支援事業の詳細	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成 30 年に実施した、ひとり親世帯等実態調査がきっかけ。離婚前に養育費や補助制度等の様々な情報を知りたかった、といった意見があったことから、セミナーという形で、様々な情報を提供するようになった。 <p>【支援実施に向けた検討・準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特にセミナーの実施は、当時、他の自治体の取組事例も少なく、市民からどれだけニーズがあるのか、どのようなテーマだと受けがいいのか分からなかった。最初は、養育費や補助制度等の情報提供から小さく始め、参加者のアンケート等様々な声を勘案し、徐々にこどものためのケア等の視点も取り入れながら、テーマを拡大。委託先と何度も話し合いを重ね、改善した。 <p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市の広報や公式 LINE、X アカウントを活用した情報提供を実施。 • 区の相談窓口等で、ひとり親家庭向けのリーフレットを配布。 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 養育費調停に係る書類作成支援 司法書士等への電話相談及び面談を踏まえ、支援が必要と認められた場合は、養育費調停に係る書類作成支援を実施。書類等の作成にあたっては、ケースによるが、当該窓口や機関に提出するのみでよい状態にまで支援している。 • 公証役場等への同行支援 司法書士等への面接相談を踏まえ、支援が必要と認められた場合かつ相談者が希望する場合は、公正証書作成時に、司法書士等が公証役場等に同行する。 • こどもがいる親のための離婚セミナー ひとり親家庭就業自立支援センターに事業を委託。 企画にあたっては、離婚に伴う子どもの養育や子どもを養育する家庭の生活等について考えられるよう、テーマや講師を選定する。過去テーマ例として、「離婚しても子どもの笑顔を守るために～ひとり親家庭支援の現場から～(母子寡婦福祉連合会)」「離婚に踏み出す前に考えておきたいこと(行政書士)」「養育費と親子交流(弁護士)」「市の

	<p>ひとり親家庭への支援策(市職員)」「親の離婚が子どもに与える影響と心のケア(家族のためのADRセンター)」「考えておきたいライフプラン(ファイナンシャルプランナー)」等。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公正証書作成、調停申立て・裁判費用、ADR手数料補助 公正証書作成においては公証人手数料および戸籍謄本等添付書類取得費用、調停申立て・裁判費用においては収入印紙代、切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用、ADRに係る手数料においては申立て料、依頼料、1回目の調停に要した費用を補助。 • 養育費保証料補助 保証会社と養育費保証契約を締結する際に、保証料として負担した費用を補助。 <p>【支援における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ひとり親の立場に理解のある職員及び講師が、より受講者の気持ちに寄り添い、単に知識のみでなく、励ましさに背中を押すことができるような企画の実施に努めている。 • 離婚に係る法律や支援制度の保護者への実務的な説明だけでなく、まず子どもの気持ちに寄り添う大切さについて理解していただきたいと考え、臨床心理士等による子どものこころのケアをテーマに取り上げることなどに配慮している。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和2年の事業開始当初は、年間のセミナー参加者数が39名だったが、令和5年は85名に増えており、関心のあるテーマの実施が出来ていると感じる。また、参加者のうち、離婚前の方が8割となっており、離婚について考える機会を創出できているのではないかと考えている。 • セミナー参加後のアンケート結果では、85%以上がセミナーに満足しているという結果が出ているほか、自由記述のコメントでは、「離婚に関する面(相談先など)をリアルに考えられて勉強になったが、内面(子どもとのスキンシップや傾聴など)も非常に勉強になった。」「ADRという機関があることも知らなかつたので、有意義な時間だった」「顔出しなしでも皆さんと情報交換をできてたくさん気づきがあった。」といったコメントをいただいている。同じ立場の方からの質問が参考となり、出された質問がさらに次の方の質問に繋がるなど積極的に参加いただけていると感じる。 • 養育費保証料補助や、調停申立て・裁判費用補助等の利用人数も伸びており、セミナーが事業周知の効果を果たして

	<p>いるのではないかと考えている。</p> <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナーの参加者は増えているが、まだ支援が必要な全ての対象者にリーチできていないと感じており、周知に力を入れたいと考えている。離婚を考えている段階の方は、まだ自治体との関係性が生まれる前の段階のため、どのようにして、目に映る機会を増やし、情報を届けていくかを考えていきたいと思っている。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他自治体の効果があった取組を参考に、市でも取り組みを進めて効果検証したいと考えている。
--	---

図表 85 E 県のヒアリング概要

カテゴリ	E 県のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口：733 万人 ひとり親世帯数：36,589 世帯 離婚件数：非公表
支援体制 (ヒアリング実施日 時点)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体内：担当者 1 名 委託先(一般社団法人)：親子交流支援員 120 名
支援事業の詳細	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年の民法改正に伴い、父母が離婚をする時に協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として、面会交流や養育費の分担が示されたことで、親子交流支援が県議会で話題に挙がった。また、近隣の自治体でも親子交流支援の取組を進めており、県でも取り組むべきではないかという姿勢になったことがきっかけである。 <p>【支援実施に向けた検討・準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもを巻き込んだ重大なトラブルに繋がるリスクをいかに低減するかが最大の課題であった。支援にあたっては、公正証書や調停調書等の公的な書類の確認により、リスクを低減している。 予算の確保にあたっては、近隣の自治体の状況を調べながら、県全域の支援をすることを前提に、積算により算出した。 <p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の市町村自治体のひとり親相談窓口からチラシを配布 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子交流相談 メールもしくはオンラインで個別相談に応じる。メール相

	<p>談の場合は、親子交流に関する一般的な質問を受け付け、オンライン相談の場合は、個別の状況を踏まえた相談に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 親子交流支援申込受付・審査 申込フォームから支援申込み後、所得証明書、住所を確認できる書類、父母間の取り決めがあることを証明する書類等を提出いただき、県が資格審査を実施する。 • 事前面談・支援可否判断 支援要件に当てはまる場合は、委託先が受理面談を実施したうえで、支援が可能と判断した場合は、父母双方から申込書を提出いただく。 事前面談は、交流支援の形態をすり合わせるほか、親子交流支援のルールに合意しているかの確認や、写真撮影の可否等父母間の希望のすり合わせを行う。 • 交流支援 委託先にボランティアで登録している支援員が連絡調整や交流等の支援を実施する。 支援形態は、①連絡調整型、②受渡し型、③付添い型、④オンライン付添い型、⑤raeru 見守り型の5種類を用意し、父母の関係性を踏まえてベストな支援形態を提案している。 オンライン付添い型は、LINE を活用した日程調整に加え、オンラインでの親子交流に支援員が同席する。raeru 見守り型は、父母がアプリを介して定型文を使用しながら、直接日程や場所の調整を行う。支援員が調整状況を見守り、必要に応じて適宜介入する。 • 傾聴支援 親子交流に関する不安や心配、困りごとについて、支援員が相談に乗る。対面傾聴と、オンライン傾聴が可能。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和6年12月時点で、15件の親子交流を実現した。親子がより良い関係性をつくるための第一歩を県が支援出来たを感じている。 <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 委託先との連携にあたり、何をどこまで報告してもらうかのすり合わせに時間を要した。利用者のセンシティブな内容の相談が多く含まれているため、相談内容や支援の背景等については、県への報告は求めておらず、その代わり、支援回数や支援形態、交流場所等、支援の進行状況について確認するようにしている。 • 行政としてはトラブルがないことを第一に進めていきたいところだが、支援員との留意事項の共有が十分でないゆえの事態が何度か発生しかけたことがある。対応方法として、県の親子交流支援の担当者に、細かく確認を入れてい

	<p>ただくようにしており、今後、いかに担当者のフォローを少なく出来るかは課題と考えている。</p> <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終的には第三者が介入せずとも父母で親子交流を行えるようになることを目指している。現在、親子交流支援を利用している家族が、受渡し型や付添い型から、徐々に連絡調整型やraeru見守り型に移行し、最終的には、関係性の改善により、自分たちでの親子交流の実施、ひいては養育費等他の取り決め事項の実施に繋がると良いと感じている。
--	--

図表 86 F 県のヒアリング概要

カテゴリ	F 県のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口：191 万人 ひとり親世帯数：15,471 世帯 離婚件数：非公表
支援体制 (ヒアリング実施日時点)	<p>自治体：担当 2 名 委託先(ひとり親家庭等就業・自立支援センター)：就業相談員兼養育費相談員 5 名</p> <p>【外部機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育費等相談支援センター
支援事業の詳細	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 元々、県内の市が先行して親子交流支援を行っており、県として、他の市町村の住民が支援を受けられる体制をつくる必要があると考えた。また、過去の調査結果における、県在住のひとり親における親子交流の実施状況も踏まえ、注力する必要があると考え、事業を開始した。 <p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業・自立支援センターに登録しているひとり親に対し、チラシを配布 市町村から児童扶養手当の現況届を送付する時に、チラシを同封 弁護士会から各弁護士を通じての周知 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込受付・審査 同居親、別居親双方から親子交流支援申込書と、調停調書等の写し、世帯全員の住民票の写し等を提出いただき、就業・自立支援センターが資格審査を実施する。 事前面接・支援可否判断 支援要件に当てはまる場合は、再委託先のNPO法人が事前面接を実施し、離婚事由や、婚姻期間におけるこどもとの

	<p>関係性、現在の生活状況等を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 交流支援 再委託先が、実施方法の調整や交流等の支援を実施する。支援形態は、①連絡調整、②付添い、③引き渡しの3種類を用意。 <p>【支援における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> • こどもとどのように接して良いか悩まれる別居親も多いため、上手く交流が出来るように支援員が関わり方をサポートすることもある。例えば、支援員が中に入りこどもと別居親の話が繋がるような言葉かけを行っている。また、事前面接の際には「親子交流までに、好きなおもちゃやこどもが楽しめることを考えて準備してきてくださいね。」とお伝えしている。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県が親子交流支援事業を行うことにより、支援を必要としている住民に支援が届くようになった。 <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 親子交流をすることも未就学児が多いため、意思確認が難しいケースが多く、また初対面の支援員が本音を引き出すことが難しいため、同居親から子どもの様子をよく確認するようになっている。一方で、親子交流が終わった後、泣きながら同居親に抱きつく子どももあり、子どもの気持ちを慮ることが非常に難しいと感じている。 • 支援を必要としている人に、いかに親子交流支援事業を周知していくかは、課題として考えている。親子交流支援事業は、離婚前の別居中の方も対象としているが、あまり知られていないと感じている。 • 例えば再婚等により、同居親や子どもに新しい家族が出来た場合等、別居親に子どもを会わせたくないという意向を同居親が示すことがある。同居親に親子交流の必要性を伝え、いかに親子交流の実施を促せるかが難しいと感じている。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 就業・自立支援センターを知ってもらうことに力を入れたいと考えている。「何かあったら、就業・自立支援センターに相談すれば良い」という認識を持ってもらえるよう、周知に力を入れていきたい。

図表 87 G市のヒアリング概要

カテゴリ	G市のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> • 人口：約40万人 • ひとり親世帯数：4,711世帯

	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度離婚件数：919世帯
支援体制 (ヒアリング実施日 時点)	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員2名 委託先：母子会寡婦福祉会(母子父子福祉センター) <p>【外部機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> しごと・くらしセンター 市南部地域の住民は、自宅から近隣で仕事探しができる。自立支援員が相談を受け、相談者（ひとり親）が希望した場合は、自立支援員がセンター職員に事前連絡し、センター職員の個別相談が可能。 ハローワーク ハローワークを本庁内に常設している場所の利点を生かし、自立支援プログラムを策定し就業支援を実施。 社会福祉協議会 生活、就学資金等の貸付制度などで連携。
支援事業の詳細	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育費確保支援については、自治体の子育ち・子育て支援行動計画の策定にあたり、5年に1度実施している調査において、ひとり親家庭の所得が低く、その中でも養育費を受け取ることができていない世帯が多いことが明らかになつたため。また、別居親がこどもに対して親としての経済的な責任を果たすためには、養育費の確保が必要だと考えたことが、支援を開始するきっかけとなつた。 親子交流支援については、父母が離婚した場合においても、こどもが両親から愛されていると実感し、安心感や自尊心を育むことが必要ではないかと考え、支援を開始した。 両事業を通じ、養育費に対する必要性について認知度が向上し、受領率を高まること、また、こどもの育ちを第一に親子交流が実現することに繋がれば良いと考えた。 <p>【支援実施に向けた検討・準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の補助も後押しとなり導入が進んだが、近隣自治体でもまだ取組が進んでいない時期であったため、どれほどの利用が見込めるか正確な積算も難しく、制度設計など、検討に苦慮した。 親子交流支援については、親子交流の実施が養育費の支払いの条件になるなどの望ましくない事例もあり、こどもの生活の安定、成長を目的として事業を設計した。親子交流中の連れ去りなどの事件・事故等も考えられることから、専門的知識を持った担い手の確保が課題だったが、実績のある団体への委託により、実施が可能となり、ノウハウの蓄積を目指す体制が取れた。

	<p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> • HP での情報提供及び HP 上のひとり親支援ガイド(支援制度や手続きの検索システム)を活用 • 当課で「ひとり親家庭のしおり」を作成し、戸籍担当及び各出張所で配布 • 市の公式 LINE からの情報提供 • 子育てアプリからの情報提供 • 児童扶養手当の現況届を送付する際に、案内を同封 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 養育費請求についての市民向け説明会 様々な講師を選定し、養育費請求についての説明会を対面で実施。令和6年度は、公益社団法人 家庭問題情報センター(FPIC)に講師派遣依頼し、養育費支援の全体像と家庭裁判所への養育費請求手続きについて説明。過去開催したテーマとして、公証人が説明する会では、①公正証書作成の目的、必要性、②公正証書作成のために決めなければいけない事、必要書類、③公正証書が完成するまでの流れを説明。弁護士が説明する会では、①養育費とは、②公正証書・調停調書の記載内容、③強制執行とは、④債権執行の仕組み、⑤財産調査について説明。 なお、説明会参加に際し、未就学児の一時保育（200 円）を実施。 • 弁護士や専門相談員による法律相談 市立母子父子福祉センターの事業として、市内在住のひとり親、離婚協議中の方、離婚を検討している方に対し、弁護士相談及び家庭裁判所元調査官・元調停委員による専門員相談を実施。弁護士相談は、平日夜間・土曜昼間に月4回、専門員相談は、平日昼間・夜間に月2回実施しており、いずれも1回60分 相談者からの電話予約後、事前に相談員が状況の聞き取りを行い、必要に応じて弁護士・専門員に引き継ぐ。また、事前の聞き取りの内容に応じ、活用できる支援があれば、養育費に限らず情報提供を行う。 • 公正証書・調停調書作成費用の補助 公正証書・調停調書の作成手数料及び付随する書類取得費用を補助する。 • 養育費確保のための弁護士費用補助 養育費請求についての強制執行申立等を行う場合の弁護士費用を補助する。債務名義を取得しているひとり親が弁護士相談のうえで、養育費の確保が見込める場合は委任弁護
--	---

	<p>士と契約し、補助金等交付申請を行っていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 養育費保証契約の補助 公正証書等により、養育費の取り決めを行っているひとり親が、自身で選んだ保証会社との間で1年以上の養育費保証契約を締結した場合に、保証料相当額を補助する。 • 親子(面会)交流支援 同居親及び別居親から支援の申込みを受け、支援対象要件に合致する場合は、事前面接を行い、「子どもの意見を尊重する」等の遵守事項や、親子交流に対する双方の姿勢を確認する。支援可能と判断した場合は、初回支援日の通知を行い、再委託先が親子交流支援(付添い型)を実施する。親子交流実施後、可能であれば、父母に対してどのように感じたか、子どもの思いの聞き取り等を行う。 <p>【支援における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 最終的な判断は相談者が行えるように、相談者の意見を尊重して寄り添いつつも、現実的な制度等をアドバイスする姿勢を重視している。また、当課が支援外の相談についても、出来るだけ関係機関につなげるよう、関係機関との関わりを積極的に持つようにしている。 • 母子・父子自立支援員のスキルアップにあたり、資質向上の観点から様々な内部・外部研修に参加し、離婚前相談の事例の検討や、ひとり親家庭等相談の事例の検討や、親の気持ちをどのように汲み取ったらよいか等を勉強している。また、自治体ブロック会議に参加し、国の制度をどのように利用しているか、困りごとはないか等を意見交換している。更に、自治体職員としての年3回の人権研修において、障がいや外国人等の色々なテーマに沿って事例共有や検討会を実施している。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 弁護士費用補助支援を活用し、実際に養育費を受け取ることができたケースは、令和5年度で2件あった。また、養育費に関する市民向け説明会では、参加後のアンケートにおける満足度が高く、ほとんどの方が公正証書や強制執行に関する理解が出来たと回答いただいている。 <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 養育費や親子交流の重要性に対する周知啓発をさらに強化することで、離婚前後の親が、子どもへの責任を果たすことに対する意識を高め、結果的に子どもの健全な成長に繋げることが必要だと感じている。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 今後も引き続き、母子・父子自立支援員等による相談支援

	を軸に、個々に応じた支援策につなぎ、Zoom 相談等のデジタルを効果的に活用しながら、更なる事業の推進を行いたい。また、令和8年5月までに施行される民法等改正法の詳細を注視し、改正内容を踏まえた支援策の検討を行いたい。
--	---

図表 88 H市のヒアリング概要

カテゴリ	H市のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> ・人口：約42万人 ・ひとり親世帯数：2,978世帯 ・令和5年度離婚件数：非公表
支援体制 (ヒアリング実施日 時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体：母子・父子自立支援員3名、母子・父子自立支援プログラム策定員2名 ・委託先(NPO法人)：支援員約40名
支援事業の詳細	<p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合センター、図書館や保健センターに配架しているほか、戸籍担当等と連携し、離婚届の提出があった際に配布 ・家庭裁判所でパンフレットを配布 ・親子交流の勉強会開催時に支援事業を紹介 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込受付・事前面談 親子交流支援を希望する親から相談を受けた後、父母双方に事前面談を行い、親・子どもの状況や心情、支援形態等の希望等を確認し、支援ルールの遵守を確認したうえで、親子交流支援計画書を策定する。 ・交流支援 親子交流に支援員が同伴する付添い支援、親子交流をする場所に子どもを送り届ける受渡し支援、日程等の調整を行う連絡調整型の3種類を実施。原則、市内の子どもの国で交流している。 <p>【支援における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居親の不安に寄り添い、「問題なく親子交流できました」「ルールを守って親子交流していました」といった簡単な報告に留めるようにしている。 ・子どもは、父母それぞれに見せている一面があるため、子どもの意見にはしっかり耳を傾けるが、行動には起こさないようしている。行動を起こすことで本意ではない結果に繋がってしまい、逆に子どもが傷ついてしまう恐れもある。 ・「父母の協力により、自力で親子交流が実施できる状態」を目標にしているため、段階的にサポートする範囲を少なくしていく、自力実施に移行するための準備を意識した支

	<p>援を行っている。</p> <p>事前面談では、父母それぞれに家族の関係性を客観的に把握いただきことから始め、別居親の気持ちに寄り添いつつも第三者機関を入れないといけない状況にあることを理解していただいている。</p> <p>別居親は何を持って行けばいいか、どのように接したらいいか等、悩まれるケースが多いため、親子交流の場所をこどもの国に設定している。こどもの国には工作や自転車等遊び方の選択肢がたくさんあること、周囲に遊んでいる親子がたくさんいるため、お手本として別居親に接し方を学んでいただきやすいこと等が理由である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 半年間、ルールをしっかりと守りながら親子交流が出来ている場合は、同居親の心身の状況等を考慮しながら、父母が顔を合わせてこどもを受け渡すことに少しずつ慣れさせていく。自力実施に不安がある当事者には、支援が終了した後も、グループ LINE に支援員が一人残るようにし、無償で親子交流の調整の状況を見守るようにしている。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 父母の関係性が良くなく、顔を合わせることも難しかった家族が、最終的に自力実施に向けて支援を卒業できたケースもあり、効果を感じている。 <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> どれだけニーズがあるかを推測するのが難しい。当初の見立てより利用されていない理由が、自力で親子交流を実施できているからなのか、必要な人に支援が行きわたっていないからなのか判断しづらいと感じている。 自治体の窓口に、離婚前後の相談に来ていただいた際に、親子交流の必要性を理解していただくのが難しいと感じている。相談時は、感情的にも親子交流の必要性が伝わりづらいことが多く、養育費確保の交渉材料として親子交流が利用されているケースも多く、こどもの権利に目線を向けた必要性の啓発が十分ではないと感じている。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子交流の必要性の啓発や、支援事業の周知を更に行い、必要な方に支援を届けることに注力したい。事業を利用していただき、ゆくゆくは自立して、共同養育が成立するような関係性をつくれるような事業にしたいと考えている。

図表 89 I市のヒアリング概要

カテゴリ	I市のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口：約 22 万人 ひとり親世帯数：2,036 世帯

	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度離婚件数：非公表
支援事業の詳細	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの重要な権利である養育費の受取及び面会交流が確実かつ継続的に行われる環境の整備を図るため。 <p>【支援実施に向けた検討・準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正証書促進補助金は当時、あまりやっている市町村が少なく、例もあまりなく苦労した。 <p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ 市役所等でのチラシを配架 広報誌での案内 児童扶養手当の制度の説明の際に案内 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士相談 養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金 離婚前後の親の裁判外紛争解決手続利用料補助金 上記3つの支援に取り組む。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <p>養育費の受け取り及び面会交流が確実かつ継続的に行われる環境の整備に貢献できた。</p> <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、裁判紛争解決手続利用料補助金が制度化しているが、実績がないため、周知に力を入れたい。

図表 90 J区のヒアリング概要

カテゴリ	J区のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口：約36万人 ひとり親世帯数：非公表 令和5年度離婚件数：非公表
支援体制 (ヒアリング実施日時点)	<ul style="list-style-type: none"> 委託先： <ul style="list-style-type: none"> 一般相談 相談員3名 法律相談 弁護士 家計相談 FP（ファイナンシャルプランナー） <p>【自治体内の他部局との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉課 母子保護の必要がある場合、自立支援が必要な場合等、生活に不安がある方や住宅確保が困難な方に母子支援室を紹介 住宅課

	<p>離婚後の転居先を支援するお部屋探しサポート事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康支援センター 家族の心身に不安がある方をつなぐ ・子ども家庭支援センター 子育て、子どもの支援が必要な方をつなぐ <p>【外部機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画のための総合的な施設と連携し、DV、モラハラが疑われる方の相談対応 ・スクールソーシャルワーカーと連携し、離婚関連の悩みを抱える児童の連携先として外部委託の相談室を紹介 ・ハローワークと、ひとり親の就労支援について連携
支援事業の詳細	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、子どもの貧困対策として応援プランを作成した。当時の担当者が、ひとり親への支援が必要と考え、そのプランの項目のひとつとして設定し、平成29年9月に相談室を開始した。また、その前年、都道府県の事業で養育費補助金が開始され、区議会から取り組もうという声が上がったこともきっかけのひとつ。 <p>【支援実施に向けた検討・準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から母子父子自立支援員は配置していたが、庁舎が分かれていることから、アクセスのしづらさが課題であった。ひとり親になる方、ひとり親の方が気軽に相談できるよう、相談室は子育て世帯が必ず訪れる子育て給付係の窓口と隣接して設置した。 ・立ち上げ当初、他自治体でひとり親支援を実施している自治体が少なかったため、調査に苦慮し、区として独自に事業を進めた。都道府県内で、すでに事業を開始していた4自治体にヒアリングを行い、公正役場等にも聞き取り調査を実施した。 <p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月3回の広報誌にセミナー講習情報掲載 ・メールマガジンの配信 ・ホームページ掲載 ・子育てガイドブックへの掲載 ・戸籍窓口にて事業案内を離婚届に添付 ・相談経験のある住民による口コミ <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚前後の親支援セミナー

	<p>離婚が子どもに与える影響、子どもの年代別声掛け、メンタルケアについてのセミナーをオンラインにて実施。アーカイブ配信も行っている。</p> <p>講師は「家族のための ADR センター」の夫婦問題カウンセラーの資格を持った方に依頼。計画から離婚までのノンストップ支援のため、幅広い知見を持つこと、多くの相談対応実績があること、国の制度に理解があることを講師の選定基準としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 弁護士による法律講座 <p>自分自身で手続きができるようになることを目的に、複雑な離婚に関する法的紛争をわかりやすく説明している。多くの具体例を盛り込み、参加者がイメージしやすいよう工夫している。講師は区内に事務所を構えており、離婚関係の解決数が多い弁護士に依頼しており、相談室開所当時からご協力いただいている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般相談 <p>ひとり親家庭の総合的な窓口。3人の担当相談員が相談者のあらゆる悩みに寄り添い、傾聴を重視している。離婚前の相談には手続き等の体系的な流れを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 弁護士や専門相談員による法律相談 <p>法律講座講師と同じ弁護士が、法的解決のため紛争についての相談に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • FP（ファイナンシャルプランナー）による家計相談 <p>金銭的な計画や家賃の悩み等について金銭的な相談に対応している。現在抱えている悩みだけでなく、将来に向けての経済的な相談も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公正証書の作成費用助成 <p>養育費の取り決めに関し、公正証書を作成した際にかかった費用を助成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 養育費立替保証契約の保証料助成 <p>養育費が払われなかつた場合に保証会社が立て替えや督促を行う保証契約を結んだ方の初回保証料を助成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 裁判外紛争解決手段（ADR）の利用料助成 <p>裁判外紛争解決手続（ADR）により養育費の取り決めを行つた場合、裁判外紛争解決手続（ADR）に係る申込料及び依頼料に相当する費用並びに調停に要した費用のうち一回目の期日に係るもの助成している</p> <p>【支援における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般相談については、担当制にしている。相談者をいたわり、傾聴し、ありのままのその方を受容し、相談者が不安を少しでも取り除き、安心してお話ししてもらえるような対応を心がけている。 • 親支援講座では、申込時に質問等を募り、参加者の聞きたいことを講義内に盛り込むよう工夫している。
--	--

支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援、補助があることが、「まずはやってみよう」と離婚や養育費について考えるきっかけになっていると思料。公正証書作成および調停の利用は、国が推奨しており、相談の中で説明することで、利用促進効果がある。養育費を払う必要があるという意識が持てるという声をいただいた。 相談室が頼れる相談先であり、離婚を考える親とひとり親が安心できる環境となっている。相談室に相談した経験のある人が、離婚を考えている方に窓口を紹介してくれるもある。令和5年に行った利用者アンケートの結果でも、高い満足度が確認でき、「離婚手続きの長い道のりに寄り添ってくれたから離婚できた。」という声もいただいた。また、本取組により、養育費が子どもの権利という意識付け、考え方の啓蒙ができていると思料。 <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚相手の収入証明が難しく、養育費が支払われない事例や、DVを受けた方等、養育費の確保にあたり一定のリスクがあるケースが課題。養育費申請についてオンラインは検討しないといけない。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は広報活動を工夫し、事業の認知度向上と利用者増加を目指す方針である。
---------------	---

図表 91 K市のヒアリング概要

カテゴリ	K市のヒアリング内容概要
自治体の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口：約 80 万人 ひとり親世帯数：非公表 令和5年度離婚件数：非公表
支援体制 (ヒアリング実施日時点)	<ul style="list-style-type: none"> 委託先：担当者 2 名、法律相談 弁護士 <p>【自治体内の他部局との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区子育て支援課 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談、FPによるひとり親家庭 家計相談事業 <p>【外部機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子寡婦福祉会と連携し、母子家庭等就業・自立支援センターの運営と共に、子育てに関する多岐にわたる支援を実施 法テラスと連携し、弁護士による法律相談後、裁判等の実践的な法律相談先として紹介 公証役場と連携し、公正証書作成を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークと連携し、就労支援を実施
支援事業の詳細	<p>【支援開始の背景・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の母子・父子自立支援員が対応している相談窓口で、養育費や親子交流について不安に思っている方が多かったことがきっかけ。ニーズがあることを把握し、ひとり親への支援事業を開始した。 <p>【支援実施に向けた検討・準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの講師を探すことに苦労した。開始当初は依頼できる方がいなかったため、インターネット上でひとり親支援セミナーを行っている方を探し、直接依頼した。現在は第1回目のセミナーで講師を務めていただいた方の伝手でご縁があった方に依頼している。その他のセミナーについても、事業を進める中で地道に関係性を構築しながら対応できる方にお願いしている。 <p>【支援対象者への周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月発行される市の広報誌への掲載 ・ホームページ ・市公式LINE、X等のSNS ・関係窓口での案内や配架チラシ ・親族からの紹介 <p>【支援内容の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による法律相談 離婚や親権について、養育費の取り決め方法、親子交流について無料で弁護士に相談可能。法律相談後は必要に応じて法テラスに繋いでいく。その他、離婚後の金銭面のことで不安を抱いているケース、収入が上がったひとり親家庭の児童扶養手当の支給停止により、今後の経済的な見通しが立たないケースを市のFP（ファイナンシャルプランナー）による家計相談事業に連携する例がある。 ・ひとり親家庭相談 各区の相談窓口で母子・父子自立支援員による相談窓口を開設。養育費相談、経済的な相談等、離婚に関する幅広い相談に対応。ハローワークと連携した就職支援、社会保険労務士等による労働相談も行ってる。休日や夜間も窓口を開設しており、離婚前の方も対象としている。 ・離婚前後の方向けオンラインセミナー 離婚前後の親向けにオンラインにて3部制で実施。3部制をとっており、それぞれのテーマは、第1部「離婚条件編」養育費、親子交流（面会交流）、親権等、第2部「メンタルケア編」、子どもの気持ち、子どものメンタルケア、子どもへの説明、親のメンタルケア、第3部「市の離婚前後の方向け支援」としている。

	<p>講師については、「離婚条件編」は『家族のための ADR センター』の方、「メンタルケア編」は NPO 法人に依頼し、「市の離婚前後の方向け支援」は子ども家庭課職員が担当している。各部で質疑応答の時間を設け、参加者のニーズに対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公正証書の作成費用助成 公正証書など養育費に関する債務名義を有する証書を作成した際、作成にかかった費用の一部を助成している。堺市独自電子申請システムによる申請が可能。 • 養育費立替保証契約の保証料助成 保証会社と「養育費の保証契約」を結んだ際に、保証料として自己負担した費用の一部または全部を助成している。 • 養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用給付金 裁判外紛争解決手続（ADR）により養育費の取り決めを行った場合、申立て料、依頼料、調停、裁判外紛争解決手続（ADR）事業者の事務負担料に係る費用を助成している。堺市独自電子申請システムによる申請が可能。
支援事業の効果・課題・展望	<p>【支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • セミナーの参加者や相談を受けた方からは、「疑問に思っていたことを聞くことができた」「親子交流の重要性を知ることができた」等の声をいただき、利用者及び本市としても開催の意義があると感じている。 <p>【事業推進における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 親子交流の重要性について理解が進んでいないことが課題と感じている。特に離婚前の場合、養育費については深く知りたいが、親子交流については特に知らなくても問題ないという認識の方が多く、相談やセミナーの中で親子交流の重要性についてお話している。本市としては、親子交流もこどもにとって大切なことだと認識していただきたい。 <p>【今後の展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業を進めていく中で、ひとり親支援に必要なメニューは本市に揃いきったと考えている。あとは必要とする方へメニューを届けるための周知が必要になる。周知方法を工夫しつつ、引き続き令和7年度も事業を継続する予定。

3. まとめ

(1) 本調査研究の成果・考察

アンケート調査及びヒアリング調査の結果を基に、本調査研究で設定したリサーチクエスチョンの解を記述する。

(再掲)図表1 リサーチクエスチョン

- | |
|------------------------------|
| 1. 離婚前後の家族支援事業の現状の把握 |
| 2. 離婚前後の家族支援事業の課題整理 |
| 3. 離婚前後の家族支援事業のより良い支援のあり方の検討 |

1. 離婚前後の家族支援事業の現状の把握

本調査研究のアンケート調査やヒアリング調査において、離婚前後の家族支援事業の利用状況や事業推進における課題等が明らかとなった。

- ① 親子交流支援においては、利用状況や事業推進における課題が明らかになったほか、利用者のニーズ把握の有無により、事業開始の背景、支援内容、事業の効果に差が見受けられた。
- 親子交流支援事業を実施している自治体は 22 自治体。
 - 本事業で実施した自治体向け実態把握調査によると、実施している事業内容について、「親子交流に関する相談」が 81.8%(22 自治体中 18 自治体)、「親子交流の日程・場所の調整」が 90.9%(22 自治体中 20 自治体)、「親子交流当日の立ち会い」が 86.4%(22 自治体中 19 自治体)、「親子交流当日の子どもの引き渡し」が 86.4%(22 自治体中 19 自治体)と、高い割合を占めている。
 - 親子交流支援を実施している自治体へのヒアリングによると、親子交流支援においては、親子交流に支援員が同伴する付添い支援、親子交流をする場所に子どもを送り届ける受渡し支援、日程等の調整を行う連絡調整型の 3 種類を実施している事例が多い。家族の状態に応じ、徐々に付添い型から連絡調整型等、支援員の介入が少ない支援形態に移行し、一年後の自力実施を目指している。その他、連絡調整アプリの活用や、オンライン型の付添い支援等、豊富な支援形態を用意している自治体も見受けられた。
 - また、親子交流支援を実施している自治体へのヒアリングによると、子どもの権利保護や健全な成長等を目的に事業を開始するが、実際に相談窓口に訪れる親は心情的に養育費確保を優先し、親子交流の実施を劣後してしまう傾向があった。また、子どもが父母それぞれに見せていている一面があり、父母それぞれが認識している子どもとの関係性に乖離があることで、子どもの意向を正しく汲み取り、支援に繋げることが難しいといった課題がある。さらに、父母それぞれの意向の違いにより、子どもが板挟みになってしまうケースも見受けられた。その場合は、子どもの気持ちを優先的に考え、親同士の関係性の調整を行うことが必要となる。
 - 本事業で実施した自治体向け実態把握調査によると、親子交流支援事業を実施している自治体への令和 5 年度の平均相談件数は 48 件だったが、「支援対象者の利用件数が少ない」ことが課題であると回答した自治体が 54.5%(22 自治体

中 12 自治体)と最も多い。また、当該支援を実施している自治体へのヒアリングにおいても、利用実績が 0 件の自治体が複数見受けられた。

- 親子交流支援事業を実施している自治体へのヒアリングによると、利用に繋がらない要因として、支援に係るハードルの高さが挙げられる。例えば、父母間で親子交流の実施や第三者機関の活用等の取り決めがされていることを支援要件としていること、所得制限等を設けていること等が挙げられる。
- 本事業で実施した自治体向け実態把握調査によると、親子交流支援事業の周知方法は、「ひとり親支援の担当窓口」「自治体の HP での周知」が 72.7%(22 自治体中 16 自治体)と最も多い。
- 本事業で実施した自治体向け実態把握調査によると、親子交流支援を実施している自治体のうち、親子交流支援において、住民のニーズを把握している割合は 54.5%(22 自治体中 12 自治体)。
- 住民の親子交流に係るニーズを把握している自治体と把握していない自治体の回答結果を比較すると、事業開始のきっかけとして「親子交流支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」と回答した割合が、親子交流支援に係るニーズを把握している自治体は 83.3%(12 自治体中 10 自治体)の一方で、把握していない自治体は 40%(10 自治体中 4 自治体)である。また、ニーズを把握していない自治体においては「その他」の回答が 2 番目に高く(10 自治体中 3 自治体)、内訳として市長の意向、県の勧め、支援団体があったからといった回答が挙げられた。

また、住民の親子交流に係るニーズを把握している自治体と把握していない自治体で、親子交流支援事業で取り組んでいる事業内容を比較すると、「親子交流に関する父母間の取り決め」に取り組んでいると回答した割合が、親子交流に係るニーズを把握している自治体は 33.3%(12 自治体中 4 自治体)の一方で、把握していない自治体は 10%(10 自治体中 1 自治体)である。また、「交流後のアフターケア」に取り組んでいると回答した割合が、親子交流に係るニーズを把握している自治体は 50%(12 自治体中 6 自治体)の一方で、把握していない自治体は 0%(10 自治体中 0 自治体)である。

更に、事業実施の効果として、親子交流に係るニーズを把握している自治体は「子どもの健全な発達に貢献した」が 41.7%(12 自治体中 5 自治体)、「既存支援で対応できない親子課題が解消された」が 25%(12 自治体中 3 自治体)と、効果が見えているのに対し、ニーズを把握していない自治体は「(効果を)把握していない」が 90%(10 自治体中 9 自治体)を占めた。

- 他の離婚前後の家族支援事業を実施している自治体であっても、親子交流支援の実施数が少ないことが分かった。
- 実施している自治体においても、相談から利用に至る件数が少ないことが分かった。支援の利用に繋がらない背景として、利用者の立場に立つと、親の心情と子どもの権利を切り離して考えることの難しさや、相手親との合意形成を行うまでのハードルの高さ等が考えられる。また、自治体の立場に立つと、子どもに会えない別居親と自治体の接点が少ないと、周知の難しさがあるのではないか。
- また、事業推進における課題として、相談や支援の中で子どもの意向を正しく汲み取ることが難しく、親の意見を踏まえ、支援員の知見を基に支援を行う必要があることが明らかになった。

- 事業設計においては、利用者のニーズを発端として事業を開始する場合は、親子交流の利用前後のプロセスまで網羅した支援内容を提供しているが、関係者等外部からの勧め等により開始した場合は、「日程調整や受渡し」、「付添い」といった、比較的局所的な親子交流支援になっている傾向が見られた。
- 支援後の効果についても、外部からの勧め等がきっかけで事業を始めた自治体の半は、効果測定を実施していないことがわかった。

② 離婚前後親支援事業においては、事業の立ち上げや支援内容の広がりに懸念を有していることが分かった。

- 離婚前後親支援事業を実施している自治体は 191 自治体。
 - 本事業で実施した自治体向け実態把握調査によると、実施している事業内容について、「公正証書等による債務名義の取得支援」が 81.7%(191 自治体中 156 自治体)と最も多く、次いで「養育費に係る保証契約における保証料への支援」が 58.6%(191 自治体中 112 自治体)が多い。他方、「親支援講座の実施」は 18.8%(191 自治体中 36 自治体)、「養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援」は 18.3%(191 自治体中 35 自治体)、「公正証書作成から調停手続きまでの支援員による伴走支援」は 3.1%(191 自治体中 6 自治体)である。
 - 本事業で実施した自治体向け実態把握調査によると、外部機関への委託については、「委託していない」が 79.1%(191 自治体中 151 自治体)と最も多い。
 - 本事業で実施した自治体向け実態把握調査によると、事業実施前の自治体の課題について、「対応可能な専門的な知見を持つ職員が少ない」が 38.7%(191 自治体中 74 自治体)と最も多く、次いで「対応可能な職員数が少ない」が 23.6%(191 自治体中 45 自治体)であった。
 - 当該事業で費用補助以外の支援を実施している自治体へのヒアリングによると、1名専任での伴走支援の実施や、6名中2名が兼務で離婚前後の親に係る幅広い支援を実施している。知見の獲得にあたっては、自治体内部の研修や、支援員の自主的な学びにより補っている。
 - 離婚前後親支援事業を実施している自治体へのヒアリングによると、事業開始にあたり、支援が必要な人がどの程度いて、どのようなテーマにニーズがあるのか、推計が難しかったという声が複数寄せられている。また、必要な方に支援が行きわたっておらず、離婚を考えている段階の方に対し、どのように接点を設け、効果的に周知していくかが課題として挙がった。
 - 自治体へのヒアリングによると、養育費の確保に係る伴走支援における主要な相談者は、養育費の取り決めや確保を行いたい同居親である。そのため、その時点では、こどもと別居親の交流を支援する親子交流支援を求めてくることが少ない。
- 伴走支援においては、相談者との信頼関係の構築を大事にしている一方、親子交流支援事業は相談者ではない別居親の目線に立つ要素も大きい。そのため、相談者との関係性を構築する中で、こどもや別居親の目線に立って親子交流を考えるようになるまでに時間を要することもあり、他の支援よりも難易度が高いことが推察される。
- 離婚前後親支援事業においては、実施している自治体は比較的多いものの、支援内容は公正証書等による債務名義取得支援、養育費に係る補償契約における保証料への支援といった費用補助が多いことが分かった。

- 相談支援や伴走支援等を行うのに十分な知見を有する職員の確保が困難であることなどが、支援内容が費用補助に留まっている一因になっている可能性がある。また、個々の支援員の努力により支援の質が担保されている部分もあり、事業開始のハードルが高いことが推察される。
- また、相談支援や伴走支援等を実施している自治体においては、同居親の心情等を踏まえ、親子交流支援等の離婚前後に係る他支援への連携が難しく、包括的な家族への支援に広げにくいといった課題を抱えている。
- 事業設計においては、ニーズを持つ方に対する効果的な周知手法を模索しており、いかにニーズを持つ方と接点を持ち、声を聞くことができるかが課題となっている。

③ 養育費等支援事業においては、事業内容の状況が明らかになった。

- 養育費等支援事業を実施している自治体は、113 自治体。
 - 本事業で実施した自治体向け実態把握調査によると、実施している事業内容について、「相談員等による手続き相談」が 61.1%(113 自治体中 69 自治体)、次いで「弁護士会と連携した個別相談」が 41.6%(113 自治体中 47 自治体)、「その他新たな取り組み」が 23.0%(113 自治体中 26 自治体)と多い。
 - その他の詳細として、養育費保証契約締結支援、ひとり親向けの交流会・セミナー等での就業・養育費などに係る相談窓口設置、債務名義の取得支援・戸籍抄本等の書類取得支援、養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成、養育費の取決めに関する ADR 費用助成等が挙げられる。
 - 養育費等支援事業を実施している自治体へのヒアリングによると、弁護士や家庭裁判所元調査官等による相談を起点に、いかに必要な支援に繋げるかを重視しており、関係機関と積極的にかかわりを持つことを心がけている。
- 養育費等支援事業は、離婚前後親支援事業と一体的に実施されていることも多く、弁護士への個別相談から養育費取り決め及び確保に係る各種費用補助まで、多岐にわたることが分かった。
 - また、知見を持つ者への相談が主となる本事業においては、親子交流支援事業や養育費確保支援等、各種実行支援との連携が重要になることが分かった。

2. 離婚前後の家族支援事業の課題整理

上記実態を踏まえ、離婚前後の家族支援事業の課題を、【事業設計】【端緒】【相談】【利用】【フォローアップ】の5つに区分して検討する。

① 事業設計

離婚前後の家族への支援にあたり、養育費等支援事業等を活用した相談を起点とし、親子交流支援事業や離婚前後親支援事業等の実行支援に繋げていくことが期待されるが、親子交流支援事業は実施している自治体が少なく、離婚前後親支援事業の実施内容は費用補助が多い。

背景として、事業実施にあたり、知見を有する人材の確保がボトルネックとなり、事業の推進体制の構築に課題を有していると考えられる。自治体や支援員が支援可能な範囲を踏まえ、NPO 法人や弁護士等の支援のケイパビリティを持つ外部機関と、繋がりを構築することが重要ではないか。

また、ニーズを持つ方との接点を構築しづらいことも一因となり、ニーズを把握できておらず、事業設計等にハードルがあることが考えられる。加えて、ヒアリングの中で、自治体における事業取組の効果を「特ない」と回答した事例が複数見受けられ、対象者のニーズの把握や期待効果の検討に課題を有している可能性がある。

② 端緒

親子交流支援事業、離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の全てで、周知方法について「ひとり親支援の担当窓口」「自治体のHPでの周知」が7～9割を占め、相談者が能動的に動いた場合は、当該事業の存在を知ることが可能な導線になっている。

また、いずれの事業においても、事業実施後の課題として「支援対象者からの相談件数が少ない」「支援対象者の利用件数が少ない」が2～5割を占めており、上記の導線が対象者の相談・利用に繋がりにくい一因となっている可能性がある。

いかに支援を必要としている方に事業の情報を届けるかが課題となっている。

③ 相談

特に、離婚前後親支援事業や養育費等支援事業で、養育費確保の相談に来た同居親が、別居親にこどもを会わせることを心情的に受け入れづらい事例や、同居親の再婚等により、離婚前後の包括的な支援に繋がりにくい状況が見受けられる。父母に対し、親子交流や養育費の必要性をどのように啓蒙していくかが課題である。

また、離婚協議・調停における合意の困難さが障壁となり、公的な合意が要件となる支援まで行きつかないケースが見受けられる。離婚協議・調停時から対象者と継続的に接点を持ち、能動的にフォローしていくことが必要ではないか。

④ 利用

離婚前後の家族への支援においては、こどもの権利や健全な成長を目的とした包括的な支援が必要となるが、現場担当者からすると、トラブルなく事業を円滑に遂行するためには、相談者の心情に寄り添うことや親同士の意向に主眼を置くことが求められている。一方、親の意向とは異なる場合もあるこどもの意向を正しく汲み取り、支援に反映していくことが現状、難しい状況である。

また、親子交流支援においては、こどもに会わせてもらえない別居親からの相談が、養育費に係る支援においては、養育費の取り決めや執行を希望する同居親からの相談が多い傾向にある中、例えば養育費に係る支援の相談者に対し、相談者が心情的に利用を希望していない親子交流支援を、現場担当者から提案することが難しい状況にある。

結果として、こどもの権利を第一に考えた支援を行うことに課題を有している場合があるのでないか。

⑤ フォローアップ

いずれの事業においても、支援後の効果を「把握していない」自治体が5～6割となっており、事業の振り返り及び改善を自立的に行う仕組みの構築に課題を有している。

3. 離婚前後の家族支援事業のより良い支援のあり方の検討

➤ より良い支援を実現するにあたり、整理した課題に対し、下記施策の実行が有効ではないか。

- ① これから支援を開始する自治体が事業を検討するにあたり、既に取組を進めている自治体が、事業実施の際に検討した事項や実施にあたって直面した課題を知ることが出来る事例集を展開する。
- ② 事業を推進する自治体が交流できる場の開催により、事業立上げのきっかけ、困難事例への対応などを共有することで、支援員のリレーション構築、モチベーション向上等に期待ができる。
- ③ 自治体の親支援講座等の活用により、離婚前・取り決め前等の早い段階で、対象者が養育費及び親子交流について考えるきっかけを創出し、養育費及び親子交流支援の必要性の啓蒙に繋げる。また、親支援講座実施後のアンケート等により、対象者のニーズを把握する機会を設ける。
- ④ 親支援講座実施後、自治体が能動的かつ継続的に参加者のフォローを行い、繋がりを持つことで、必要なタイミングで親子交流や養育費確保等の支援への連携を行う。
- ⑤ 家庭裁判所や公証役場等との連携を強化し、自治体以外でも、親子交流や養育費確保の必要性を啓蒙する場を増やす。

付録

付録1　自治体に対するアンケート調査　項目一覧

次ページ以降に自治体を対象に実施したアンケート調査の項目を掲載する。

【回答形式の凡例】			
- SA : 単一回答, MA : 複数回答, Num : 数値での回答, FA : 自由記述回答			
調査項目	回答対象者	内容	回答方式 紹介肢
1 基本情報	全員	1 自治体名をご記入ください。(例：○○県○○市)	FA
	全員	2 回答者所属部局、課名をご記入ください。	FA
	全員	3 回答者氏名をご記入ください。	FA
	全員	4 回答者ご連絡先（電話番号）をご記入ください。	FA
	全員	5 回答者ご連絡先（メールアドレス）をご記入ください。	FA
	全員	6 自治体の人口規模をご選択ください。	SA 1. 1万人未満 2. 1万人以上5万人未満 3. 5万人以上20万人未満 4. 20万人以上50万人未満 5. 50万人以上
	全員	7 財自治体におけるひとり親世帯数（父子世帯）をご記入ください。貴部局・課にて把握していない等の場合は、「-」を記入ください。 ※最新の数値（R2年度国勢調査結果等）をご記入ください。	Num -
	全員	8 財自治体におけるひとり親世帯数（母子世帯）をご記入ください。貴部局・課にて把握していない等の場合は、「-」を記入ください。 ※最新の数値（R2年度国勢調査結果等）をご記入ください。	Num -
	全員	9 財自治体における、前年度の離婚成立件数をご記入ください。貴部局・課にて把握していない等の場合は、「-」を記入ください。	Num
2 支援体制	全員	1 ひとり親支援を所管している担当者数（非常勤や兼任を含む）をご記入ください。	Num
	全員	2 ひとり親支援を所管している担当者うち、右記に該当する方の人数をご記入ください。配置していない場合は「0」をご記入ください。 なお、委託や兼任の場合も、1名にカウントしてください。	Num 1. 母子・父子自立支援員 2. 家庭生活支援員 3. 就業支援専門員 4. 自立支援プログラム策定員 5. 親育支援専門相談員 6. 親子交流支援員 7. その他相談員
	全員	3 #2-2で記載いただいたひとり親支援を所管している担当者うち、「外部委託している方」の人数をご記入ください。委託していない場合は「0」をご記入ください。	Num 1. 母子・父子自立支援員 2. 家庭生活支援員 3. 就業支援専門員 4. 自立支援プログラム策定員 5. 親育支援専門相談員 6. 親子交流支援員 7. その他相談員
	全員	5 ひとり親支援にあたり、自治体内で連携している部局についてご回答ください。連携していない場合は「12. 連携していない」をご選択ください。	MA 1. 生活相談に関する部局 2. 母子家庭に関する部局 3. 生活相談に関する部局 4. 困難な問題を抱える女性支援に関する部局 5. 障害福祉に関する部局 6. 子育てに関する部局 7. 戸籍に関する部局 8. 教育に関する部局 9. 就労に関する部局 10. 離別に関する部局 11. 連携していない 12. その他→FA
	全員	6 ひとり親支援にあたり、連携している外部機関についてご回答ください。連携していない場合は「22. 連携していない」をご選択ください。	MA 1. 女性相談支援センター（旧・婦人相談所） 2. 母子家庭等就業・自立支援センター 3. 母子生活支援施設 4. 法テラス 5. 社会福祉協議会 6. 病院事務所 7. 児童福祉施設（保育所、障害児関係施設、社会的養育関係施設等） 8. 教育施設（幼稚園、小中学校、教育委員会等） 9. 稽定期宅 10. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 11. 警察 12. 医療機関 13. 児童相談所 14. 要保護児童対策地域協議会 15. 児童心療法治療施設 16. 児童自立支援施設 17. こども家庭センター 18. 親育支援等相談支援センター 19. 法務局 20. 幸運士会 21. ハローワーク 22. 連携していない 23. その他→FA
	全員	7 ひとり親支援事業を実施していますか。	SA 1. はい 2. いいえ
3 親子交流支援事業	#3-1で[1.]を選択した方	1 親子交流支援事業を実施していますか。	SA 1. はい 2. いいえ
	#3-1で[1.]を選択した方	2 親子交流支援事業における年間相談件数（前年度・今年度）について、ご記入ください。活動実績が無い場合は「0」、算出していない等の場合は、「-」をご記入ください。	Num 相談件数（前年度）： 相談件数（今年度）：
	#3-1で[1.]を選択した方	3-I 親子交流支援事業に係る予算額（令和5年度、令和6年度それぞれ）：	Num ※地方単独事業分を含め、貴自治体の親子交流支援事業全体の金額を計上してください
	#3-1で[1.]を選択した方	3-II 3-Iで計上した金額のうち、地方単独事業を含む場合はその金額を入力してください。 ※国庫補助事業における自治体負担分は含みません。 ※ない場合には、「-」を入力してください。	Num
	#3-1で[1.]を選択した方	3-III 3-IIで地方単独事業の金額を入力いただいた場合、地方単独事業の内容についてご記載をお願いいたします。	FA
	#3-1で[1.]を選択した方	4 親子交流支援事業の実施にあたり、住民のニーズを把握していますか。	SA 1. はい 2. いいえ

	#3-4で【1.】を選択した方	5	住民のニーズをどのように把握していますか。	MA	1. 実態把握調査 2. ヒアリング 3. 事業実施時のアンケート 4. 住民からの相談時に把握 5. その他→FA
	#3-1で【1.】を選択した方	6	事業を始めたきっかけについて、当てはまるものをご選択ください。	MA	1. 住民からのニーズが高かったため 2. 離婚前後親支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため 3. 他自治体での効果的であることがわかったため 4. 親子支援で対応できない親子課題の解消のため 5. 国庫補助金を活用することで事業が実施しやすくなつたため 6. その他→FA
	#3-1で【1.】を選択した方	7	実施している事業内容をご選択ください。	MA	1. 父子交換に関する相談 2. 父子交換に関する父母間取り決め 3. 支援計画の策定 4. 父子交換の日程・場所の調整 5. 父子交換当日の立会い 6. 父子交換当日の子どもの引き渡し 7. 交渉後のアフターケア 8. その他→FA
	#3-1で【1.】を選択した方	8	3-7で選択したうち、外部機関に委託を行っている事業内容をご選択下さい。委託していない場合は「9. 委託していない」をご選択ください。	MA	1. 父子交換に関する相談 2. 父子交換に関する父母間取り決め 3. 支援計画の策定 4. 父子交換の日程・場所の調整 5. 父子交換当日の立会い 6. 父子交換当日の子どもの引き渡し 7. 交渉後のアフターケア 8. その他→FA 9. 委託していない
	#3-8で【1~8.】のいずれかを回答された方	9	外部機関に支援の委託を行っている場合、委託先をご選択ください。	MA	1. NPO法人などの民間団体 2. 社会福祉協議会 3. 両親士会 4. 全国母子嘉島福祉団体 5. その他→FA
	#3-8で【1~8.】のいずれかを回答された方	10	選択した委託先のおおよその予算をご記入ください。把握していない等の場合、「-」を記入ください。	Num	1. NPO法人などの民間団体 2. 社会福祉協議会 3. 両親士会 4. 全国母子嘉島福祉団体 5. その他
	#3-1で【1.】を選択した方	11	設定している支援要件についてご選択ください。支援要件を定めていない場合は「10. 支援要件は定めていない」をご選択ください。	MA	1. 同居親・別居親・親戚等交流対象が同自治体に住んでいる 2. 父子交換支援計画書を作成している 3. 父母間で父子交換の取り決めを行っている 4. 子どもの連れ去り、配偶者暴暴力、虐待の恐れがない 5. 過去に交流支援や自治体の支援を受けたことが無い 6. 支援範囲に一定の制限をかけている 7. 支援期間に一定の制限をかけている 8. 子どもの年齢に一定の制限をかけている 9. その他→FA 10. 支援要件は定めていない
	#3-1で【1.】を選択した方	12	支援対象者に対する、未支援事業の周知方法をご選択ください。特に取組を行っていない場合は「19. 周知していない」をご選択ください。	MA	1. ひとり親家庭の担当窓口での周知 2. 生活保護の担当窓口での周知 3. 母子保健の担当窓口での周知 4. 生活保護の担当窓口での周知 5. 困難な問題を抱える女性支援の担当窓口での周知 6. 障害者支援の担当窓口での周知 7. 子育ての担当窓口での周知 8. 戸籍の担当窓口での周知 9. 教育の担当窓口での周知 10. 住宅の担当窓口での周知 11. 就労の担当窓口での周知 12. 自治体HPPTの周知 13. 自治体のアプリ・SNS等への投稿 14. 市街・公共施設でのパンフレット・リーフレット配布 15. 支援対象者のパンフレット・リーフレット郵送 16. 支援対象者へのアプリ・SNS等での通知 17. 支援対象者へのアプリ・SNS等での通知 18. その他→FA 19. 周知していない
	#3-1で【1.】を選択した方	13	支援後の効果についてご選択ください。効果を確認できていない場合は「6. 把握していない」をご選択ください。	MA	1. 住民の健常度が向上した 2. 子どもの健全な発達に貢献した 3. 効果的な事例が確認された 4. 既存支援で対応できない親子課題が解消された 5. その他→FA 6. 把握していない
	#3-1で【1.】を選択した方	14	事業実施前の自治体の課題についてご選択ください。課題がない場合は「6. 特に課題はない」をご選択ください。	MA	1. 支援内容を検討する時間がない 2. 支援に関する親子のニーズが分からず 3. 対応可能な職員数が少くない 4. 対応可能な専門的な知識を持つ職員が少ない 5. その他→FA 6. 特に課題はない
	#3-1で【1.】を選択した方	15	事業実施後の自治体の課題についてご選択ください。課題がない場合は「12. 特に課題はない」をご選択ください。	MA	1. 支援対象者がからの相談件数が少ない 2. 支援対象者の利用件数が少ない 3. 支援の周知が進んでいない 4. 自治体側での連携がうまく取れていない 5. 自治体側の要因で、相談から活用までのハードルが高い 6. 利用者の要因で、相談から活用までのハードルが高い 7. 予算が不足している 8. 対応可能な職員数が少ない 9. 対応可能な専門的な知識を持つ職員が少ない 10. 実施の効果が見えない 11. その他→FA 12. 特に課題はない
4 離婚前後親支援	全員	1	離婚前後親支援事業を行っていますか。	SA	1. はい 2. いいえ

	#4-1で【1.】を選択した方	2-I	離婚前後親支援事業に係る予算額（令和5年度、令和6年度それれ）： ※地方単独分を含め、貴自治体の離婚前後親支援事業全体の合額を計上してください	Num	
	#4-1で【1.】を選択した方	2-II	2-Iで計上した金額のうち、地方単独分を含む場合はその金額を入力してください。 ※国庫補助事業における自治体負担分は含みません。 ※ない場合には、「-」を入力してください。	Num	
	#4-1で【1.】を選択した方	2-III	2-Ⅱで地方単独事業の合額を入力いただいた場合、地方単独事業の内容について記載をお願いいたします。	FA	
	#4-1で【1.】を選択した方	3	離婚前後親支援事業の実施にあたり、住民のニーズを把握していますか。	SA	1. はい 2. いいえ
	#4-3で【1.】を選択した方	4	住民のニーズをどのように把握していますか。	MA	1. 実態把握調査 2. ヒアリング 3. 事業活用時のアンケート 4. 住民からの相談時に把握 5. その他→FA
	#4-1で【1.】を選択した方	5	事業を始めたきっかけについて、当てはまるものご選択ください。	MA	1. 住民からニーズが高かったため 2. 縮小後親支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため 3. 他自治体の例で効果的であることがわかったため 4. 既存支援に対応できない(離子縛約の解消)ため 5. 国庫補助金を活用することで事業が実施しやすくなつたため 6. その他→FA
	#4-1で【1.】を選択した方	6	実施している事業内容をご選択ください。	MA	1. 縮小後親支援事業に関する相談 2. 親支援講座の実施 3. ひとり親家庭支援などに関する情報提供 4. 離育費等の履行権保証等に資する事業 5. 戸籍・住民担当部局との連携強化 6. 縮小後親からの支援体制強化 7. 公正証書等による費用名義の取得支援 8. 戸籍抄本等の書類取得支援 9. 離育費等の取り扱い等に関する弁護士への相談に関する支援 10. 離育費に係る保証契約における保証料への支援 11. 異別外紛争解決手続(ADR)等を利用し滞停に係る費用への支援 12. 公正証書等から滞停手続までの支援員による伴走支援 13. 離育費等の履行権保証に資する先駆的な取組 14. その他→FA 15. 委託していない
	#4-6でいずれかの選択肢を選択した方	7	#4-6にて選択した事業内容のうち、外部機関に委託を行っている事業内容をご選択ください。委託していない場合は「15. 委託していない」をご選択ください。	MA	1. 縮小後親支援事業に関する相談 2. 親支援講座の実施 3. ひとり親家庭支援などに関する情報提供 4. 離育費等の履行権保証等に資する事業 5. 戸籍・住民担当部局との連携強化 6. 縮小後親からの支援体制強化 7. 公正証書等による費用名義の取得支援 8. 戸籍抄本等の書類取得支援 9. 離育費等の取り扱い等に関する弁護士への相談に関する支援 10. 離育費に係る保証契約における保証料への支援 11. 異別外紛争解決手続(ADR)等を利用し滞停に係る費用への支援 12. 公正証書等から滞停手続までの支援員による伴走支援 13. 離育費等の履行権保証に資する先駆的な取組 14. その他→FA 15. 委託していない
	#4-8で【1~13.】のいずれかを回答された方	8	外部機関に支援の委託を行っている場合、委託先をご選択ください。	MA	1. NPO法人などの民間団体 2. 社会福祉協議会 3. 弁護士会 4. 全国母子寡婦福祉団体 5. その他→FA
	#4-8で【1~13.】のいずれかを回答された方	9	4-8で選択した事業を請け負う委託先のおおよその予算をご記入ください。 把握していない等の場合は、「-」をご記入ください。	Num	1. NPO法人などの民間団体 2. 社会福祉協議会 3. 弁護士会 4. 全国母子寡婦福祉団体 5. その他
	#4-6でいずれかの選択肢を選択した方	10	#4-6にて選択した実施している事業の利用人数をご記入ください。	Num	1. 縮小後親支援事業に関する相談 2. 親支援講座の実施 3. ひとり親家庭支援などに関する情報提供 4. 離育費等の履行権保証等に資する事業 5. 戸籍・住民担当部局との連携強化 6. 縮小後親からの支援体制強化 7. 公正証書等による費用名義の取得支援 8. 戸籍抄本等の書類取得支援 9. 離育費等の取り扱い等に関する弁護士への相談に関する支援 10. 離育費に係る保証契約における保証料への支援 11. 異別外紛争解決手続(ADR)等を利用し滞停に係る費用への支援 12. 公正証書等から滞停手続までの支援員による伴走支援 13. 離育費等の履行権保証に資する先駆的な取組 14. その他→FA
	#4-6で【2】を選択した方	11	親支援講座を実施している場合、支援形式についてご選択ください。複数の支援形式を実施している場合、一つでも当てはまる場合はご選択ください。	MA	1. 個別ヒアリング・個別相談(対面) 2. 個別ヒアリング・個別相談(オンライン) 3. グループ対講(対面) 4. グループ対講(オンライン) 5. 講座(対面) 6. 講座(オンライン) 7. 動画・冊子などによる情報提供 8. その他
	#4-6で【2】を選択した方	12	親支援講座を実施している場合、支援の時間帯についてご選択ください。 各時間の基準については、下記の通りです。 ・日中～夕方：8:00～18:00の間 ・夜間：18:00以降 ・早朝：8:00以前	MA	1. 平日(月～金) 日中～夕方 2. 平日(月～金) 夜間 3. 平日(月～金) 早朝 4. 休日(土日祝日) 日中～夕方 5. 休日(土日祝日) 夜間 6. 休日(土日祝日) 早朝

	#4-6で[2]を選択した方	13	親支援講座を実施している場合、講師・担当者についてご選択ください。	MA	1. 学識経験者 2. 元家庭裁判所調査官 3. 民間団体・企業 4. 各種相談員等の知見のある権員 5. 自治体の担当職員 6. その他→FA
	#4-1で[1.]を選択した方	14	支援対象者に対する、本支援事業の周知方法をご選択ください。特に取組を行っていない場合は「19. 周知していない」をご選択ください。	MA	1. ひとり親支援の担当窓口 2. 生活保護の担当窓口での周知 3. 母子保健の担当窓口での周知 4. 生活保護の担当窓口での周知 5. 困難な問題を抱える女性支援の担当窓口での周知 6. 障害者支援の担当窓口での周知 7. 子育ての担当窓口での周知 8. 戸籍の担当窓口での周知 9. 教育の担当窓口での周知 10. 住宅の担当窓口での周知 11. 就労の担当窓口での周知 12. 自治体のHPでの周知 13. 自治体のアプリ・SNS等への掲載 14. 市街・公共施設でのポスター掲示 15. 市街・公共施設でのパンフレット・リーフレット配布 16. 支援対象者へのパンフレット・リーフレット郵送 17. 支援対象者へのアプリ・SNS等での通知 18. その他→FA 19. 周知していない
	#4-1で[1.]を選択した方	15	支援後の効果についてご選択ください。効果を把握していない場合は「6. 把握していない」をご選択ください。	MA	1. 住民の満足度が向上した 2. 子どもの健全な発達に貢献した 3. 効率的な事例が認めた 4. 既存支援で対応できない親子課題が解消された 5. その他→FA 6. 把握していない
	#4-1で[1.]を選択した方	16	事業実施前の自治体の課題についてご選択ください。課題がない場合は「6. 特に課題はない」をご選択ください。	MA	1. 支援内容を検討する時間がない 2. 支援に関する既存のデータが少ないので 3. 対応可能な権員数が少ない 4. 対応可能な専門的な知見を持つ権員が少ない 5. その他→FA 6. 特に課題はない
	#4-1で[1.]を選択した方	17	事業実施後の自治体の課題についてご選択ください。課題がない場合は「12. 特に課題はない」をご選択ください。	MA	1. 支援対象者からの相談件数が少ない 2. 支援対象者の利用件数が少ない 3. 支援の周知が進んでいない 4. 自治体側の要因で、相談から活用までのハードルが高い 5. 利用者の要因で、相談から活用までのハードルが高い 7. 予算が不足している 8. 対応可能な権員数が少ない 9. 対応可能な専門的な知見を持つ権員が少ない 10. 実施の効果が見えない 11. その他→FA 12. 特に課題はない
5 管理費等支援事業	全員	1	管轄費等支援事業を行っていますか。	SA	1. はい 2. いいえ
	#5-1で[1.]を選択した方	2	管轄費等支援事業における年間相談件数（前年度・今年度）について、ご記入ください。活用実績が無い場合は「0」、算出していない場合は、「-」を記入ください。	Num	相談件数（前年度）： 相談件数（今年度）：
	#5-1で[1.]を選択した方	3-I	管轄費等支援事業に係る予算額（令和5年度、令和6年度それぞれ）： ①： ※地方単独分を含め、管轄費等支援事業全体の金額を計上してください	Num	
	#5-1で[1.]を選択した方	3-II	3-Iで計上した金額のうち、地方単独事業を含む場合はその金額を入力してください。 ※国庫補助事業における自治体負担分は含みません。 ※ない場合には、「-」を入力してください。	Num	
	#5-1で[1.]を選択した方	3-III	3-IIで地方単独事業の合額を入力しない場合、地方単独事業の内容についてご記載をお願いいたします。	FA	
	#5-1で[1.]を選択した方	4	管轄費等支援事業の実施にあたり、住民のニーズを把握していますか。	SA	1. はい 2. いいえ
	#5-4で[1.]を選択した方	5	住民のニーズをどのように把握していますか。	MA	1. 実態把握調査 2. ヒアリング 3. 事業実用時のアンケート 4. 住民からの相談時に把握 5. その他→FA
	#5-1で[1.]を選択した方	6	事業を始めたきっかけについて、当時はまるものをご選択ください。	MA	1. 住民からのニーズが高かったため 2. 管轄費等支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため 3. 他自治体の所で効果的であることがわかったため 4. 既存支援で対応できない親子課題の解消のため 5. 国庫補助金を活用することで事業が実施しやすくなったため 6. その他→FA
	#5-1で[1.]を選択した方	7	実施している事業内容をご選択ください。	MA	1. 相談員による手続き相談 2. SNS等活用した相談支援 3. 井康士会による説明会 4. 井康士会と連携した個別相談 5. 法テラスと連携した個別相談 6. 家庭裁判所への同行 7. その他→FA
	#5-1で[1.]を選択した方	8	5-7で選択した事業内容のうち、外部機関に委託を行っている事業内容をご選択ください。委託していない場合は「8. 委託していない」をご選択ください。	MA	1. 相談員による手続き相談 2. SNS等活用した相談支援 3. 井康士会による説明会 4. 井康士会と連携した個別相談 5. 法テラスと連携した個別相談 6. 家庭裁判所への同行 7. その他新たな取り組み→FA 8. 委託していない

	#5-8で【1~7.】のいずれかを回答された方	9	外部機関に支援の委託を行っている場合、委託先をご選択ください。	MA	1. NPO法人などの民間団体 2. 社会福祉協議会 3. 介護士会 4. 全国母子寡婦福祉団体 5. その他
	#5-8で【1~7.】のいずれかを回答された方	10	選択した委託先のおおよその予算をご記入ください。把握していない場合は、「-」をご記入ください。	Num	1. NPO法人などの民間団体 2. 社会福祉協議会 3. 介護士会 4. 全国母子寡婦福祉団体 5. その他
	#5-BCTで【1,3】を選択した方	11	相談員による手続き相談および介護士による説明会を実施している場合、支援形式についてご選択ください。複数の支援事業を実施している場合、一つでも当時はまる場合はご選択ください。	MA	1. 個別ヒアリング・個別相談(対面) 2. 個別ヒアリング・個別相談(オンライン) 3. 説明会(対面) 4. 説明会(オンライン)
	#5-8で【1~5.】を選択した方	12	相談員による手続き相談、SNS等を活用した相談支援、介護士による説明会、介護士会と連携した個別相談法テラスと連携した個別相談を実施している場合、支援の時間帯についてご選択ください。複数の支援事業を実施している場合、一つでも当時はまる場合はご選択ください。 各時間の基準については、下記の通りです。 ・日中～夕方：8:00-18:00の間 ・夜間：18:00以降 ・早朝：8:00以前	MA	1. 平日（月～金）日中～夕方 2. 平日（月～金）夜間 3. 平日（月～金）早朝 4. 休日（土日祝日）日中～夕方 5. 休日（土日祝日）夜間 6. 休日（土日祝日）早朝
	#5-1で【1.】を選択した方	13	支援対象者に対する、本支援事業の周知方法をご選択ください。特に取組を行っていない場合は「19. 周知していない」をご選択ください。	MA	1. ひとり親支援の担当窓口 2. 生活相談の担当窓口での周知 3. 母子保健の担当窓口での周知 4. 生活保健の担当窓口での周知 5. 困難な問題を抱える女性支援の担当窓口での周知 6. 障害福祉の担当窓口での周知 7. 子育ての担当窓口での周知 8. 戸籍の担当窓口での周知 9. 教育の担当窓口での周知 10. 住宅の担当窓口での周知 11. 就労の担当窓口での周知 12. 自治体HPでの周知 13. 自治体のアプリ・SNS等への投稿 14. 市街・公共施設でのポスター・掲示 15. 市街・公共施設でのパンフレット・リーフレット配布 16. 支援対象者へのパンフレット・リーフレット郵送 17. 支援対象者へのアプリ・SNS等での通知 18. その他→FA 19. 周知していない
	#5-1で【1.】を選択した方	14	支援後の効果についてご選択ください。効果を確認できていない場合は「6. 把握していない」をご選択ください。	MA	1. 住民の満足度が向上した 2. 子どもの健全な発達に貢献した 3. 効率的な事例が確認された 4. 既存支援で対応できない親子課題が解消された 5. その他→FA 6. 把握していない
	#5-1で【1.】を選択した方	15	事業実施前の自治体の課題についてご選択ください。課題がない場合は「6. 特に課題はない」をご選択ください。	MA	1. 支援内容を検討する時間がない 2. 支援に関する親子のニーズが分からない 3. 対応可能な職員数が少ない 4. 対応可能な専門的な知識を持つ職員が少ない 5. その他→FA 6. 特に課題はない
	#5-1で【1.】を選択した方	16	事業実施後の自治体の課題についてご選択ください。課題がない場合は「12. 特に課題はない」をご選択ください。	MA	1. 支援対象者からの相談件数が少ない 2. 支援対象者の利用件数が少ない 3. 支援の周知が進んでいない 4. 自治体での連携がうまく取れていない 5. 自治体側の要因で、相談から活用までのハードルが高い 6. 利用者側の要因で、相談から活用までのハードルが高い 7. 予算が不足している 8. 対応可能な職員数が少ない 9. 対応可能な専門的な知識を持つ職員が少ない 10. 實施の効果が見えない 11. その他→FA 12. 特に課題はない

令和 6 年度子ども・子育て支援調査研究事業

発行日：令和 7 年 3 月
編集・発行：PwC コンサルティング合同会社